

特許庁委託  
ジェトロ知的財産権情報

# 模倣対策マニュアル

インド編

2005年3月

JETRO

## はじめに

我が国とアジア太平洋地域との経済的相互依存関係の深まりの中で、今後とも我が国企業の同地域への進出、事業展開のより一層の拡大が見込まれるところ、我が国企業が今後地域社会において事業を展開していく前提として、商標・意匠・特許等の知的財産権が国内のみならず投資先においても適切に保護されることが不可欠となっています。

開発途上国における知的財産権制度は WTO・TRIPS 協定の成立、APEC の進展などを受けて近年急速に整備されてきたものの、いまだに不備な部分が残されており、また制度が存在していても運用面、特にエンフォースメントが適切になされていないため、一般的に投資先としての知的財産権保護とそれにより生じる収益の回収が十分になされていない状況がみられます。

特に、アジア太平洋地域においては、商標・意匠を中心にして、我が国企業の製品に対する模倣が相当程度増加しつつあり、我が国企業の真正商品のマーケットシェアおよび企業のイメージに悪影響を及ぼしています。

このような状況下、ジェットロでは、平成 9 年度より特許庁から委託を受け、「海外知的財産侵害対策強化事業」として、海外における我が国企業の知的財産保護に関する各種事業を実施しております。平成 16 年度は、中国、韓国、タイを中心として、知的財産保護に関する情報収集・提供、個別相談などを実施いたしました。

ここに本事業において収集した情報を基に、「模倣対策マニュアル インド編」を作成しましたのでお届けします。また、ジェットロホームページにおいても同情報をご覧頂くことが可能です。( <http://www.jetro.go.jp/indexj.html> ) 本事業及び本書が皆様のお役に立てば幸いです。

2005 年 3 月

日本貿易振興機構  
経済分析部  
知的財産課

# 目次

## イントロダクション

### 第 I 章 IPR の取得

<b>特許</b> .....	<b>1</b>
(i) 経緯、現行法、条約 .....	1
(ii) 特許庁および審判部 .....	1
(iii) 特許の対象 .....	2
(iv) 手続き .....	3
a. 出願および手続き遂行	
b. 審査	
c. 予測性ある場合の手続き	
d. 権利侵害の可能性ある場合の手続き	
(v) 異議 .....	12
a. 付与前意義の根拠	
b. 付与前意義の手続き	
c. 付与後意義の根拠	
d. 付与後意義の手続き	
(vi) 追加特許 .....	14
(vii) 特許付与および権利 .....	15
a. 失効特許の回復	
(viii) 権利譲渡および実施許諾 .....	16
(ix) 特許の放棄および取消 .....	17
(x) 強制実施権 .....	17
a. 公衆の要求の不満足を証明する要素	
b. 強制実施権の根拠の例外	
c. 強制実施許諾の手続き	
d. 不実施による特許取消	
e. 中央政府の告示に基づく強制実施権	
(xi) 政府による使用または取得.....	22
a. 政府による使用	
b. 出願前の政府による使用	
c. 特許付与後の政府による使用	
d. 政府による取得	
e. 紛争解決の手続き	
f. 特定の場合の政府判断	
(xii) 特許の実施 .....	25
a. 管理官の要請により提出する情報	
b. 定期的に提出する情報	
<b>意匠</b> .....	<b>26</b>
(i) 法定主題 .....	26
(ii) 登録手続 .....	27

a.	登録出願	
b.	互惠協定	
c.	意匠見本	
d.	受理	
(iii)	意匠手続	29
(iv)	登録意匠に対する著作権	29
(v)	意匠の登録	29
	a. 登録簿の訂正	
(vi)	失効した意匠の修復	30
(vii)	物品のマーキング	31
(viii)	登録の取り消し	31
<b>商標</b>		<b>32</b>
(i)	沿革、現行法、条約等	33
(ii)	商標登録局および商標審判部	33
(iii)	商標の定義および種類	35
(iv)	登録可能性および登録拒絶の根拠	35
(v)	「欺瞞的類似性」	38
(vi)	商標の「使用」	40
(vii)	周知商標	41
(viii)	商標の登録	43
	a. 登録出願および起訴	
	b. 受理および公告	
	c. 登録および更新	
(ix)	商標の譲渡/移転	45
(x)	商標の実施許諾	47
(xi)	異議申立手続	48
	a. 根拠	
	b. 手続	
(xii)	訂正手続の方法	50
	a. 訂正の根拠	
	b. 訂正手続の手順	
(xiii)	団体商標および証明商標	54
	a. 団体商標	
	b. 証明商標	
(xiv)	商標に関する最善の慣行	56
<b>著作権</b>		<b>58</b>
(i)	沿革、現行法、条約等	56
(ii)	著作権管理事務局および著作権審判部	59
(iii)	著作権および著作権を有する著作物の意味	59
(iv)	著作権の著者および所有権	65
(v)	著作権の譲渡	66
(vi)	著作権の期間	67
(vii)	著作権の実施権	68

(viii)	国際著作権 .....	69
(ix)	著作権の登録 .....	69
(x)	道徳的権利 .....	70
(xi)	放映機関の権利および出演者の権利 .....	70
<b>第 章</b>	<b>IPR の行使</b>	
<b>特許</b> .....		<b>73</b>
(i)	侵害 .....	73
	a. 侵害訴訟を提起できる者	
	b. 専用実施権者も訴訟を提起できる	
	c. 強制実施権の保有者の権利	
(ii)	裁判管轄 .....	74
(iii)	例外および適用除外 .....	74
(iv)	救済手段および救済 .....	74
	a. 専用実施権者のための救済手段	
	b. 裁判所の損害賠償または利益の計算を認める限定的な権限	
	c. 一部有効な明細書の侵害に関する救済	
(v)	立証責任 .....	75
(vi)	抗弁 .....	76
(vii)	非侵害に関する確認訴訟 .....	76
(viii)	根拠のない脅迫に対する救済 .....	76
<b>意匠</b> .....		<b>77</b>
(i)	意匠における海賊行為および著作権侵害 .....	77
(ii)	救済手段 .....	78
(iii)	損害賠償の支払いの例外 .....	78
<b>商標</b> .....		<b>79</b>
(i)	商標の侵害 .....	79
	a. 商標侵害行為	
	b. 侵害の例外および適用除外規定	
	c. 救済手段および救済	
(ii)	違法行為および罰則 .....	82
(iii)	その他 .....	83
	a. 商品の輸入禁止	
	b. 法的手続開始の脅迫	
	c. 裁判管轄	
<b>著作権</b> .....		<b>85</b>
(i)	著作権侵害 .....	85
	a. 侵害の例外	
	b. 救済手段および救済	
(ii)	違法行為および罰則 .....	88
(iii)	裁判管轄 .....	89

<b>法的手続</b>	<b>89</b>
(i) 訴訟の提起	89
(ii) 侵害および詐称通用の併合訴訟・訴訟原因の併合	90
(iii) 差止命令、裁判所担当官の任命等の暫定的申請	90
(iv) 差止命令の付与	90
(v) 一方的差止命令	91
(vi) その他の手続	91
(vii) 出訴期限	92
(viii) 訴訟原因	92
(ix) 訴訟提起の遅れ	92
(x) 消滅時効	93
(xi) 黙認	93
(xii) 刑事上の手続	93
(xiii) IPR 行使の問題	94
a. 海賊行為および偽造の発生	
b. 海賊行為に関する統計	
c. 権利行使の問題	
d. 今後の改革	
<b>第 章</b>	<b>詐称通用</b>
(i) 詐称通用とは	98
(ii) 詐称通用の基本的要素	99
(iii) 営業権	100
(iv) 世界的名声	100
(v) 混同および誤認を生じさせるおそれ	102
(vi) 事業分野	102
(vii) インドの裁判所における様々な先例	103
a. 文字商標	
b. 原告の商標を含む被告の名称	
c. 非営利組織	
d. 表装・トレードドレス・商標ラベル中の美術的著作物・商品の 外観および外部形態・物品の形状	
e. 商号	
f. ドメイン名	
(viii) 詐称通用に関する法的手続	106
(ix) 詐称通用における抗弁	106
<b>第 章</b>	<b>技術移転・認可</b>
(i) 技術移転・ロイヤルティ支払いに関する政府規制	108
a. 協力方法	
b. 認可される支払方法	
c. 支払条件	

- d. 商標またはブランド名に関するロイヤルティの支払い
  - e. 商標およびブランド名を含む技術移転に関するロイヤルティ
  - f. 政府による認可
- (ii) **トレードシークレットおよび秘密情報** ..... 110
- a. 秘密情報
  - b. 契約上の保護
  - c. エクイティ上の保護
  - d. 救済手段

## 第 I 章 IPR の取得

### 特許

#### (i) 経緯、現行法、条約

1970 年特許法と 2003 年特許規則が特許に適用される法規である。インドは TRIPS 協定、パリ条約、PCT およびブタペスト条約の締約国であり、同国の法律はこれらの条約の規定と整合するように適宜改正されてきた。2004 年 12 月 26 日、インド大統領は 2004 年特許（改正）令を公布した。同令は、2005 年 1 月 1 日以降物質特許を導入し、TRIPS 協定に基づくインドの義務を履行することを主な目的とするもので、2005 年 1 月 1 日にしかるべく施行された。1970 年特許法（本法律）はこの他にも改正が為されているが、大統領令は主に、国会に提出されたものの可決されることなく廃案となった 2004 年特許（改正）法案に基づいている。大統領令は 6 カ月間有効で、国会はその間に同令を承認し、立法化することができる。同令に基づき、2005 年特許（改正）規則が 2004 年 12 月 31 日に公布された。

#### (ii) 特許庁および審判部

特許庁は特許を付与する公の法定機関であり、特許管理官が法定の権限を有している。特許庁には意匠登録に関する法定の権限を有する意匠管理官もいる。審判部も本法律に規定されているが、まだ機能していない。審判部が特許に関して機能するようになれば、1999 年商標法に基づき設置された審判部と同様の役割を果たすようになる。

特許庁の本庁はカルカッタにある。さらに、デリー、ムンバイ、チェンナイの 3 箇所に支局がある。支局の機能は、明示的に本庁に限定されている事項を除き、すべての目的において本庁と同一である。本庁のみが実施できる特定の機能は次の通りである。

1. インドに居住する特許出願人に対し、6 週間の制限期間が満了する前に海外で対応する出願を行うことを許可する。
2. 原子力エネルギーに関する場合、中央政府の指示に基づき特許を取り消すか、完全明細書を補正させる。
3. 弁理士登録簿を維持管理する。

(iii) 特許の対象本法律は、進歩性があり、産業上の利用が可能な新しい物や方法が特許であると定義している。「進歩性」とは、発明を当業者にとって非自明なものにならしめる特徴をいう。発明を特許化するためには、新規性、非自明性、進歩性を備えていなければならない、有用であることを要する。

新規性を有するためには、発明は、

1. 1912年1月1日以降にインドで為された特許出願の過程で提出された明細書の中で、その発明の優先日前に公開されてはならない。
2. インドまたは世界の他地域においてその他の文献の中で、その発明の優先日前に公開されてはならない。
3. インド国内でその発明の優先日前に公知であってはならず、公に使用されてはならない。
4. インドにおける特許出願の過程で提出され、その発明の優先日以降に公開された完全明細書のクレームの優先日が先行する場合には、その中で請求されてはならない。インドを指定した PCT 国際出願は、本法律に基づく特許出願とみなされるので、インドを指定し、インド特許庁における国内段階を適切に開始した PCT 国際出願の明細書でその発明の優先日前に公開された場合、およびその発明の優先日以降に公開された PCT 国際出願のクレームの請求であっても、そのクレームの優先日が先行する場合は、新規性の障害となる。

新規性は次の行為によって損なわれない。

1. 発明の実体を調査するために、政府または政府から授権された者に事前に伝達すること、およびその結果として調査目的で行われる事項
2. 特許権者または出願人によるか、その同意を得た上での、合理的な試用のみを目的とする発明の公開実施。ただし、その実施が合理的に必要であり、その後 1 年以内に特許出願されることを条件とする。
3. 発明者の同意を得て公に認知された博覧会で発明を展示し、その結果として発明を公表・使用すること、または学術関係者の面前で発明者が読み上げるか、発明者の同意を得て学術関係者の会報で発表する論文で発明について説明すること。ただし、これらすべての場合において、博覧会の初日または読み上げ・発表の日から 12 カ月以内に特許出願されることを条件とする。
4. 発明者から公表する対象を取得した第三者による、出願日または優先日前に発明者の同意を得ずに行う発明の公表。ただし、発明者がその公表を知るに至った場合、その後合理的に可能な限り速やかに特許出願されることを条件とする。

新規性、進歩性および有用性の一般要件に適合しない対象に加えて、下記を特許化することはできない。

1. 不真面目であるか、確立された自然法則に明らかに反する主張をする発明
2. その主要または意図された用途または商業利用が公の秩序・道義に反するか、人や動植物の生命・健康または環境に重大な害を及ぼすような発明

- 3 科学原理の単なる発見、または抽象理論の定式化、自然界に発生する生命体・非生命体の発見
- 4 既知の物質の新規特性や単なる新規用途の単なる発見、または既知の方法、機械、装置の単なる用途の単なる発見。ただし、その既知の方法が新製品を生み出すか、少なくとも1つの新しい反応物を使用する場合を除く。
- 5 単なる混合によって得られる物質であって、その構成要素の特性の寄せ集めに過ぎないもの、またはその物質を生成する方法
- 6 それぞれが既知の方法で互いに独立して機能する、既知の装置の単なる配置・再配置または複製
- 7 農業または園芸の方法
- 8 人間の薬物、外科、治癒、予防、診断、治療その他による処置の方法、または動物の病気を治癒するか、動物やその生産物の経済的価値を高める同様の処置の方法
- 9 微生物を除く動植物の全部またはその一部。
- 10 その技術の産業応用またはハードウェアとの組み合わせを除く、コンピュータ・プログラム自体
- 11 計算方法、ビジネス・モデルまたはアルゴリズム
- 12 映画作品およびテレビ番組を含む、文学、演劇、音楽、芸術作品その他の美的創作物
- 13 心的活動を行う単なる方式、規則、方法または遊戯方法
- 14 情報の提示
- 15 集積回路の構造図
- 16 従来知識に相当するか、従来既知の構成要素から成る既知の特性の集合・複製に相当する発明
- 17 原子力エネルギーに関する発明

#### (iv) 手続き

##### a. 出願および手続き遂行

発明の特許出願は、発明の真正な最先発明者、発明の真正な最先発明者の譲受人、生存中に出願の権利を有していた死亡者の法定代理人が単独または他の者と共同で行うことができる。法人は譲受人の資格で特許出願することができる。本法律に基づき特許付与を申請するか、特許所有権者または特許所有権者の譲受人として登録されるか、本法律の下で付与される特許の実施権を申請または保有する権利は、非互惠国の国民には付与されない。非互惠国とは、自国民に与えるものと同様の特許付与と特許権保護に関する権利をインド国民に認めない国をいう。

出願様式 - 特許出願は所定様式を用いて行う。権利譲渡のための出願である場合、出願人は、出願書提出から3カ月以内に出願権の証拠を提出しなければならない。出願書には出願人が発明

を所有している旨を記載する。出願人が発明者でない場合、出願書に発明の真正な最先発明者を記名して、その旨を宣言しなければならない。

出願書には対応する外国出願の詳細に関する供述書と誓約書を添付する必要がある。出願人が（単独または他の者と共同で）同一または実質的に同一の発明の特許出願をインド以外の国で行った場合、出願人は、その出願から 3 カ月以内にその旨を管理官に届け出なければならない。出願人はインド以外の国で行った出願の詳細を管理官に提出する必要がある。加えて、出願人は、特許が付与または拒絶されるまで、インド以外の国で行った同一または実質的に同一の発明の出願の詳細をその出願から 3 カ月以内に書面で管理官に届け出る旨の誓約書を所定様式で提出しなければならない。さらに、管理官は、特許が付与または拒絶されるまでの間いつでも、インド国外の出願の進行状況について詳細を提出するよう出願人に要求することができる。この場合、出願人は、管理官からその旨の連絡を受けてから 3 カ月以内に、要求された詳細を提出しなければならない。

*仮明細書および完全明細書* - 各特許出願書には仮明細書または完全明細書を添付しなければならない。仮明細書を添付して出願した場合、仮明細書の提出日から 12 カ月以内に完全明細書を提出し、出願が破棄されるのを防止する。管理官は、同一出願人の提出による仮明細書が添付された 2 件以上の出願が単一の発明に関連するか、単一の発明を構成し、単一の特許にまとめられると思える場合、それらすべての出願について完全明細書を 1 件のみ提出することを出願人に認めてもよい。ただし、その完全明細書は、仮明細書が添付された出願のうち、最も早い出願日から 12 カ月以内に提出しなければならない。管理官は、出願人の要請に基づき、完全明細書の提出日から 12 カ月間いつでも、その明細書を仮明細書とみなすよう指示し、それに応じて出願を処理することができる。さらに、仮明細書が提出されている場合、管理官は、出願人の要請に基づき、特許が付与される前いつでも、その仮明細書を取り消し、出願の日付を完全明細書の提出日に遅らせることができる。

仮明細書提出後に完全明細書を提出した場合、または優先権が主張された出願書を提出した場合、完全明細書と共に、またはその後 1 カ月以内に、発明者の要件に関する宣言書を所定様式で提出しなければならない。宣言書には発明者の氏名、正確な住所および国籍を記載する。宣言書に発明者として記名された者が出願書ではそのように記載されていない場合、その者は、完全明細書に記載されている発明に同意する旨の供述書に署名しなければならない。

*明細書の内容* - 各明細書は仮または完全を問わず所定様式で作成する。明細書（仮または完全）は、発明について説明し、始めに発明内容を十分に表す表題を記載する。表題は通常 15 語以内で発明の具体的特徴を開示するものとする。完全明細書は、発明とその作用・用途および発明を実施する方法について十分かつ具体的に説明し、出願人が知っていて、保護を求めることができる発明の最良の実施方法を開示しなければならない。

完全明細書は保護を求める発明の範囲を定義する一連のクレームで終える。クレームは、単一の発明に関連するか、組み合わせさせて単一の発明概念を形成する一群の発明に関連するものとし、明確かつ簡潔であり、明細書で開示される事項に適切に基づいていなければならない。

完全明細書には明細書を補足する図面を添付してもよい。管理官は、明細書に図面が添付されておらず、発明を明確に説明するために図面が不可欠と思える場合、図面を要求することができる。この場合、少なくとも 1 式の図面を耐久性のある用紙を用いて簡潔かつ明瞭に作成しなければならない。図面を作成する場合は、標準 A4 サイズ (29.7 cm x 21 cm) の用紙を使用し、各ページの上部と左側に少なくとも 4 cm の余白、下部と右側に 3 cm の余白を残す。さらに、発明を明確に表すのに十分な大きさの縮尺とし、図面上に寸法を表記してはならない。図面内の図には連番を振り、左上隅には出願人の氏名、右上隅には全体の枚数と各ページの連番を記載する。右下隅には出願人またはその代理人が署名する。フロー図を除き説明事項を図面に載せてはならない。

模型や見本は、特許庁が要求する場合にのみ提出することができ、明細書の一部とはみなされない。

完全明細書には抄録も添付し、発明に関する技術的情報を記載する。抄録は表題で始め、発明の簡潔な要約を含める必要がある。要約には、発明の技術分野、発明が対処する技術的問題、解決提案および発明の主用途について 150 語以内で明確に記述する。必要に応じて抄録に化学式を含め、発明の特性を明らかにすることができる。明細書に図面が添付されている場合、出願人は、公開される抄録に付随する図を指示することができる。抄録に記載し、図面によって説明する主な各特徴には、図面で使用した参照記号を付ける。抄録は、特定の技術分野を検索するための効率的な手段となるように作成しなければならない。

発明や発明の最良の実施・使用方法を十分に説明するために明細書で生物材料に言及しており、その生物材料が一般に入手可能なものでない場合、出願人は、ブタペスト条約に基づき、その材料を国際寄託当局に寄託しなければならない。生物材料の寄託はインドにおける対応する特許の出願日までに行うものとし、出願日から 3 カ月以内に明細書でその材料に言及する。その材料を正確に特定または表示する、その材料の入手可能なあらゆる特性（寄託機関の名称・住所、その機関に寄託した日付、寄託した材料の数を含む）を明細書で開示する。さらに、関連の規定により、インドにおける出願日の後または優先権が主張されている場合には優先日の後に限り、寄託機関に寄託した材料を一般に入手できるようにすることが要求されている。出願人は明細書に記載の生物材料の供給元と原産地も開示しなければならない。

付与済みの特許または提出済みの特許出願（主発明）の改良・変更に関する特許が出願された場合、管理官は、特許権者の申請に基づき、その改良の特許を追加特許として付与することができる。付与した特許が同一特許権者の別の特許（主発明）の改良である場合、管理官は、特許権者の申請に基づき、その付与済みの特許を取り消し、取り消された特許に相当する主発明の追加特

許を付与することもできる。出願日が主発明の出願日と同一であるか、これより遅い場合にのみ、追加特許として特許を付与することができ、追加特許は主発明に関する特許が付与される前に付与されることはない。追加特許の存続期間は、主発明の特許と同一の期間、または主発明の特許が有効である限り、追加特許が失効せず存続する限りの期間が認められる。主発明の特許が期間満了前に取り消された場合、管理官は、特許権者の申請に基づき、追加特許を独立特許にすることができる。追加特許に対し更新料を支払う必要はないが、追加特許が独立特許になった場合には、その特許が当初から独立特許として付与されていた場合と同様に更新料を支払わなければならない。

*国際手続き* - インドも締約国または当事国である、国際、地域または二国間の条約・協定の締約国（者）または当事国（者）である国または国グループ、諸国連合、政府間組織がインドの特許出願人または国民に対し、自国民に与えるものと同様の特許付与と特許権保護に関する特権を認める場合、本法律に基づく条約国とみなされる。

条約国がインド国民に対し、自国民に与えるものと同様の特許付与と特許権保護に関する権利を認めなかった場合、その国の国民は、単独または他の者と共同であるかを問わず、本法律に基づき特許付与を申請するか、特許所有権者として登録されるか、特許所有権者の譲受人として登録されるか、本法律の下で付与される特許に基づく実施権を申請または保有する権利を認められない。

ある者が条約国で発明に関する特許出願（以下「基礎出願」という）を行った上で、基礎出願日後 12 カ月以内に本法律に基づく特許出願を行う場合、完全明細書のクレーム（基礎出願で開示された事項に基づくクレーム）の優先日は、基礎出願を行った日となる。2 カ国以上の条約国で発明に関する同様の保護を求めて出願した場合、この 12 カ月の期間は、そのうち早い方の出願日または最も早い出願日から起算する。

同種であるか、一方が他方の変更である 2 件以上の発明について 1 カ国以上の条約国で保護が申請された場合、その保護申請の最も早い日から 12 カ月以内にいつでも、それら発明について単一の条約出願を行うことができる。ただし、その出願を行う際の支払手数料は、その各発明について個別の複数出願が行われた場合と同一である。

各条約出願書には完全明細書を添付すると共に、保護申請を行った日付と条約国を記載する。さらに、出願人または出願人に所有権を移転した者によって、その発明に関する保護が条約国でその日付の前に申請されていない旨を記載する。完全明細書には、条約国で保護を申請した発明の開発または追加のクレームを含めることができる。完全明細書に加えて、出願人が基礎出願を行った条約国の特許庁に提出または寄託し、条約国の特許庁長官が認証したか、その他の方法で管理官の満足がいくように証明された明細書またはこれに相当する文書の写しを、出願書と共に、またはその後 3 カ月以内に、または管理官が正当な理由をもって認める延長期間内に、提出しなければならない。明細書その他の文書が外国語で記述されている場合、宣誓書を添付するか、そ

他の方法で管理官の満足がいくように証明された英語翻訳文をその明細書または文書に添付する。

上記の本法律の規定は、別段の記載がない限り、通常出願とそれに基づく特許に適用されるのと同様に、条約出願とそれに基づく特許に適用される。

*特許協力条約 (PCT) に基づく国際出願* - PCT に基づく国際出願は管轄官庁に提出すればよく、そこで処理される。特許庁（長官）が管轄官庁であり、PCT に定める受理官庁、指定官庁および選択官庁としての役割を果たす。管轄官庁は、PCT に定めるところに従い、世界知的所有権機関（WIPO）の国際事務局（IB）、国際調査機関（ISA）および国際予備審査機関（IPEA）と協力する。

受理官庁としての管轄官庁に提出する国際出願書は、英語またはヒンズー語を使用して、本法律の所定手数料と PCT の所定手数料と共に 3 部提出する。管轄官庁は、国際出願書を受領した時点で、その 1 部を WIPO の IB に記録用に送付し、もう 1 部を管轄 ISA に調査用に送付する。管轄官庁は、出願人からの申請を受理し、所定手数料が支払われた時点で、優先権証明書の認証謄本を作成し、それを WIPO の IB に送付する。管轄官庁は同時に、出願の詳細をインドの特許庁本庁に提供する。

インドを指定・選択した国際出願に対応する国内出願は、所定様式（様式 1）で提出する。この場合、出願人は、所定の国内手数料等を特許庁に支払うものとし、その国際出願が英語で記述されていない場合には、国際出願の優先日から 31 カ月以内に、正式に認証された翻訳文を提出しなければならない。

特許庁は、国際出願の優先日から 31 カ月が経過するまで、その出願の処理を開始しない。ただし、特許庁は、出願人が所定様式（様式 18）を用いて申請した場合には、31 カ月経過前に出願を処理することもできる。

*明細書の補正* - 出願人は明細書（仮または完全を問わない）とそれに付随する図面を補正することができる。補正を行う場合は、補正するページを再タイプした上で提出し、その明細書が脱落のない文書になるようにする。明細書や図面に紙片を貼ったり、脚注を付けたり、余白に書き込んだりして補正してはならない。補正後の文書は、出願人またはその代理人が適切に印を付け、取り消し、頭文字を記入した差し換えページまたは図面（該当する場合）と共に管理官に提出する。再タイプまたは追加されたページ、追加または実質的に補正された図面は、それぞれ 2 部提出する。

*出願の分割* - 特許出願人は、特許が付与される前いつでも、完全明細書を添付した 1 件以上の分割出願書を提出することができる。出願人は、自ら率先して、または原特許出願のクレームが 1 件以上の発明に関連することを根拠とする管理官の拒絶理由を是正するために、その出願書を

提出することができる。分割出願書には、原特許出願の過程で提出した完全明細書で実質的に開示されていない事項が記載されていなければならない。分割出願は、原特許出願の出願日を与えられ、独立の出願として処理され、審査請求が為された場合にのみ審査される。

*クレームの優先日* - 完全明細書の各クレームには完全明細書の提出日が優先日として与えられる。完全明細書が 1 件の仮明細書に従い提出され、完全明細書のクレームが仮明細書で開示された事項に基づいている場合、そのクレームの優先日は、その仮明細書が添付された出願書の提出日である。

完全明細書が 2 件以上の仮明細書に従い提出され、完全明細書のクレームがいずれかの仮明細書で開示された事項に基づいている場合、そのクレームの優先日は、その仮明細書が添付された出願書の提出日である。

完全明細書が 2 件以上の仮明細書に従い提出され、完全明細書のクレームの一部がいずれかの仮明細書で、一部が他の仮明細書で開示された事項に基づいている場合、そのクレームの優先日は、遅い方の日付の仮明細書が添付された出願書の提出日である。

完全明細書がインドで以前に提出された出願書に基づくものであり、その出願から 12 カ月以内に提出され、完全明細書のクレームが以前に提出された出願書で開示された事項に基づいている場合、そのクレームの優先日は、その事項が最初に開示された、以前に提出された出願書の日付である。

完全明細書が以前に提出された 1 件以上の明細書から分割されたものであり、完全明細書のクレームが以前に提出された明細書のいずれかで開示された事項に基づいている場合、そのクレームの優先日は、その事項が最初に開示された、以前に提出された明細書の日付である。

完全明細書のクレームが 2 つ以上の優先日を有する場合、そのクレームの優先日はそのうち最も早い日である。

#### *提出後の手続き - 公開*

あらゆる特許出願は、出願日または出願優先日の早い方の日から 18 カ月経過後に一般に公開される。出願人は自らの出願の早期公開を所定様式で管理官に申請することができる。その場合、管理官は、その出願について秘密保持が指示されているか、その出願が 18 カ月の期間が満了する 3 カ月前までに破棄されているか、取り下げられている場合を除き、その後できる限り速やかにその出願を公開する。

出願を公開する場合は、出願を特定できる出願日、出願番号、出願人の氏名・住所などの明細および抄録を公開する。

寄託機関は、出願が公開された時点で、明細書で言及されている生物材料があればそれを一般に入手できるようにする。さらに、特許庁は、所定手数料が支払われた場合、明細書と図面（該当する場合）を一般に提供することができる。

出願人は、出願公開日からその出願に関する特許が付与されるまで、特許が公開日に付与されているかのように同様の権利・特権を有する。ただし、出願人は、特許が付与されるまで、権利侵害の法的手続きを開始することはできない。

#### b. 審査

出願人または他の利害関係者によって、優先日または出願日の早い方の日から 36 カ月以内に所定様式で審査請求が為された後にのみ、出願の審査が行われる。期限内に審査が請求されなかった場合、その出願は、出願人が取り下げたものとみなされる。特許出願は審査請求が提出された順番で審査の対象となる。

管理官は、所定の方法で所定の期限内に審査請求を受理した場合、その出願を審査官に回付し、その審査を要請する。審査官は、出願を審査し、本法律とそれに基づく規則の要件に適合しているかを確認する。審査官は、本法律に基づく特許付与の拒絶理由となる法的根拠があるか否か判断するためのチェックも行う。

審査官は、その出願に対応する発明が完全明細書のクレームで請求された範囲において、下記によって予測されるか否かについても調査する。

1. 1912 年 1 月 1 日以降にインドで為された特許出願の過程で提出された明細書における、出願人の完全明細書の提出日前の公開
2. 出願人の完全明細書の提出日前に、またはこの日より早い優先日を主張してインドで為された特許出願の過程で提出された、出願人の完全明細書の提出日以降に公開された完全明細書のクレーム

審査官は、その出願に対応する発明が完全明細書のクレームで請求された範囲において、出願人の完全明細書の提出日前における、特許明細書以外の文献によるインドまたは他地域における公開によって予測されるか否かについても調査する。

審査官は、上記の調査を完了した時点で、管理官がその出願を自らに委ねた日から通常 1 カ月以内に（3 カ月を超えない）管理官に対する報告書を作成する。最初の審査報告書は、出願書および明細書と共に出願人またはその授権代理人に送付される。他の利害関係者が審査請求を行った場合、審査の結果はその者に送付される。

*秘密保持の指示* - 管理官は、提出された特許出願が防衛関連であると思える場合、対応する発明に関する情報の公開を禁止する秘密保持の指示を発することができる。その場合、管理官は中央政府にその旨を通知し、中央政府はその発明の公開がインドの防衛に悪影響を及ぼすか否かについて管理官に通知する。これを受けて管理官は、公開禁止の決定を撤回または執行することができる。秘密保持の指示は、特許権者の要請に基づき、中央政府が 6 カ月毎に見直しを行う。秘密保持の指示が有効である限り、管理官はその出願に対する特許付与を拒絶しない。

### c. 予測性ある場合の手続き

管理官は、発明が完全明細書のクレームで請求された範囲において上記の理由によって予測されると思える場合、出願人の明細書のクレームの優先日が他の明細書のクレームの日付または関連文書が公開された日付より遅くないことを出願人が管理官の満足がいくように証明しない限り、その出願を拒絶することができる。出願人がこれを証明できない場合、管理官は、出願人が管理官の満足がいくように完全明細書を補正しない限り、その出願を拒絶することができる。

審査官が作成した審査報告書が出願人に不利なものであるか、出願書や添付の明細書・図面の補正を要求する場合、管理官は、拒絶理由の要点を出願人に伝え、審理を受ける機会を与える。

出願人は、管理官から伝えられた拒絶理由に反論したか、明細書補正の要否に関する意見書を添えて明細書を再提出した場合、管理官の審理を受ける機会を認められる。ただし、出願人は、拒絶理由通知書が最初に出願人に発行された日から 6 カ月間にその旨の申請を 10 日前までに行った場合にのみ、審理を受けることができる。出願人は、拒絶理由を受け入れ、公式審理を申請せずにクレームの実体事項を議論することもできる。

出願人は 10 日間または管理官が適切とみなすこれより短い期間の審理の通知を受ける。出願人は、審理出席の可否について、できる限り速やかに管理官に連絡しなければならない。

管理官は、出願人を聴取した後、自らが適切とみなす明細書の補正を指定または許可し、指定または許可した補正が所定の期限内に為されない限り、特許付与を拒絶することができる。出願人が審理に出席しないか、審理を望まない旨を管理官に通知した場合でも、管理官は同様の措置を取ることができる。

出願人の明細書がその他の点では付与の条件を満たしており、1912年1月1日以降にインドで為された特許出願の過程で提出された明細書における、出願人の完全明細書の提出日前の公開によって完全明細書のクレームが予測されるという拒絶理由のみが未解決である場合、管理官は、特許付与を延期し、その拒絶理由を解消するために2カ月の期間を与える。拒絶理由が2カ月経過しても解消されていないと管理官が確信したか、または出願人の申請があった場合、審理の日程が決定される。出願人は10日間または管理官が適切とみなすこれより短い期間の審理の通知を受ける。出願人は、審理出席の可否について、できる限り速やかに管理官に連絡しなければならない。管理官は、出願人を聴取した後、自らが適切と考える明細書の補正を指定または許可し、自らが定める期限内に補正が為されない限り、他の明細書の参照を出願人の明細書に挿入するよう指示することができる。出願人が審理に出席しないか、審理を望まない旨を管理官に通知した場合でも、管理官は同様の措置を取ることができる。

管理官が指示する他特許の参照は、出願人の明細書のクレームの後に次の通りに挿入する。

「1970年特許法第18条(2)に基づき、出願第〔 〕号に従い提出された明細書を参照する旨が指示された」

#### d. 権利侵害の可能性ある場合の手続き

管理官は、審査官による調査の後、特許が出願された発明が他特許のクレームを侵害する実質的なリスクなしに実施できないと思える場合、出願人がその他特許のクレームの有効性に異議を唱える合理的な根拠があることを証明するか、管理官の満足がいくように明細書を補正しない限り、その他特許の参照を出願人の明細書に挿入するよう指示することができる。

出願人の明細書で他特許が参照されており、出願人がその削除を求めた場合、管理官は、下記に該当するのであれば削除を認めることができる。

1. その他特許が取り消されたか、効力を失った。
2. その他特許の明細書が補正され、関連クレームが削除された。
3. 関連クレームが無効であるか、出願人の発明の実施によって侵害されないことが裁判所または管理官の下での法的手続きで証明された。

管理官が指示する他特許の参照は、出願人の明細書のクレームの後に次の通りに挿入する。

「1970年特許法第19条(1)に基づき、出願第〔 〕号に従い提出された明細書を参照する旨が指示された」

#### (v) 異議

異議は、限定的な根拠に基づく付与前異議とこれより網羅的な付与後異議の 2 種類に分類される。

#### a. 付与前異議の根拠

誰でも、次の根拠に基づき、まだ特許が付与されていない公開出願に異議を唱えることができる。

- 1 新規性、進歩性、産業上の利用可能性などの特許要件
- 2 発明で使用される生物材料の供給元・原産地の非開示または不正表示、およびインドまたは他地域の現地社会で入手できる知識による発明の予測性

#### b. 付与前異議の手続き

出願に対する異議は、出願公開日から 3 カ月以内または特許付与日の遅い方の日までに書面で管理官に申し立てるものとし、希望する場合にはその際に審理の申請も行う。管理官は、出願の審査請求が提出されている場合にのみ、その異議を検討する。出願を拒絶すべきであるか、明細書に補正が必要であると管理官が異議を検討した上で判断した場合、その旨の通知が出願人に送付される。出願人は、自らが望むのであれば、通知受領から 1 カ月以内に供述書とそれを裏付ける証拠書類を提出することができる。管理官は、提出された供述書と証拠書類を検討した上で、その出願の特許付与を拒絶するか、特許を付与する前に明細書を補正するよう要求することができる。審理が希望された場合、管理官は、審理中の提出物および申し立てを検討した上で、この手続きの完了から 1 カ月以内に、その申し立てを拒絶し、特許を付与するか、その申し立てを受け入れ、特許付与を拒絶することができる。付与前異議は当事者間で処理する手続きではない。

#### c. 付与後異議の根拠

誰でも、次の根拠に基づき、特許付与後いつでも（ただし、特許公告から 1 年間）異議申立書を管理官に送付することができる。

- 1 特許権者がその者から発明またはその一部を不正に取得した。
- 2 その発明は、完全明細書のクレームで請求された範囲において、1912 年 1 月 1 日以降にインドで為された特許出願の過程で提出された明細書の中でそのクレームの優先日前に公開されているか、インドまたは他地域でその他の文献の中で公表されている。
- 3 その発明は、完全明細書のクレームで請求された範囲において、その特許権者のクレームの優先日以降に公開され、その日より前に、またはその日より早い優先日を主張してインドで為された特許出願の過程で提出された完全明細書のクレームで請求されている。
- 4 その発明は、完全明細書のクレームで請求された範囲において、そのクレームの優先日前にインドで公知であったか、使用されていた。

5. その発明は、完全明細書のクレームで請求された範囲において、自明であり、進歩性がない。
6. 完全明細書のクレームの対象が本法律に定める範囲の発明ではない。
7. 完全明細書が発明またはそれを実施する方法を十分かつ明確に説明していない。
8. 特許権者が対応する外国出願に関する情報を管理官に開示していないか、不正に開示した。
9. 条約出願に基づき付与された特許の場合、発明保護のための特許権者の最初の出願日から 12 カ月以内に出願されていない。
10. 発明で使用される生物材料の供給元・原産地が完全明細書で開示されていないか、不正に表示されている。
11. その発明は、完全明細書のクレームで請求された範囲において、インドまたは他地域の現地社会で口頭その他の手段によって入手できる知識を考慮すれば予測されるものである。

#### d. 付与後異議の手続き

異議申立書は、所定様式で作成することができ、管轄局の管理官に宛て 2 部送付する。異議申立人は、自らの権利の内容、その主張に基づく事実、要求する救済および証拠について記載した供述書を 2 部、申立書と共に管理官に送付する。管理官は、この申立書の受領について特許権者に通知し、供述書の写しを送付する。

特許権者は、異議に反論することを望む場合、その反論の根拠を記載した異議答弁書および自らの主張を裏付ける証拠書類があればそれを提出することができる。特許権者は、供述書の写しの受領日から 2 カ月以内に異議答弁書を提出することができ、その写しを異議申立人にも送付しなければならない。特許権者が異議に反論することを望まないか、所定の期限内に異議答弁書を提出しなかった場合、その出願は取り消されたものとみなされる。特許権者が異議申立書を受領後に特許を取り下げたい旨を管理官に通知した場合、管理官は、費用を異議申立人の負担とすべきか否かについて、その主張の実体に基づき決定する。

異議申立人は、特許権者が異議答弁書を提出してから 1 カ月以内に、特許権者の証拠書類の内容に対抗する証拠書類を管轄局に提出し、特許権者にその写しを送付することができる。特許権者および異議申立人は、管理官の許可がある場合を除き、証拠書類をさらに提出してはならない。供述書と証拠書類はすべて 2 部ずつ提出するものとし、明細書などの文書が英語以外の言語で記述されている場合、その認証付き翻訳文も提出しなければならない。

管理官は、異議申立書を受領した場合、3 名のメンバーから成る異議審査委員会を設置し、そのうち 1 名を委員長に任命する。管理官は、異議申立書と提出された文書（異議答弁書と証拠書類を含む）を異議審査委員会に回付し、その審査および管理官に対する勧告を要請する。すべての

審査官（その出願の特許付与に関する手続き中その出願を処理していた審査官を除く）は、異議審査委員会のメンバーになる資格がある。

管理官は、証拠の提示が完了し（該当する場合）、異議審査委員会の勧告を受領後、その異議に関する審理の日時を決定し、特許権者と異議申立人に少なくとも 10 日間の通知を送付する。管理官は異議審査委員会のメンバーに審理に出席するよう求めることができる。当事者が審理を望む場合、所定手数料と共にその旨の通知を管理官に送付しなければならない。これを怠った場合には、管理官は、その者の審理を拒絶することができる。いずれかの当事者が申立書、供述書または証拠書類で言及していない公開を審理時に取り上げ、それに依拠する意図がある場合、その当事者は、自らの意図と公開の詳細に関する通知を少なくとも 5 日前までに他方当事者と管理官に送付しなければならない。

管理官は、審理手続きが完了した時点で（該当する場合）、異議審査委員会の勧告を考慮した上で、特許を修正するか、維持するか、取り消す決定を下し、その旨を特許権者と異議申立人の双方に通知する。

異議申立手続きにおいて、管理官が特許は異議申立人から取得されたものであると判断し、その特許を取り消した場合、管理官は、管理官の決定から 3 カ月以内に異議申立人が所定様式で行う申請に基づき、その特許が異議申立人の名義に変更され存続するよう指示することができる。

#### (vi) 追加特許

付与済みの特許または提出済みの特許出願（主発明）の改良・変更に関する特許が出願された場合、管理官は、特許権者の申請に基づき、その改良の特許を追加特許として付与することができる。付与した特許が同一特許権者の別の特許（主発明）の改良である場合、管理官は、特許権者の申請に基づき、その付与済みの特許を取り消し、取り消された特許に相当する主発明の追加特許を付与することもできる。出願日が主発明の出願日と同一であるか、これより遅い場合にのみ、追加特許として特許を付与ことができ、追加特許は主発明に関する特許が付与される前に付与されることはない。追加特許の存続期間は、主発明の特許と同一の期間、または主発明の特許が有効である限り、追加特許が失効せず存続する限りの期間が認められる。主発明の特許が期間満了前に取り消された場合、管理官は、特許権者の申請に基づき、追加特許を独立特許にすることができる。追加特許に対し更新料を支払う必要はないが、追加特許が独立特許になった場合には、その特許が当初から独立特許として付与されていた場合と同様に更新料を支払わなければならない。

#### (vii) 特許付与および権利

特許出願が付与の条件を満たしていると判断された場合、特許庁の証印を押した特許証ができる限り速やかに出願人に交付され、次に特許が一般に公開される。各特許は単一の発明に対してのみ付与され、インド全国で有効である。特許出願日は特許日となり、各特許の存続期間は特許日から 20 年間である。特許を有効に保つためには、特許日から 2 年間の終了時およびその後各年の終了時に所定更新料を支払わなければならない、その年度の末日までに特許庁に送金するものとする。所定手数料を支払い、所定様式で延長申請すれば、更新料の支払期限を最長 6 カ月間延長することができ、また、2 年間以上の年間料金を前払いすることもできる。管理官は、料金の支払いを確認した上で、その領収書を発行する。

特許付与によって、次の権利が特許権者に認められる。

1. 特許により保護される物を第三者がインドで製造し、使用し、売り込み、販売し、またはこれらの目的で輸入することを防止する排他的権利
2. 特許により保護される方法を第三者がインドで使用することを防止し、その方法から直接得られる物を第三者がインドで使用し、売り込み、販売し、またはこれらの目的で輸入することを防止する排他的権利

特許により保護される物または方法が外国船内などで一時的または偶発的にインドで使用された場合には、特許権者の権利侵害にはならない。

特許付与は次の条件を前提とする。

1. 特許により保護される機械、装置、その他の物品または製造方法は、政府が自己使用のために輸入または製造することができる。
2. 特許により保護される方法は、政府が自己使用のために使用することができる。
3. 医薬品特許の場合、対象の医薬品は、政府が自己使用のため、または政府運営もしくは政府認定の医療機関に頒布するために、輸入することができる。

特許が 2 名以上の者に付与された場合、相反する合意がない限り、各自がその特許の同等の未分割持分の権利を認められる。他の者の同意なしに、これらの者のいずれかによって、その特許に基づく実施権が許諾されたり、その特許の持分が譲渡されたりすることはない。

#### a. 失効特許の回復

申請人は、単独または他の申請人と共に、更新料の未払いを理由に失効した特許の回復を、その特許が失効した日から 18 カ月以内に、所定様式に所定手数料の未払いの理由を記載して申請することができる。

申請人を聴取した後、管理官が更新料の未払いは意図的なものではなく、手数料の不当な支払遅延はなかったと確信した場合、管理官はその申請を公開する。誰でも、更新料の未払いは意図的

であった、または手数料の不当な支払遅延があった旨の異議申立書を公開日から 2 カ月以内に管理官に提出することができる。この問題を解決する異議申立手続きは、上記の特許付与に対する異議の場合と同様である。この問題が申請人に有利な決定が下されたか、所定期間内に異議申立書が提出されなかった場合、管理官は、更新料および所定の追加支払いがあればその支払いを受けた時点で、その特許の消滅を理由に失効していた追加特許と共に、その特許を回復させることができる。

#### (viii) 権利譲渡および実施許諾

特許に関する権利の譲渡、実施許諾、譲渡抵当または設定は、次の場合を除き無効とする。

1. その権利の譲渡、実施許諾、譲渡抵当または設定が書面に要約され、かつ、
2. 当事者間の合意が当事者の権利義務に適用されるすべての条件を定めた書面に要約され、正式に締結されている。

証書を用いて特許に関する権利をある者に付与する場合、その証書に記載の当事者のいずれかがその特許の所有権登録を申請しなければならない。申請書には次の文書を添付する。

1. 特許の譲渡を有効にするか、その証拠となる、または特許の所有権に影響を及ぼすか、特許に関する権利を設定するあらゆる文書（管理官が別段に指示する場合を除く）。
2. 出願人またはその代理人によって真正な写しであると証明された、譲渡書類その他の文書の写し 2 部。管理官は、自らが必要とする場合には、その他の所有権証明書または同意書を要求することができる。

ただし、管理官は、特許実施権に関し、特許権者または実施権者から要請された場合には、実施条件がいかなる者にも開示されないようにするための手段を講じる（裁判所命令による場合を除く）。

特許に関する権利の所有権がある者に有効に帰属しているか否かについて当事者間に紛争がある場合、管理官は、管轄裁判所が特許権者の権利を確定するまで、その所有権の登録を拒絶することができる。

特許に関する権利を設定する文書が登録されていない場合、管理官または裁判所が書面に記録される理由をもって指示しない限り、管理官または裁判所は、その文書をいずれかの者の特許所有権の証拠として、または特許に関する持分・権利の証拠として認めない。

#### (ix) 特許の放棄および取消

特許権者は、所定の方法で管理官に通知を送付することでいつでも、自らの特許の放棄を申し出ることができる。管理官は、その通知を公開し、その特許の登録簿に記名されている他の者にその旨を通知する。いずれの利害関係者も、通知公開日から 3 カ月以内に所定様式を用いて管理官に異議を申し立てることができる。この問題を解決する異議申立手続きは、上記の特許付与に対する異議の場合と同様である。異議申立手続きの完了後に管理官が特許権者の特許放棄の申し出を受け入れた場合、管理官は、特許権者に特許の返却を求め、それを受領した時点でその特許を取り消し、特許取消を公告する。

#### (x) 強制実施権

いずれの利害関係者も、特許証交付日から 3 年経過後いつでも、次の根拠のいずれかに基づき強制実施権を申請することができる。

1. 特許発明に対する公衆の合理的な要求が満たされていない。
2. 特許発明が手頃な価格で公衆に提供されていない。
3. 特許発明がインド領土内で実施されていない。

この申請は誰でも行うことができ、その特許の実施権者であっても、その実施権が特許権者から任意で許諾されたのであれば可能である。強制実施権は、所定様式に申請者の権利の内容、その申請に基づく事実および申請者が希望する実施条件を記載して、申請することができる。管理官が納得すれば、上記の根拠に基づき強制実施権が付与される。

#### a. 公衆の要求の不満足を証明する要素

公衆の合理的な要求が満たされているか否かを判断する際に考慮すべき要素がある。

1. 特許権者が実施許諾を拒否したか、合理的な条件に基づく実施許諾を拒否したことにより、
  - (a) 既存の商工業、その発展・確立、またはインドに居住する者や人の集団が営む商工業が阻害されている。
  - (b) その物品の需要がインド国内の製造によって、適切な範囲で、または合理的な条件に基づき満たされていない。
  - (c) 特許保護対象品をインドから輸出する市場に供給が為されず、その市場が発展していない。
  - (d) インドの商業活動の発展が阻害されている。

2. 特許権者の課す実施許諾または特許保護対象の物品・方法の購入、賃借もしくは使用の条件によって、その特許の保護対象ではない材料の製造、使用もしくは販売またはインド国内の商工業の確立・発展が阻害されている。
3. 特許発明がインドで適正な範囲の商業規模で実施されていないか、合理的に可能な最大の範囲で実施されていない。
4. その物品の需要が特許の所有者またはその下で権利を主張する者、所有者から購入する者、所有者が侵害訴訟を提起していないか、提起したことのないその他の者による海外からの輸入によって、実質的な範囲で満たされている。
5. 特許の商業規模の実施が特許の所有者またはその下で権利を主張する者、所有者から購入する者、所有者が侵害訴訟を提起していないか、提起したことのないその他の者による海外からの輸入によって妨げられている。

#### b. 強制実施権の根拠の例外

ただし、特許発明がインド領土内で実施されていない、または特許発明がインドで適正な範囲の商業規模で実施されていないか、合理的に可能な最大の範囲で実施されていないことを根拠に強制実施権が申請された場合、特許証交付日以降に経過した時間ではそのように発明を実施するには何らかの理由で不十分であると管理官が確信したのであれば、管理官は、発明を実施する十分な時間を与えるために最長 12 か月間審理を延期することができる。特許権者がインド領土内で商業規模かつ適正な範囲で発明を実施するための適切な手段を講じていると管理官が確信しない限り、この延期は認められない。

#### c. 強制実施許諾の手続き

**異議申立書** - 強制実施権が申請され、一応の証拠のある主張が為されたと管理官が確信した場合、管理官は、特許権者とその特許に権利を有する旨が登録簿に記載されている他の者に申請書の写しを送達するよう申請人に指示し、その申請を公報で公開する。申請人が一応の証拠のある主張を行ったと管理官が確信していない場合、管理官は、その旨を申請人に通知し、申請人が通知から 1 カ月以内にその問題に関する審理を申請しない限り、強制実施権の申請は拒絶される。申請人が審理を申請した場合、管理官は、審理を行った上で、その申請の許可または拒絶を決定する。

特許権者または強制実施権の申請に異議を唱えたい者は、その申請の公開から 2 カ月以内に、所定様式による異議申立書を管理官に送付することができる。申立書には、異議申立人が申請人に実施権を許諾する用意があればその条件を記載し、異議を裏付ける証拠書類を添付す

る。異議申立人はその申立書を申請人にも送達し、送達が有効になった時点で管理官に通知する。申立書には強制実施権の申請に異議を唱える根拠を記載する。管理官は、申立書が適切に送達された後に、その問題に判断を下す前に審理を受ける機会を申請人に通知し、その機会を申請人と異議申立人に与える。いずれの当事者も、管理官が要請または許可する場合を除き、供述書または証拠書類をさらに提出してはならない。

**審理** - 管理官は審理の日時を確定し、審理の少なくとも 10 日前までに当事者に通知する。審理の手順は異議申立手続きの審理の手順と同様とする。

**強制実施権の許諾** - 本項に基づく強制実施許諾の命令は、特許権者とその他の必要な全当事者が署名し、管理官が調整・決定した諸条件を網羅した実施許諾証書であるかのように作用する。

特許の保護対象ではない材料の製造、使用または販売が特許権者の課す条件によって阻害されていると管理官が確信した場合、管理官は、申請人のみでなく、自らが適切とみなす申請人の顧客にも実施権を許諾することができる。

既に特許権者の実施権者である者によって強制実施権が申請された場合、管理官は、既存の実施権を解除した上で強制実施権を許諾するよう命じるか、自らが適切とみなす場合には、申請人に新たな実施権を許諾する代わりに既存の実施権を修正するよう命じることができる。

特許権者が 2 件以上の特許を保有する場合において、公衆の合理的な要求がそれら特許のいずれか 1 件以上に関連して満たされていないことを申請人が証明したとする。この場合、管理官は、次の通りに思えるのであれば、残りの特許の実施権を許諾するよう指示することができる。

1. 申請人は、特許権者が保有する残りの特許を侵害することなく、それら特許に基づき許諾された実施権を効率的または十分に実施できない。
2. それら特許には残りの特許に関連する重要な技術進歩性または相当な経済的価値が含まれている。

**強制実施許諾の条件変更** - 実施権者は、商業規模の発明実施から 12 カ月経過後いつでも、実施条件が予想以上に負担が重いことが判明し、実施権者が損失を出さずして発明を実施できないことを根拠に、実施条件の変更を管理官に申請することができる。この申請は所定様式を用いて行う。実施権の変更申請後の手続き、変更通知および変更に関する審理は、強制実施許諾について定めたものと同様である。管理官は、強制実施権の条件変更を決定した場合、自らが必要とみなす方法で実施権を変更する。

強制実施許諾の条件 - 次の条件は強制実施権を確保する際に必須となる場合がある。

1. 実施料その他の報酬（該当する場合）が合理的である。
2. 特許対象品が手頃な価格で公衆に提供される。
3. 許諾される実施権は通常実施権である。
4. 実施権は譲渡不能である。
5. 実施権の期間が特許の残余期間と整合している（短い期間の方が公衆の利益に適う場合を除く）。
6. 半導体技術の場合、公的な非商業利用のために発明を実施するか、裁判・行政手続きで反競争的と判断された慣行を是正するために実施権が許諾される。
7. 実施権は主にインド市場に供給するために実施される。

最後の条件は次の状況においては除外される。

1. 公衆の健康問題に対処する特許製品の製造能力が不十分であるか、全くない国にその製品を輸出するために実施権が許諾される場合。この実施権によって、実施許諾された医薬品の使用・製造に必要な出発材料、中間製品および家庭用検査キットの輸出も認められる。この強制実施権は、製品を輸入する国も同様の強制実施権を許諾している場合にのみ適用される。
2. 公的な非商業利用のために発明を実施するか、裁判・行政手続きで反競争的と判断された慣行を是正するために実施権が許諾される場合。

強制実施権の終了 - 強制実施権を許諾した理由である状況が存在しなくなり、そのような状況が再発する可能性がない場合、管理官は強制実施権を終了させることができる。終了申請は特許権者または特許の所有権・権利を取得した他の者が所定様式で行うことができ、申請書には申請を裏付ける証拠書類を添付する。申請人は、申請書と証拠書類の写しを強制実施権の保有者に送達し、送達が有効になった日付を管理官に連絡する。強制実施権の保有者は、異議があれば、申請書の受領日から1カ月以内に証拠書類を添えて管理官に申し立て、その写しを申請者に送達する。いずれの当事者も、管理官が要請または許可する場合を除き、供述書または証拠書類をさらに提出してはならない。管理官は審理の日時を確定し、審理の少なくとも10日前までに当事者に通知する。審理の手順は異議申立手続きの審理の手順と同様とする。管理官は、その手続きの終了を決定した場合、終了の条件を定めた命令を発行し、その写しを両当事者に送達する。

関連特許の実施許諾 - ある者が特定の特許発明を実施する権利を有する場合、他の発明に特許を付与することによって、その者が権利を有する発明を効率的または可能な限り有利に実施できなくなることがある。その者は、これを根拠にして、その他発明の実施許諾を管理官に申請することができる。

管理官は、下記を確信していない限り、上記の状況において命令を発行することはできない。

1. 申請人は、要求を受けた場合、自らが権利を有する発明の実施権を他の発明の特許権者とその実施権者に合理的な条件で許諾することができるか、許諾させることができ、その意思がある。
2. 申請人が権利を有する発明がインド領土内の商工業活動の確立・発展に大きく貢献している。

実施権を付与する有効な根拠があると管理官が確信した場合、管理官は、自らが適切とみなす条件で命令を発行し、実施を妨げている特許の実施権を許諾し、その所有者またはその実施権者から要請があった場合には、実施を妨げられている特許に基づく実施権も許諾することができる。この実施権は各特許を譲渡する場合を除き譲渡不能である。

この実施権の申請、審理および許諾で取られる手続きは、強制実施許諾の場合と同様である。この実施権は、強制実施許諾の条件変更に定めた根拠に基づき、その手続きに従い変更することができる。この実施権には強制実施許諾の条件と同様の条件が適用される。

#### d. 不実施による特許取消

中央政府または利害関係者は、強制実施許諾から2年間経過後、その特許を取り消す命令を発行するよう管理官に申請することができる。この申請は、特許発明がインド国内で実施されていない、特許発明に対する公衆の合理的な要求が満たされていない、または特許発明が合理的な価格で公衆に提供されていないことを根拠に行うことができる。不実施による取消を申請する場合、様式19を用いてその申請に基づく事実を記載し、申請人が中央政府でない場合には、申請人の権利の内容も記載する。管理官は、取消の根拠に納得した場合には、その特許を取り消す命令を発行することができる。通常、取消申請は管理官に提出後1年以内に決定が下される。

#### e. 中央政府の告示に基づく強制実施権

国家非常事態や極度の緊急事態において、または公的な非商業利用のために、強制実施権を許諾して発明を実施することが必要であると中央政府が確信した場合、中央政府は、官報に公告してその旨を宣言する。その場合、

1. 管理官は、自らが適切とみなす条件に基づき、その特許の利害関係者に実施権を許諾する。
2. 管理官は、実施条件の決定にあたり、特許権者が自らの特許権から合理的な利益を得ると共に、その物品が最低価格で公衆に提供されるように努力する。

この実施権の申請、審理および許諾で取られる手続きは、上記の強制実施許諾の場合と同様である。ただし、申請を考慮した上で、国家非常事態、極度の緊急事態または公的な非商業利用（公衆の健康危機を含む）において必要であると管理官が確信した場合を除き、管理官は、その申請に実施許諾の手続きを適用しない。ただし、管理官は、実行可能な限り速やかに、手続きの不適用について特許権者に通知するものとする。この実施権は、強制実施許諾の条件変更に応じた根拠に基づき、その手続きに従い変更することができる。この実施権には強制実施許諾の条件と同様の条件が適用される。

#### (xi) 政府による使用また取得

##### a. 政府による使用

1970年特許法によって、政府に対して自然人に与えられるのと同じ効力の特許が付与される。ただし、特許法全般のその他の規定、特に政府による特許の使用・取得に関する規則の適用が前提である。政府は、手続き上の制約を受けることなく、一定の方法で特許発明を使用する権利を有している。政府は、自らのために、下記を輸入または製造することができる。

1. 特許付与の対象の機械、装置その他の物品
2. 特許付与の対象の方法を使用して製造した物品
3. 特許付与の対象の方法

ただし、製造または輸入が自己使用のみを目的とすることを条件とする。

これに加えて、政府は、自己使用のため、または政府によって、もしくは政府を代理して運営されている医療機関や中央政府が官報で公告する医療機関に頒布するために、特許医薬品を輸入することもできる。政府または政府から直接・間接に権限を取得した者は、その時点で有効な法律に基づき没収された物品を販売または使用することもできる。

##### b. 出願前の政府による使用

政府は、政府または政府事業体によるか、政府または政府事業体のために優先日前に文献に記録されているか、優先日前にテスト・試用が行われた発明を使用する権限を有する。この

記録、使用またはテストには、特許権者または特許権者に所有権を移転した者が直接・間接に発明を単に伝達することを含まない。このような使用は実施料その他の報酬なしに行うことができる。

*授権者*：この権限は中央政府が書面をもって授権した者にも適用される。中央政府は、特許付与の前後、授権を必要とする行為の前後に、発明に関する権限をいずれかの者に付与することができる。出願人または特許権者から授権される必要はない。

### c. 特許付与後の政府による使用

政府が特許付与後に発明を使用する場合、中央政府または授権者と特許権者との間で発明使用の前後に合意する条件に基づくものとする。

*適正な報酬*：この場合、特許権者は、特許の経済的価値を考慮した適正な報酬額以上を支払われることはない。

*高等裁判所への付託*：合意に至らなかった場合、下記の紛争解決の手続きに従い高等裁判所が使用条件を決定する。

*専用実施権者および譲渡人*：特許の専用実施権者が存在する場合、または特許が譲渡人から譲受人に譲渡されている場合、上記の適正な報酬は、その実施権者または場合によっては譲渡人にも支払われる。

*通知義務*：ある者が中央政府から発明を使用する権限を付与された場合、その者は、実行可能な限り速やかに特許権者に通知し、特許権者が求める場合には発明の用途に関する情報を提供する。発明が政府事業体によって使用される場合、中央政府は、特許権者または出願人に情報提供のための必要な情報を要求する。特許の専用実施権者が存在する場合、または特許が譲渡人から譲受人に譲渡されている場合、政府は、その実施権者と譲渡人にもその通知と情報を送付する。政府は、国家非常事態、極度の緊急事態または非商業利用の場合には、情報を提供する必要はない。

*特許権者の購入者とみなされる購入者*：政府が発明を使用する権利には、物品を非商業ベースで販売する権利が含まれている。そのような物品の購入者またはその者を通じて権利を主張する者は、中央政府またはその授権者が発明の特許権者であるかのようにその物品を扱うことができる。

*実施権および譲渡の制限*：特許権者または出願人と中央政府以外の者との間に実施許諾、譲渡などの合意が存在する場合、次に掲げるその合意の一部は制限を受ける。

- 発明または発明に関する文書もしくは情報の政府のための使用を制限・規制する定め
- 発明または発明に関する文書もしくは情報の政府のための使用に対する支払いの定め

*著作権の不侵害*：上記の政府のための使用に伴う模型・文書の複製または公開は、その模型・文書に内在する著作権を侵害するものとはみなされない。

*譲渡特許の使用*：特許または特許出願の権利は、発明の使用によって確定する実施料その他の給付を対価として、特許権者に譲渡された場合がある。そのような状況で特許権者が中央政府の命令に従い政府のために発明を使用する場合、その発明の使用は、中央政府の権限による使用であるとみなされる。中央政府による使用に対する報酬として政府が特許権者に支払う金額は、特許権者と譲渡人との間でその合意に従い分割される。合意に至らなかった場合、下記の紛争解決の手続きに従い高等裁判所が報酬分割の割合を決定する。

*専用実施権者*：特許権者の発明を政府のために使用する実施権を許諾された専用実施権者が存在する場合、政府が支払う報酬は、特許権者と専用実施権者との間でその合意に従い分割される。合意に至らなかった場合、下記の紛争解決の手続きに従い高等裁判所が報酬分割の割合を決定する。高等裁判所は、専用実施権者に支払われる金額を決定するにあたり、次の要素を考慮しなければならない。

1. 発明を開発する際に生じた費用
2. 発明の使用によって確定する実施料その他の給付を除く、特許権者に対する支払いの際に生じた費用

#### d. 政府による取得

中央政府は、特許化されているか、特許が出願されている発明を取得することができる。中央政府は、それを実行するために必要と思える場合には、官報にその旨を公告しなければならない。その公告によって、発明または特許およびその関連のすべての権利が中央政府に移転し、帰属するようになる。このような取得を行う場合には、出願人とその特許に権利を有するとして登録簿に記名されているすべての者に通知しなければならない。中央政府は、出願人または特許権者およびその特許に権利を有する登録簿上のすべての者に補償金を支払う。この補償金は、中央政府と出願人、特許権者およびその他の者との間の合意によって、または下記の紛争解決の手続きに基づく高等裁判所の決定に従い決定される。高等裁判所は、補償金を決定するにあたり、次の要素を考慮しなければならない。

1. 発明に伴い生じた費用
2. 特許の場合

- a. 特許の存続期間
  - b. 特許が実施されている期間
  - c. 特許が実施されている方法
3. その他の関連要素

e. 紛争解決の手続き：

高等裁判所は、中央政府による発明の使用、使用条件や発明使用の対価支払いの一部を受け取るいずれかの者の権利、または発明の取得に対し支払われる金額に関する紛争について決定を下す。

このような紛争が生じた場合、中央政府は、特許取消を申請するか、特許の有効性に疑義を唱えることができる。高等裁判所は、高等裁判所が指示する条件に基づき、政府使用に関する法的手続きを公認審理人、仲裁人または審判官に委ねるよう命じることができる。

f. 特定の場合の政府判断

発明の時点で中央政府に勤務する者によって発明され、その発明の対象がその者の通常の職務過程で行う業務に関連することが証明された場合、中央政府がその紛争を処理する。中央政府は、特許権者と他の関連当事者に審理を受ける機会を与えなければならない。

(xii) 特許の実施

a. 管理官の要請により提出する情報

管理官は、特許の存続期間中いつでも、インドにおける発明の商業実施の範囲について、情報または定期報告書を提出するよう特許権者または実施権者に要求することができる。この要求は書面による通知で行わなければならない。通知で要求された情報は、通知の日付から2カ月以内に提出しなければならない。

b. 定期的に提出する情報

各特許権者および各実施権者（専用実施権者であるか否かを問わない）は、インドにおける特許発明の商業規模の実施範囲について、所定様式で報告書を提出する。この報告書は、各暦年終了時に（末日から3カ月以内に）提出すればよいが、その後は定期的に提出する必要がある。特許権者、実施権者またはその許諾代理人は、この報告書を正式に認証しなければならない。提出が必要な情報は次の通りである。

1. 発明実施の有無
2. 発明が実施されていない場合、その理由および発明を実施するために講じている手段
3. 発明が実施されている場合、特許対象品の数量および価額（ルピー）
  - a. インド国内製造分
  - b. 海外輸入分（国別の詳細）
4. 年度中に許諾した実施権および再実施権
5. さらに、公衆の要求が合理的な価格で部分的に、適正に、または最大の範囲で満たされているか否かについても報告しなければならない。

特許管理官は、実施報告書で提供された情報を公開することができる。発明が実施されていないか、実施報告書が提出されていない場合、管理官は、その情報を公開し、強制実施権を申請できる旨を告示する。

特許権者または実施権者が発明実施に関する情報の提供を怠ったか、拒否した場合、最高 1,000,000 ルピー（約 22,250 米ドル）の罰金を科せられる。提供された情報が虚偽であったか、特許権者または実施権者が虚偽であることを知っていたか、そう信じるだけの理由があったか、それが真正であると考えていなかった場合、特許権者または実施権者は、最高 6 カ月の自由刑もしくは罰金またはその双方を科せられることがある。

## **意匠**

インドの意匠法は、2000 年意匠法に準拠しており、2001 年意匠規則と合わせて解釈され、同法が意匠の登録および保護に関して規定している。前記の法律によって、1911 年意匠法と題する、これに先立つ法律が廃止された。

インドは、パリ条約および TRIPS 協定の加盟国であり、これらに規定する最低限の保護を提供する義務がある。インドは、ロカルノ協定を批准していないが、意匠の登録上、同協定に基づく区分に従っている。

### (i) 法定主題

新規性のある独創的な意匠は、2000 年意匠法に基づき登録することができる。当該法上の「意匠」という用語は、手動、機械もしくは化学的（別個であるかこれらを結合したものであるかに拘わらない）であるかに拘わらず工業的プロセスまたは方法により、2 次元的、3 次元的もしくはこの両方の形態で、物品に適用される形状、形態、模様、装飾または線状もしくは色彩の結合を要素とする特徴であって、その完成品が視覚を通じて美感を起こさせ、視覚によってのみ判断されるもののみを意味する。意匠には、実質的に単なる機械装置である形態または設計原則が含

まれてはならない。また、意匠は、商標法に定義する商標、インド刑法に定義する財産商標（property mark）、または著作権法に定義する芸術的著作物であってはならない。

意匠の優先日もしくは出願日より前に有形の形式による刊行で、または使用によって、またはその他の方法でインドまたはその他の国で公表されている、または公知となっている意匠、もしくは公知となっている意匠を組み合わせたものと明確に区別をすることができないもの、または中傷的な、猥褻な内容を含むものは意匠として登録することができない。但し、中央政府の承認した工業もしくは国際博覧会で意匠を展示した場合、出願人は、最初に意匠もしくは物品を展示した日または意匠の詳細を公表した日から 6 ヶ月以内に、規定の書式で総管理官に予備通知を行い、登録の出願を行わなければならない。

1958年商標法第4条（1）項に基づき任命されたインド特許、意匠、商標総管理官は、意匠法に基づく意匠総管理官である。また、当該法上中央政府は、自ら適切と判断する人数および称号の審査官並びにその他の係官を任命することができる。

新規のまたは独創性を持つ意匠の所有権者が意匠の著者である。意匠の所有権または出願権が原意匠所有権者から他の者に譲渡されている場合、意匠所有権者はこの他の者である。但し、意匠の著者が有効な対価をもって、他の者のために著作物を作成した場合、意匠所有権者は、このような意匠作成の依頼主である。何れかの者が他の者を除外してまたはその他、物品の意匠もしくは意匠出願権を取得した場合、意匠所有権者はこのようにして意匠または意匠出願権を取得した者である。

## (ii) 登録手続

### a. 登録出願

意匠登録の出願には、意匠の図面のコピー 4 部を添付し、図面および願書には出願人またはその代理人が適正に署名する必要がある。出願人は、登録する意匠のクラスおよびこれが適用される物品を記載しなければならない。別のクラスで意匠を登録するには別途出願を行う必要がある。意匠は、単一の物品に適用することも、一セットの物品に適用することもできる。一セットの物品とは、通常合わせて売買される、もしくは合わせて使用されることを意図した、全般的に同じ性質をもつ幾つかの物品であり、これらは全て同じ意匠を持つ、または性質を変更させるに足る、もしくは意匠の独自性に影響を及ぼす程の十分な意匠の差異がないものである。総管理官より新規性に関する説明書および提出書類の追加コピーを要求されることもある。

### b. 互恵協定

英国、その他の条約加盟国もしくは一群の国、または政府間組織の加盟国において意匠保護の出願を行った者は、意匠法に基づく同意匠の登録がその他の出願人に対して優先することを請求することができる。このような場合の登録日は、英国または上記のその他の国における出願日とする。但し、意匠登録の出願は、英国における意匠保護の申請から 6 ヶ月以内に行わなければならない。また、意匠の所有権者は、意匠がインドで現実に登録された日より前に発生した意匠の海賊行為による損害賠償を取得する権利はない。英国または上記のその他の国（もしくは複数の国）で類似する保護のために 1 件を超える意匠保護の申請が行われた場合、条項に言及した 6 ヶ月の期間は、最も早いもしくは早い方の申請がなされた日から算定する。

本項の目的上、「条約加盟国」、「一群の国」、または「政府間組織」とは、世界貿易機関（WTO）の設立のために定められたウルグアイラウンド多角的貿易交渉の結果を具現化した、「工業所有権の保護に関する1883年パリ条約」（ストックホルムで1967年に改定され、1979年に改正された、もしくは最終条約）、が適用される国、一群の国、または政府間組織それぞれを意味する。

#### c. 意匠見本

意匠見本の各コピーは、全く同じものでなければならない。意匠があるセットに使用される場合には、各見本に、意匠の使用が予定される各種配列を示さなければならない。意匠の見本は A4 サイズの丈夫な紙面の片面だけに記載する必要がある。単語、文字または数字が意匠の本質的な部分ではない場合には、それらは見本から削除する。反復的な表面模様を構成する意匠の見本については、完全な模様と反復部分の十分な長さとし、そのサイズは 5 x 4 インチ以上とする。意匠に実在の人物の氏名もしくは表示がある場合には、管理官はその実在の人物または死亡者であればその法定代理人の同意を要求することができる。

#### d. 受理

管理官は、新規性および上記のその他の基準を満たす意匠の所有権者となることを請求する者による登録出願書の受付後、意匠を登録することができる。当該登録は、管理官が任命した審査官が登録出願を審査し、管理官が報告書を審査し、意匠が意匠法に基づき登録可能であると納得した後、登録される。意匠は、意匠法に定めるクラスの中から単一のクラスの下に登録される

登録意匠は、自然人に対して有する効果と同様の効果を政府に対しても有する。政府の目的上の使用および中央政府による取得に関連する1970年特許法の規定が特許に適用されるのと同様に登録意匠にも適用される。

### (iii) 意匠手続

審査官による出願書類の審査の結果、出願人に不利となるような拒絶がなされた場合には、管理官は、それらの拒絶について出願人またはその代理人に報告書で通知する。出願人が指令書の発行日から 3 ヶ月以内に拒絶を回避できない場合には、その出願は取り下げられたものとみなされる。

出願人は、3 ヶ月以内に審理を申請することができ、また、管理官が要望すればそのような審理を決定することができる。審理が決定された場合、出願人は、10 日間または管理官が適切とみなせばこれより短い通知期間をもって当該審理の通知を受ける。出願人は、審理に出席するかどうかを速やかに管理官に通知しなければならない。審理は、可能であれば電話で行うことができ、その後ファックスまたは E-メールで詳細を提出する。

出願人を審理後、管理官は、その判断により意匠の登録を決定するかまたは拒絶をすることができる。管理官は、出願人が審理に出席しなくても、また、審理の聴聞を望まないと言管理官に通知した場合でも、同様の行動をとることができる。管理官が決定を行う際に用いた根拠および判断材料とともにその決定を出願人に伝えるものとし、管理官の決定を発送した日を管理官の決定日とみなす。拒絶を克服するための全期間は、審理手続を含み、出願申請日から 6 ヶ月を超えてはならず、もし超えた場合は、出願申請は放棄されたものとみなされる。

### (iv) 登録意匠に対する著作権

意匠が登録されたら、意匠の登録所有権者は、登録日から 10 年間意匠に対して著作権を有する。10 年の期間満了前に出願人が規定用紙で規定料金を支払い申請すれば、管理官は当初の 10 年の期間満了後、2 期目の期間として著作権を 5 年間延長できる。

### (v) 意匠の登録

意匠が受理されれば、他の詳細に加えて、意匠の数、登録されたクラス、本国における登録出願の申請日、互惠確定日（もし該当すれば）、登録請求、および意匠の有効性または所有権を実行するためのその他の事項が意匠登録に記入される。受理された意匠登録に対して互惠確定日が許可された場合、当該意匠に対する著作権の延長または満了は互惠確定日から算定される。

何れかの者が譲渡、移転、またはその他の法の作用によって登録意匠に対する著作権を取得した場合、規定の書式により申請し、これの権原を登録しなければならない。管理官は、当該出願を受理し、権原の証明に納得した後、当該者を意匠の所有権者として登録し、譲渡、移転もしくは権原に影響を及ぼすその他の証明手段を登録簿に記入する。抵当権者、実施権者として登録意匠に対する権益を得た者、または管理官に登録簿にこのような効果のある記入をさせる権利を得た

者は同様の手続を踏むものとする。意匠もしくは意匠に対する持分、抵当権、実施権の譲渡、または意匠に対するその他の権益の設定は、これらが書面によってなされた場合以外はその効力はなく、利害関係を有する当事者間の合意は、これらの者の権利を支配する全ての条件を具体化した証書による形式に還元される。このような証書に基づく権原の登録義務および出願申請は、証書の締結後6ヶ月以内もしくは規定の方法で行われた申請後に管理官が許可する、合計で6ヶ月を超えない追加期間内に、規定の方法で管理官に申請しなければならない。

登録意匠の調査 – 登録意匠は、公報に告示された後、一般に公開される。意匠の出願および意匠の見本は、規定用紙で要請し、調査することができる。誰でも規定料金を支払い、管理官に申請をすることにより、登録意匠の認証コピーを入手することができる。誰でも規定用紙で、規定料金を支払い、申請し、管理官が意匠を識別することができる情報を提供することにより、意匠に関する登録がまだ存在するかどうか、また、登録が存在していれば、どのクラスの物品に関する意匠であるか、意匠の登録日、並びに登録所有権者の氏名および住所等の登録意匠に関する情報を取得することができる。

#### a. 登録簿の訂正

管理官は、登録簿への意匠の記入漏れもしくは脱落がある、または十分な理由なしに登録簿に記入がなされた、または登録簿に誤って記入された登録がそのまま残っている、または登録簿に記入の誤謬もしくは瑕疵がある、ために権利を侵害された者が規定の方法で申請をした場合、適切と判断する方法により記入を行う、抹消する、または変更することを命じ、これに応じて登録簿を訂正することができる。

意匠登録簿の修正の申請をした場合、管理官は、申請時に意匠に対する権益を請求する者として登録簿に氏名が記入されている者全員に通知をし、公報にも申請について公告を掲載する。意匠登録簿の修正に対する異議申し立ては、修正申請の公告掲載から3ヶ月以内に行うことができる。異議申し立て者は、所有する権益の性質、異議の根拠とする事実および求める救済手段を記載した声明書2部を、異議申し立てを出してから14日以内に事務所に提出しなければならない。管理官は、異議申し立ておよび声明書それぞれのコピーを申請人に交付する。意匠登録取消を扱う条項に明記する、証拠を残すことおよび審理に関する手続は（以下に定める）、意匠登録簿の修正についての審理にも適用される。

#### (vi) 失効した意匠の回復

意匠が、著作権の延長期間に係る料金の未払いのために失効した場合、管理官の許可により、意匠が失効した日から一年以内に規定用紙により、著作権の期間延長申請を行うことができる。このような申請には、規定料金の支払いを怠った経緯を記載した説明書が含まれていなければならず、管理官は、これを裏付ける追加資料を申請人に要請することができる。申請および証拠資料

を検討した後、管理官が意匠の回復のために一応の証拠がなされていないと納得した場合、管理官はその旨所有権者に通告する。この通告を受けた後 1 ヶ月以内に、所有権者がこの件について審理の聴聞を要請しない場合、管理官は申請を却下する。登録所有権者の審理の聴聞を行った後、著作権期間について料金が支払われなかったことが意図的なものではなく、必要以上に料金支払いの遅滞がなかったと管理官が納得した場合、管理官は回復申請を許可する。著作権期間の延長部分に対する未払料金および規定の追加料金を所有権者が支払った後、管理官が意匠延長を所有権者に許可する命令を出した日から 1 ヶ月以内に意匠の登録は回復される。管理官は、修復申請の決定を公報に掲載する。意匠登録が失効した日から意匠登録の修復日までの期間に意匠登録の海賊行為もしくは当該意匠の著作権侵害に関する訴訟またはその他の法的手続を開始することはできない。

#### (vii) 物品のマーキング

意匠登録が採用された物品の売却引き渡しを行う前に、所有権者は規定数の意匠の正確な見本またはサンプルを管理官に提出しなければならない（登録出願時にこれを行っていない場合）。所有権者がこれを行わない場合、管理官は、所有権者にその旨通知をすることにより、登録簿から所有権者の氏名を削除し、意匠に対する当該人の著作権を消滅させることができる。

また、意匠登録が使用されている物品の売却引き渡しを行う前に、当該意匠の所有権者は、各物品上に「REGISTERED」（「意匠登録」）または略して「REGD.」もしくは「RD」（「登録済み」）という文字（所有権者の選択により）および登録証書の番号のマーキングを行わなければならない。登録証書上の番号のマーキングは、柔らかく、傷つきやすい材質でできた物品には行う必要はない。また、意匠がプリントされているもしくは織り込まれている、ハンカチを除く繊維製品、および傷つきやすい粉炭からできた物品で、単品として販売されないものについては、マーキングに関する規則が免除される。所有権者がマーキングを行わなかった場合、物品のマーキングを確実にを行うための全ての適切な措置をとったことを示さない限り、意匠に対する著作権侵害に係る罰金または損害賠償金を回収する権利はないものとする。所有権者はまた、所有権者の意匠を侵害した者が意匠に対する著作権が存在することを知った、またはその通知を受け取った後に侵害を犯したことを証明する必要がある場合もある。

#### (viii) 登録の取り消し

利害関係者は、意匠の登録後はいつでも意匠登録の取消申立てを行うことができる。取消申立ては、下記の事由の何れかに基づいて、管理官に行う。

1. 当該意匠がインド国内で従前に登録済みである。
2. 当該意匠が登録日の前にインド国内またはその他の国で公表済みである。
3. 当該意匠は新規の意匠でも独創的な意匠でもない。
4. 当該意匠が意匠法に基づき登録可能でない。

5. 当該意匠が意匠法に基づき定義されるものまたは以下に記載するものではない。

管理官に提出する意匠登録の取消申立ては、規定用紙で2部提出し、申請人の権益の性質および申請の根拠となる事実を記載した説明書2部を添付しなければならない。取消申立てを登録意匠の所有権者ではない者が行った場合、管理官は申立書のコピーを説明書とともに登録所有権者に送付する。登録所有権者が取消申立てに異議を表明する場合は、異議の根拠を記載した文書を管理官が指定する期限内に提出し、同期限内に反論文書のコピーを申請人に送付しなければならない。登録所有権者の反論文書のコピーを受領後、申請人は、自分の立場を裏付ける宣誓供述書による証拠書類を事務所に置き、同文書のコピーを登録所有権者にも送付しなければならない。各当事者は、管理官の許可もしくは要請がない限り、それ以上の文書を提出してはならない。

反論文書の提出または証拠書類を置くための許容期間は、通常1ヶ月であり、期間延長を求める当事者の要請によって管理官が特に規定した場合のみ延長することができる。但し、このようにして許可される延長期間は合計で3ヶ月を超えてはならない。文書が英語以外の言語によるものであり、提出した説明書または証拠書類にも同言語による言及がある場合、文書の認証付英訳を2部提出しなければならない。

説明書および言及された証拠書類の提出が完了後、または管理官が決定するその他の時に、取消申立ての審理の聴聞を指定する。管理官は、少なくとも10日間の通知期間をもって、両当事者に審理の通知をする。当事者が審理の聴聞を希望した場合、当該当事者は、規定用紙で規定料金を支払い、その旨管理官に通知をするものとし、これを行わなければ管理官は審理の聴聞を拒絶することができる。当事者が審理において、通知、説明書または証拠書類内に記載されていない何らかの刊行物に依拠することを希望した場合、当該当事者は、刊行物の詳細とともに、少なくとも5日間の通知期間をもって、これを希望する旨他方当事者および管理官に通知するものとする。

管理官は、申請人の審理の聴聞を行った後、取消申立ておよび反論（もしあれば）について決定を下し、その決定を両当事者に通知する。管理官は、申請人が審理に出席しないまたは審理の聴聞を行うことを希望しない旨管理官に通知した場合でも同様の措置をとることができる。

## 商標

### (i) 沿革、現行法、条約等

インドにおける商標の法的保護の歴史は、1940年商標法に遡る。同法は、1958年商標法によって置き換えられ、この法律は1940年商標法の規定を改正し、商標の偽造に係る犯罪に関する法律（1889年インド商標法等）およびインド刑法、刑事訴訟法等その他の刑事制定法の商標関連の

規定が一つの法律に統合された。1958年商標法は、1999年商標法に置き換えられ、2003年9月15日に施行され、同法がインドにおける現行商標法である。

1999年商標法（現行法）は、商品および役務の商標の登録および保護の向上並びに虚偽の標章の使用防止について定めている。現行法は、以下についても規定している。

1. サービスマークの登録
2. 侵害の拡大定義
3. 周知標章の保護
4. 団体標章の登録および保護
5. 許諾使用の定義の拡大および実施権（ライセンス）契約の登録権限の本件登記官への付与
6. 営業権なしの未登録商標の譲渡
7. 審判部が本件登記官の命令に対する全ての上訴の審判を行い、登録商標の取り消しのための措置を検討する。

商標の制定法上の保護以外に、判例法上では詐称通用法に基づく保護を受けることができる。これまで、制定法では、詐称通用の法律に関しては触れてこなかったが、第 III 章で同法について詳細に検討する。

インドは、商標に関する以下の国際条約の締約国である。

- i. 1995年1月より「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」（TRIPS）
- ii. 1998年12月より「パリ条約（知的財産）」
- iii. 「標章の登録のための商品およびサービスの国際分類に関するニース協定」（第7版）

#### (ii) 商標登録局および審判部

商標登録局 – ムンバイに本部を置き、アーメダバード、チェンナイ、デリーおよびコルカタに支部事務所を置く商標登記局（以下「登記局」という）は 1958 年商標法に基づき設立され、その事務所は現行法に基づき存続している。

2002年商標規則（以下「本件規則」という）は、商標の登録、異議申立て、更新、および譲渡証書 / 実施権契約等の記録に関する全ての出願書および文書を商標局の該当する事務所（登録局事務所）に申請することを定めている。出願人のインドにおける事業所の住所を管轄しているのが当該登録局事務所である。海外からの出願人の場合、出願人が事業を遂行する事務所が所在する区域を管轄する事務所が登録局事務所である。商標の出願を申請する事務所は、商標について今

後発生する全ての目的上の管轄事務所となり、同商標に対する異議申立て / 修正手続はこの管轄事務所に提出されるものとする。

*審判部* – 現行法によってもたらされた重大な変化は、知的財産権審判部 (IPAB) の設置である。IPAB は、商標の本件登記官の出した命令に対する上訴を審理することができる唯一の管轄権を有する。以前はこの管轄権は高等裁判所に帰属していた。加えて IPAB は、商標の登録の取り消しまたは変更の申請を検討する権限も付えられている。IPAB は商標の侵害および詐称通用に関する訴訟に対して管轄権を有しておらず、これらに関する訴訟は引き続き裁判所の管轄下にある。審判部の設置後は、現在高等裁判所に上訴中の全ての案件は審判部に移行され、迅速に決定が下されている。IPAB の審判部の管轄権内の案件については、裁判所の管轄権、権能および権限が排除されている。現行の商標法は、IPAB の命令に対する 2 回目の上訴については規定していない。

IPAB は、常に自然的正義の原則に沿って判断し、1999 商標法の規定を遵守するという付加条項の下に、訴訟手続を独自に管理する自由が与えられている。IPAB は、この権能の行使のために 2003 年知的財産審判部 (手続) 規則を制定した。この規則は、2003 年商標法 (知的財産理事会への出願および上訴) と合わせて解釈すると、知的財産権審判部に対して申請する上訴または出願および反論書類、並びに提出する証拠書類の書式・方法を包括的に規定している。

IPAB は、以下の事項に関して民事裁判所の権限を付与されている。

4. 証拠書類を受領する。
5. 証人尋問の命令を発する。
6. 公文書を請求する、および
7. その他の規定事項を行う。

現在 IPAB は、チェンナイに本部を置き、アーメダバード、チェンナイ、デリー、ムンバイおよびコルカタに合議体を置いている。

IPAB の各合議体は、高裁判事 1 名、弁理士 1 名からなり、議長が 1 合議体以上において判事または弁理士を代表する権限を有している。現在 IPAB は以下の者により構成される。

4. 議長 – 高等裁判所判事 Hon'ble Justice Shri S. Jagadeesan (前マドラス高等裁判所判事)
5. 副議長 - Dr. Raghbir Singh (前法務省次官補)
6. 弁理士 – Mr. T.R. Subramanian (前商標共同登記官 Joint Registrar of Trade Marks)

### (iii) 商標- 定義および商標の種類

「商標」は商標法第 2(1)(zb)条で定義される。標章が商標としての資格を有するには以下の通りでなければならない〔犯罪および罰則について規定する（第 107 条以外の）当該法第 XII 章上の商標を除く〕。

- (a) 図式的に表現できる標章である。
- (b) ある者の商品または役務を他の者の商品または役務から識別できる標章である、および
- (c) 商品または役務と、所有権者としてまたは許可された使用者としてであれ、当該標章を使用する権利を有する者、との間に存する取引上の結合関係を示すために使用し、または使用しようとする標章である。<sup>1</sup>

商標の偽造に関する犯罪および罰則について取り扱う第 XII 章の目的上（第 107 条を除く）、標章が商標としての資格を有するには以下の通りでなければならない。

- (a) 図式的に表現できる標章である。
- (b) ある者の商品または役務を他の者の商品または役務から識別できる標章である、および
- (c) 使用されている登録商標または未登録の商標である。

商品の形状、その包装、色彩の組み合わせ、証明標章および団体標章は明確に商標の定義に含まれる。商標法に列記される標章の種類には、図案、ブランド、見出し、ラベル、チケット、名称、署名、用語、文字、数字、商品の形状、包装、色彩の組み合わせまたはこれらの組み合わせがある。

### (iv) 登録可能性および登録拒絶の根拠

商標法は、商標自体の定義において、標章はある業者の商品または役務を他の者の商品または役務から識別できる標章であるとする要件を課している。

加えて、商標法第 9 条および 11 条では、商標を登録することができない一定の条件を列記している。第 9 条に基づく理由は、「登録拒絶の絶対的理由」としており、標章自体に内在する好ましくない特徴を根拠とする。11 条に基づく理由は、「登録拒絶の相対的理由」としており、先の商標との類似性を根拠とする。

---

<sup>1</sup> 団体標章に関して、「ある者の商品又は役務を他の者の商品又は役務から識別する」標章とは、「標章の所有権者である、事業者団体の構成員の商品又は役務を他の者の商品又は役務から識別する」標章であると解釈される。

## 絶対的理由 – 商標法第9条

商標法第9条では、商標の登録拒絶理由の3つの分類に言及している。第1の分類は、識別性の欠如、第2は、公共の政策を根拠とし、第3は、商品の形状から専ら構成されている標章について言及している。

1. 識別性を欠く。<sup>2</sup>本条項に基づき、以下の標章は、商標としての登録が拒絶されるものとする。

- a. 識別性を欠く標章、または
- b. 説明的または称賛する内容の標章、または
- c. 取引慣行において慣習的となっている標章。

但し、標章が登録出願日前に、その使用の結果として識別性を獲得しているか、または出願した標章が周知商標であるときは、上記規則の例外とされる。

2. 公共の政策。<sup>3</sup>以下の標章も商標としての登録が拒絶される。

- a. 標章が誤認または混同を生じる性質のものである場合。
- b. 標章がインド国民の何れかの階級の宗教的感情を害するか、または中傷的もしくは卑猥な事項を含んでいる場合、または
- c. 標章の使用が「1950年紋章および名称（不正使用防止）法」により禁止されている場合。

上記の理由には例外は認められず、識別性を内在する標章または識別性を獲得した標章であっても、上記の何れかに抵触する場合は登録を拒絶される。

3. 商品の形状<sup>4</sup> 商標の登録が拒絶される根拠の3番目で最後の分類は、標章が専ら商品の形状から構成される場合である。以下の標章は登録が拒絶される。

- a. 商品自体の性質に由来する商品の形状である場合、または
- b. 技術的成果を得るために必要な商品の形状である場合、または
- c. 商品に実質的な価値を付与する形状である場合。

ここでも上記の理由には例外は認められず、識別性を内在する標章または識別性を獲得した標章であっても、上記の何れかが適用する場合は登録を拒絶される。

---

<sup>2</sup> 商標法第9(1)条

<sup>3</sup> 商標法第9(2)条

<sup>4</sup> 商標法第9(3)条

## 相対的理由 – 商標法第 11 条

現行法第 11 条に含まれる登録拒絶の相対的理由は、標章が対立することを根拠とする商標登録に対する異議申立てに関係する。

商標が、その商標の出願日より早い優先日の登録商標もしくは条約出願と同一または類似するものである場合、その商標の登録は本条項に基づき拒絶されることがある。但し、登録商標または条約出願が、同一のもしくは類似する商品または役務に関して、この同一性もしくは類似性により、公衆に混同を生じさせるおそれが存在する場合とする。<sup>5</sup>

本条項ではまた、周知標章に抵触する標章の登録が一定の状況の下<sup>6</sup>で拒絶されることを定めている。この規定については、本章後半の第 (vii) 項で述べる。

本項に基づき商標の登録が拒絶される第 3 の状況としては、詐称通用 (passing-off) または著作権法<sup>7</sup>の規定に基づきその使用が抑止される場合がある。このことを根拠とする、商標の登録に対する異議申立ては、異議申し立て手続きにおいてのみ行うことができ、本件登記官が自ら (suo moto) 提起することはできない。

更に本件登記官は、商標の登録可能性について決定を下すにあたり、商標登録出願または異議申立手続を検討する中、第 11(10)(ii)条に基づき、出願人もしくは商標に係る権利に影響を及ぼす異議申立人に含まれた悪意を参酌しなければならない。

現行商標法第 12 条は、第 11 条の例外を構成し、ある商標が第 11 条に基づき異議の対象となっても、善意の同時使用が主張される場合およびその他の特別な状況のもとでは登録が許可されることもある。

善意の同時使用：特定の事例が善意の同時使用の範疇に入るかどうかを検討する際に本件登記官が考慮する状況には以下が含まれる。

- (a) 同時使用の範囲。
- (b) オフトレードの取引量および範囲。
- (c) 標章の類似性から発生する混乱の度合い。これは大体において、公衆の不都合の程度を示す。

---

<sup>5</sup> 商標法第 11 (1) 条

<sup>6</sup> 商標法第 11 (2) 条

<sup>7</sup> 商標法第 11 (3) 条

- (d) 同時使用の公正。
- (e) 不都合の状況が証明されているかどうか。
- (f) 訴訟中の標章が登録された場合に（必要であれば、一定の条件および制限の下に）、引き起こされる相対的な不都合。

善意の同時使用の立証責任は、異議申立ての対象となっている商標の出願人の側にある。善意という表現は、「商業的善意」を意味するものと解釈されており、商標の採用に伴う状況は、善意の使用の問題を判断する際に極めて重要である。出願人が類似する登録商標について認識していたにも拘わらず、その時点で異議が申立てられている標章を使用し続けた場合、この使用は善意の同時使用<sup>8</sup>とは主張できないものとされてきた。更に、第 12 条に基づく商標登録の問題を検討する際に本件登記官は、登録が拒絶された場合に出願人が被ることになる困難を考慮し、登録が許可されれば、これが異議申立人に与える困難または公益にもたらす悪影響と比較検討し、便宜を受けるバランスがどちらの方に傾くかを熟考するべきである。

#### (v) 欺瞞的的類似性

商標法の規定に基づき、「ある標章が公衆を欺くまたは混乱を招くほど別の標章と類似している場合、その標章は欺瞞的類似性を有するとみなされる」。ある標章が別の標章と類似しているかどうかの問題は、第一印象の問題であり、裁判所（または審判所）が決定するものであるとされてきた。<sup>9</sup>裁判所は、長年判例法によって、標章の欺瞞的類似性の問題を解決する際に採用すべき原則および要因を発展してきた。

司法裁判所または審判所は、欺瞞的類似性および混乱の可能性を判断する際に以下の要因に重要性を置いている。

- a. 信頼を得ている評判の質および範囲。
- b. 標章が用語、ラベル、標章の複合物であるかに拘わらず、標章の性質。
- c. 標章の音声もしくは視覚的な類似性もしくは概念的類似性の度合い。
- d. 商標が商標として使用される元の商品または役務の性質。
- e. 競合取引業者の商品の性質、特徴および業績における類似性。
- f. 商品を買う可能性のある購入者層。
- g. 商品の購入または商品の注文の形態。
- h. 関連すると思われるその他の状況。

---

<sup>8</sup> National Chemicals & Colours Ltd. v Reckitt & Coleman of India Ltd. AIR [1991 年] Bom 76

<sup>9</sup> Corn Products v Shangrila AIR 1960 年 SC 142

ワードマークの比較に関する規則 - インドの裁判所は、英国の裁判所の判例に従っており、ワードマークおよびラベルの標章を含む標章の比較に関する規則を定めている。

- (1) 英国で行われた訴訟の判決文<sup>10</sup>から、インド最高裁判所<sup>11</sup>の許可を得て引用した以下の抜粋は、ワードマークを比較する際の試金石となっている。

「2つのワードマークを選ばなければならない。これをその外見と音の双方から判断しなければならない。これが適用される商品について検討しなければならない。これらの商品を買う可能性のある消費者の質および種類について熟考しなければならない。実際に周囲の状況を全て検討しなければならない。次に、標章のそれぞれの所有者の商品に各商標が商標として通常の方法で使用された場合、何が起こりうるかを考えなければならない。これら全ての状況を考慮し、混乱が発生する - 必ずしも一方が損害を受け、他方が不法収益を得るということではなく、公衆に混乱が生じ、これによって商品の混乱が起きる - という結論に至った場合、登録を拒絶することができる。むしろこの場合は登録を拒絶しなければならない。」

- (2) 更に最高裁判所は、ワードマークは一体のものとして比較されるべきで、裁判所（または審判所）にはワードマークを分割して比較する自由はないと主張している。<sup>12</sup>
- (3) ワードマークを比較する際に検討すべき事項とされるものには、マークによって伝えられる概念がある。電話で商品または役務が発注される場合に特筆すべき点として音声の類似性。構造的な類似性。音節を不明瞭に発音すること。ワード - マークが省略される傾向。2つのワードマークの共通点が英語において一般的なものである、または一般的に使用されるものである場合、異なる部分に注意を払う。共通部分が記述的であるか、識別性を持つものであるか等。

図案およびコンポジット・マークの比較 - ラベルおよびコンポジット・マークを比較する際に以下の事項について留意する。

- (1) ラベルは全体で比較する。
- (2) ラベルと図案は類似しているが、ラベルの一部を構成する用語が異なる場合、マーク全体としては類似していると主張されてきた。<sup>13</sup>
- (3) 欺瞞的類似性の問題を検討する際は、放棄された特徴を無視しない。

<sup>10</sup> Pianotist Appln. (1906 年) 23 RPC 774

<sup>11</sup> Amritdhara Pharmacy v Satya Deo Gupta AIR 1963 年 SC 449 および Hoffman La Roche v Geoffrey Manners AIR 1970 年 SC 2062

<sup>12</sup> Hoffman La Roche v Geoffrey Manners supra

<sup>13</sup> Lakhara v Shivkaran 1995 年 PTC 17; National Chemicals vs. Reckitt & Colman AIR 1991 年 Bom 76; Hi-Tech Foods vs. Khanna Enterprises 1998 年 PTC 689

- (4) 商標の本質的な特徴を考慮する。<sup>14</sup>
- (5) 概念の類似性を考慮する。

(vi) 商標の「使用」

商標法は、商標の使用を商品との関連性において、「当該商品との物理的なもしくはその他の一切の関係における標章の使用」として定義している。<sup>15</sup>

商標は、購入時に目に見えなければならないとされている。<sup>16</sup>商品自体に標章を刻印することができない場合、商品を収容するコンテナ上の標章の使用は、商品との物理的な関係における標章の使用とされている。<sup>17</sup>商品との関りにおける標章の使用は、定義によれば、例えば請求書等のように物理的な関係以外の使用もありうるとされてきた。<sup>18</sup>カタログ、パンフレット、広告等にも標章の使用が適用されるとしてきたが、商品が同時に入手可能であることが条件とされる。

商標法の規定の下では、インドから輸出される商品にインドで商標が適用される場合、インドの商品へのこのような商標の適用は、インドにおける商標の使用とされる。

予め録画されているビデオテープにおいて商標が登録されており、標章がシグナルでテープに録画されている場合、ビデオを再生してこのシグナルを画像に変換することが予め録画されているビデオテープに係る商標の使用とされている。<sup>19</sup>

役務に係る商標の使用は、「当該役務が利用可能であること、これの提供または履行に関する説明書として、または説明書の一部としての標章の使用」と定義されている。<sup>20</sup>

商標の使用は、標章の所有者と商品との間の取引上の結合関係を創設するものでなければならない。標章がこのように使用されれば、これが実際に取引の創設を示すものとなる場合はこれで十分であるとされる。広告媒体としての商品の無料配布は、これらの商品の取引とはみなされないため、このような商品に係る標章の使用は、商標の使用を意味しない。但し、商標を付した商品の無料配布を他の商品の販売を促進するためにこれらの商品とともに行うことは、商標の使用を構成するものとする。

---

<sup>14</sup> James Chadwick v National Sewing AIR 1951 年 147

<sup>15</sup> 第 2(2)(b) 条

<sup>16</sup> Unilever (ストライプ練り歯磨き) Tm [1980 年] FSR 280 – 購入後に初めて目に触れる練り歯磨きの中のストライプの使用は、商標の使用とはみなされなかった。

<sup>17</sup> Spillers' Appln. (1954 年) 71 RPC 234

<sup>18</sup> Revlon v Rajendra Kumar AIR 1995 年 Cal 30

<sup>19</sup> Esquire Electronics v Roopchand [1991 年] RPC 425

<sup>20</sup> 第 2(2)(c) 条

### (vii) 周知商標

商標法は、「周知商標」と定義する特別な商標の分類を認めており、この「周知商標」は、周知商標が使用されている商品または役務と異なる商品または役務に関しても第3者による模倣から保護される。商品/役務に係る周知商標とは、他の商品または役務に関連した周知商標の使用が、当該他の商品または役務と、最初に言及した商品/役務に係る標章を使用する者との間の取引関係を示すと一部の公衆によって関連付けられる可能性がある標章と定義される。<sup>21</sup>商標法は、標章の登録可能性および第三者登録、または周知標章の使用、または周知標章と類似する標章に係る問題において周知標章に保護を与える。

#### 周知商標の判断要素

商標が周知のものであるかどうかを判断する際に、関連性があると本件登記官が考える事実事項を考慮に入れることができる権限を法は本件登記官に与えている。<sup>22</sup>加えて法は、商標が周知のものであるとする結果に至るまでに本件登記官が検討すべき一定の要因を規定している。これらの要因には以下が含まれる。

1. 関連する公衆の一つの関係階層における商標の認識または認知度（関連するインドの公衆における認識および認知度を含む）。
2. その商標の使用期間、使用範囲および使用地域。
3. 商標の販売促進の期間、範囲および地域であって、商標が適用されている商品もしくは役務の博覧会もしくは展示会での宣伝または広報および出展を含む。
4. 商標の登録または登録出願の期間および地域。但し、このような登録または登録出願が商標の使用または認知度を反映している限りとする。
5. その商標に対する権利の強制執行が成功した記録であって、特に裁判所または本件登記官によって商標が周知商標として認識された範囲内とする。

更に、商標が公衆の関連する関係階層において周知となっているか、もしくは認識されているかを判断する際に、本件登記官が以下の検討事項を考慮に入れることが法によって規定されている。

<sup>23</sup>

1. 商標が適用される商品または役務の実際のおよび潜在的な消費者の数。
2. 商標が適用される商品または役務の流通経路に介在する人員の数。
3. 商標が適用される商品または役務を取り扱う業界。

---

<sup>21</sup> 商標法第 2(1)(zg)条

<sup>22</sup> 商標法第 11(6)条

<sup>23</sup> 商標法第 11(7)条

更に、裁判所または本件登記官が、商標が少なくとも公衆の一つの関係階層において周知となっていると主張した場合、本件登記官はその商標を登録上、周知商標と認めるものとする。<sup>24</sup>

本件登記官は、商標が周知商標であるという評決を下す際の条件として以下を要件とすることは禁じられている。<sup>25</sup>

1. 商標がインドで使用されている。
2. 商標が登録されている。
3. インドで商標登録の出願申請が出されている。
4. 商標がインド以外の何れかの法域で周知となっている、登録されている、または登録出願の申請が出されている。
5. 商標がインドの一般大衆に周知となっている。

#### *周知商標の登録可能性*

周知商標は、それが識別性を欠いている、説明的である、または取引に慣行となっているという根拠で登録が拒絶されてはならない。

*第3者登録 – 異議申立て* 標章の登録出願または異議申立手続を検討中は、本件登記官は周知商標を同一のもしくは類似する標章から保護しなければならないと商標法第 11(10)(i) 条は命じている。但し、周知商標と同一のもしくは類似する標章が商標法の公布前に善意で使用または登録されている場合、当該法の何れの部分によっても善意で取得された当該権利が損なわれてはならない。

「*不当な優位性または識別性もしくは評判を損なう*」要件 – 商標法第 11(2)条に基づき、周知商標と同一もしくは類似する標章は、たとえ登録済み周知商標が適用されている商品または役務と異なる商品または役務について登録が求められている場合でも、それは認められない。このような立場が認められるとすれば、登録される商標の使用によって不当な優位性を得る、または周知商標の識別性もしくは評判を損なうことになる。

ある標章の使用が不当な優位性を得る、または識別性もしくは評判を損なうことになるかを判断する際に適用されるこれらの用語または原則の意味は、司法判断によって決定されなければならない。インドの裁判所および商標本件登記官はおそらく英国における決定<sup>26</sup>に依拠し、混乱がないことは決定的なことではなく、「不当な優位性を得る」または「識別性もしくは評判を損なう」という標章間の関連付けがあれば標章の登録および/またはその使用を禁止するのに十分で

<sup>24</sup>商標法第 11(8)条

<sup>25</sup>商標法第 11(9)条

<sup>26</sup> Premier Brands UK Ltd. vs. Typhoon Europe Ltd. (2000 年) FSR 767

あると主張する公算が大きい。周知商標の不明瞭性またはこれの信用を毀損することによる希薄化は、周知商標の識別性または評判を損なうことの一例とみなされるようである。

商標の本件登記官は、周知商標と同一または外見上類似する標章の登録出願が異なる商品に関するときは、標章の使用が人を欺くまたは混乱を引き起こすという理由でこれの登録を拒絶している。裁判所は、上訴においてこれらの判決を多くの場合支持している。<sup>27</sup>

商標法が発効される前のインドの商標の法は詐称通用（第 III を参照）に基づき、周知商標を保護してきたが、商標法の重要性は、周知商標および何をもって周知商標とするかに関して法的認知を与えたことにある。「不当な優位性を得る」および「識別性もしくは評判を損なう」ことの条件を定めることによって、商標法は、消費者の混乱が起こらない場合でも保護しなければならない種類の標章が存在するということを認めている。

#### (viii) 商標の登録

##### a. 登録出願および起訴

商標法は、使用するまたは使用しようとする標章の所有権者になろうとする者は、その標章を登録するために商標の本件登記官に登録出願することができると定めている。<sup>28</sup>権限のない代理人または代表者による自己の名義での商標の登録は、明確に禁じられている。

商標法に基づき、複数のクラスへの登録出願およびパリ条約による優先権を主張する出願は許可されている。商標規則は、商標の登録について、単一クラス、パリ条約優先権を主張する単一クラス、複数クラス、パリ条約優先権を主張する複数クラスへの商標の登録それぞれについて別々の用紙を定めている。

出願申請時に、出願人には以下の情報の提出が求められる。

- (a) 出願人についての詳細。
- (b) 登録する標章の見本
- (c) 商品 / 役務の明細書<sup>29</sup>
- (d) 使用説明書
- (e) 委任状、および

---

<sup>27</sup> Sunder Parmanand v Caltex AIR 1969 年 Bom 24, *Dunhill* 訴訟 (1982 年) PTC 145, *Fiat* 訴訟 (1986 年) PTC 154, *Dilip Chand Aggarwal v Escorts Ltd.* (1981 年) IPLR 1

<sup>28</sup> 第 18(1)条

<sup>29</sup> 各クラスに付き明細書が 500 字を超える場合は追加料金が発生する。

- (f) 優先権を主張する対象のパリ条約出願申請の詳細および優先権出願書の認証  
謄本

**優先権の請求** 優先権出願書の認証謄本は後日提出することもできるが、いずれの場合も出願申請を行ってから 2 ヶ月以内に提出するものとする。この書類の提出を期限通りに行わないと優先権の請求権を失うことになりかねない。

**使用説明書** デリーの商標登記局は、出願人が出願申請後に使用説明書を提出することを認めているが、ムンバイおよびコルカタの登記局では、使用説明書を出願申請の段階で提出することを要求している。

商標の出願申請をすると商標登記局は、出願番号を付した受領確認書を発行する。その後 1 週間以内に登記局は、公式番号をおよび出願割当日を記入した商標見本用紙のコピーを発行する。

#### b. 受理および公告

商標法では、出願申請を「拒絶する」、「無条件で受理する」、または「改正、修正、条件もしくは制限付きで受理する」裁量権を本件登記官に与えている。本件登記官の裁量権は、商標法の規定を遵守することを条件としており、この裁量権は合理的に行使するべきであり、恣意的に行使してはならないとされてきた。

**審査** 商標の出願申請がなされ、番号が割り当てられると、商標審査官は、商標が商標法の内容および手続の両面についての規定を遵守しているかどうか審査し、審査報告によって異議が提起される。商標登記局が現在機能しているペースでいくと、審査報告書は出願申請後 2~3 ヶ月以内に発行されている。出願人は、登記局の異議に対して書面で回答するために 1 ヶ月の期間が与えられるが、この期間は要請により延長することができる。以前は、書面により提出された反論にも拘らず本件登記官が異議を認めている場合のみ出願申請を聴聞するのが慣行であったが、現在は商標の登録に対して異議が申立てられた全ての出願申請の審理を登記局が聴聞するのが慣行となっている。

登録出願が受理された後は、第 3 者による異議申立てのために、商標公報で公告される。本件登記官は、受理する前にも商標の出願申請を公告することができる。<sup>30</sup>

異議申立て期間は、発行日から 3 ヶ月間であり、要請がある場合、および本件登記官の裁量により、1 ヶ月間延長することができる。

---

<sup>30</sup>第 20(1) 但し書き規定

### c. 登録および更新

異議申立ての申請がなければ、商標の登録へと進み、これの登録証明書が所有者に対して発行される。商標登記局が現在機能しているペースでいくと、単純な商標の出願申請が通常の過程を経た場合、申請日から1~2年の内に登録まで進むことができる。

条約国での優先権を請求する出願申請の場合は、商標は、条約国における出願申請日付で登録され、この日付が商標の将来における全ての目的上の商標登録日とされる。<sup>31</sup>

商標は10年間登録される。以後商標は、10年毎に無期限に更新することができる。商標登録の更新の申請は、先の商標登録満了前6ヶ月以内であればいつでも行うことができる。登録所有権者が規定期限内に商標登録の更新申請を怠った場合、商標法は、所有権者が更新日後6ヶ月以内に違約金を支払い、更新申請を行うことを認めている。

*回復* 期限経過後6ヶ月以内に所有権者が更新申請を怠った場合、本件登記官は登録簿から登録を除去することができる。但し、所有権者は、6ヶ月の期間経過後であっても登録失効後1年以内に適切な料金を支払うことにより、登録の回復を求めることができる。本件登記官には、本件登記官が適切と判断する条件および制限の下に、登録の回復の申請を認めるかどうかについての裁量権が与えられている。

商標法はまた、商標を登録簿から除去した場合の効果についても規定している。商標が登録簿から除去されている場合、除去前の2年間、商標が善意で使用されたことがない、または登録商標の除去前の使用方法により、商標の出願申請と登録商標との間に誤認または混乱のおそれが生じることがないということに審判所が納得していない限り、商標の登録出願の申請上、除去後1年間はこの商標は登録簿上にある商標とみなされる。

### (ix) 商標の譲渡 / 移転

登録所有権者は、商標を譲渡し、このような譲渡の対価として任意の額の領収書を発行する権利を有している。<sup>32</sup>譲受人は、登録に対して課される条件および制限、並びに商標法第12条に基づき創設される現行の登録および権利を前提に、譲渡された商標に対する権原および権利を取得する。

登録商標は、関連事業の営業権付きでも営業権なしでも譲渡することができ、その商標が登録されている商品 / 役務の一部もしくは全てに関して譲渡が認められる。<sup>33</sup>未登録の商標についても、

---

<sup>31</sup> 第154(2)条

<sup>32</sup> 商標法第37条

<sup>33</sup> 商標法第38条

関連事業の営業権付きでも、なしでも譲渡することができる。<sup>34</sup>登録済みの商標であるか、未登録の商標であるかに拘わらず、営業権なしの譲渡の場合、譲受人が譲渡後 6 ヶ月以内に当該譲渡を公告する指示を仰ぐために本件登記官に申請するという手続を踏むことが求められる。この 6 ヶ月の期間は、本件登記官の裁量により、最高 3 ヶ月間延長することができる。<sup>35</sup>

商標法は、複数の独占的権利を生じさせる、またはインド国内の異なる地域に独占的権利を生じさせるような方法での商標の譲渡を禁じている。<sup>36</sup>しかし、本件登記官の事前の承認があれば、このような譲渡は認められる。本件登記官の承認が一度得られれば、譲渡を記録するために、承認取得後 6 ヶ月以内に必要な措置をとらなければならない

商標法は、連合商標を別々にではなく、一緒に譲渡するよう命じている。<sup>37</sup>

商標法第 45(1) 条に基づき、譲受人が登録商標の後継所有権者として記録されることが求められている。係属出願の譲渡に関して明確な規定はないが、最善の慣行として、係属出願についても上記の措置をとることが望まれる。但し、当事者間で譲渡の有効性について紛議が生じた場合、管轄裁判所が関係当事者の権利を確定するまで本件登記官が当該権原の登録を拒絶することが考えられる。

商標法第 45(2) 条に基づき、司法裁判所では、とりわけ譲渡証書は登録商標の権原の証拠として認められないものとする。第 45 条の意味について、判例法の方針が示されている。<sup>38</sup>特にデリーおよびチェンナイの高等裁判所においてであるが、裁判所は登録簿にまだ氏名が記入されていない登録商標の譲受人に対して訴え却下または暫定的救済を拒否している。

しかし、ある訴訟でチェンナイ高等裁判所の単独判事 (Single Judge) が、譲渡が登録簿に記録されていない場合、譲渡証書は、司法裁判所において権原の証拠として容認できないと主張している。<sup>39</sup>この判断は、同じ裁判所の 2 名の裁判官の合議体 (judge Bench) がとった立場とは反対のものであるという理由から攻められる可能性がある。実際この事例では、判事は従前の判例の重要な点に注意を向けておらず、反対の見解が主張された事例の方向性は省みられることはなく、この判断を下すにあたって特徴づけられることはなかった。

---

<sup>34</sup>商標法第 39 条

<sup>35</sup>商標法第 40 条

<sup>36</sup>商標法第 41 条および 42 条

<sup>37</sup>商標法第 44 条

<sup>38</sup> *Charak Pharma Pvt. Limited v. Prashi Pharma Private Limited*, (2004 年, Del HC, Mukundam Sharma, J); *M/s Modi Threads Limited v. Som Soot Gola Factory*, (1992 年, Del HC, P K Bahri J.); *T Mahommed Zumoon v. Fathimunnissa Bibija*, Air 1960 年 Madras 80; *M/s Hindustan Lever Limited v. Bombay Soda Factory*, AIR 1964 年 Mys 173

<sup>39</sup> *Soundarapandian Match Works vs M. Jayarama Chetty PTC (Suppl) (2) 145 (Mad)*

最善の慣行として、商標の譲渡をできる限り早い時期に記録するために必要な措置をとることが望ましい。

#### (x) 商標の実施許諾

現行の商標法には、商標の実施許諾について詳細な規定がある。当該法では、「許諾使用」を登録使用者または登録所有者、もしくは登録使用者以外の者で登録所有者の同意の下または契約に基づき商標を使用する何れかの者による商標の使用、と定義している。当該法では、登録商標の許諾使用（登録使用者または登録所有者との書面による契約書に基づき使用する何れかの者）は全て登録所有者の利益のために効力を生じる、と定めている。従って、商標が実施権者または登録所有者以外の何れかの者によって使用されるのであれば、不使用を理由にして商標を保護するために商標実施権契約もしくは当該実施権契約に基づく使用者を登録することは最早必要ではない。

実施権契約を本件登記官に登録することからもたらされる利益は、登録使用者が自己の名義で商標侵害を訴追することができるようになることである。但し、登録所有者との契約に相反する規定が含まれる場合はこの限りではない。

登録使用者の登録手続 – 本件登記官は、登録使用者契約に基づき、使用者の登録を付与する権限を有している。商標規則では、登録使用予定者の登録出願を商標実施権契約の締結後 6 ヶ月以内に申請することを定めている。登録使用者契約を登録するためには、登録所有者と登録使用予定者が共同で、規定用紙で、契約書または契約書の認証されたコピーおよび下記の事項を確認する（登録所有者の）宣誓供述書を添えて本件登記官に申請しなければならない。

- 既存または予定の、当事者間の関係。
- 商標の使用に対して所有者の行使する管理の程度。
- 実施権が独占的であるか、または非独占的であるか。
- 登録が予定されている商品または役務。
- 商品または役務に関して提案されている条件または制限。
- 許諾使用が一定期間なのか期間の制限はないのか。

更に必要とされる書類または証拠書類としては、契約書に記載される書類または通信等が含まれる。商標規則は更に、商標実施権契約には、ロイヤルティの支払条件を開示し、実施権の解除方法を定め、使用が許諾使用に則って行われることを示すように規定している。

上記の要件が遵守され、本件登記官が納得した後は、本件登記官は登録使用予定者を登録し、商標の他の登録使用者に対してこの旨通知を発行する。

当該法は、出願申請人の要請により、使用者契約および登録使用予定者の登録に関連して提供されるその他の書類または証拠等の情報を秘密に維持し、取引上の競合者に関示しないことを本件登記官に義務付けている。

本件登記官には、登録使用者の登録を変更または取り消す権限も付与されている。

#### (xi) 異議申立手続

商標の登録に対する異議申立ては、商標の発行から 3 ヶ月以内に申請することができる。この期間は、異議申立人が商標の発行後 3 ヶ月以内に延長要請を申請すれば、本件登記官の裁量により、1 ヶ月間延長することができる。商標法はまた、個人的な利害関係を有するか否かに拘わらず、誰でも商標の登録に対する申立てを申請できると規定している。

#### a. 根拠

異議申立人は、法規定に基づくものであれば自由にその反論を裏付ける根拠を組み立てることができる。異議申立手続に取り入れることができる根拠には以下が含まれる。

*第 2(1)(zb)条と合わせて第 9(1)条 を解釈する* – 商標が図式的に表現することができないものである、識別性を欠いている、説明的である、または取引慣行において慣習的となっているものである。

*第 9(2)条* – 商標が公衆を誤認させる、または混乱を引き起こすような性質のものである、または商標が宗教的感情を害する事項を含み、もしくはそれからなる、または中傷的もしくは猥褻な事項からなる、またはその使用が紋章法 (Emblems Act) により禁止されている。

*第 9(3)条* – 商標が専ら商品の形状の商標である場合、商品の形状は、商品自体の性質に由来する、または技術的成果を得るために必要な商品の形状からなるとされる商標である、または商品の形状からなるとされる商標が商品に実質的な価値を付与する。

*第 11 条* – 商標が何れかの相対的拒絶理由に反する、即ち、登録済みの商標と同一もしくは類似する商品 / 役務に関して、同一であるまたは類似している、または周知商標とおよび異なる商品 / 役務に関して、同一であるもしくは類似している、またはその使用が詐称通用の原因となる、または著作権に違反する。

*第 13 条* – 登録をしようとする商標が化学元素もしくは化学化合物の一般的に認められた名称として一般的に使用される用語、または国際的一般名として WHO が公表している一般名、またはこ

のような名称と誤認されるほど類似している用語からなり、当該商標の登録が商標法第 13 条および 57 条に違反する。

第 18 条 – 出願人の商標に対する所有権の請求が虚偽である、または出願人の使用者に対する請求が虚偽である、または出願人が登録を求める商品 / 役務の全てもしくは何れかに関して善意で使用する意図がない。

#### b. 手続

**異議申立通知** 異議申立手続は、規定期限内に商標の登録に対する異議申立通知を提出することにより開始される。通知には、異議申立人が異議を申し立てる根拠を記載しなければならない。

商標規則は、異議申立通知には、異議を申立てる商標の詳細、先の商標または異議申立ての根拠となる権利、異議申立人の詳細および異議申立の理由を記載しなければならないと規定している。また、異議申立通知は検証されなければならない、通知の検証を行う者は、同人の知識に基づき検証された部分および受け取った情報に基づき検証した部分および同人が真実であると信じる部分について明確に記載しなければならない。

**反論書** 異議申立通知が期限どおりに提出されたら商標登記局は、3 ヶ月以内に異議申立通知のコピーを出願人（または定められている場合は送達先の住所）に送達し、反論書の提出を求める。異議申立通知の受領後 2 ヶ月以内に反論書を提出することが義務付けられている。出願人がこの期限内に反論書を提出しない場合は、商標第 21(2)条に基づき、その出願を取り下げたものとみなされる。

反論書には、出願人がその出願を裏付ける根拠および異議申立通知の内容に対する出願人の回答を含むものとする。異議申立通知同様、反論書も検証される必要がある。

**異議申立を裏付ける証拠書類** 反論書が提出された後、商標登記局は、反論書のコピーを異議申立人に送達し、同レターを受領後 2 ヶ月以内に異議申立を裏付ける証拠書類を提出するよう求める、あるいは、異議申立人は証拠書類を提出する意思がないことを本件登記官に通知する。異議申立人が規定の 2 ヶ月間の終了前に延長を求める場合は、この 2 ヶ月の期間は 1 ヶ月間延長することができる。証拠書類は、宣誓供述書によって提出され、出願人にそのコピーを送達するものとする。

異議申立人が期限内に証拠書類を提出しなかった場合、または証拠書類の提示を希望しない旨本件登記官に通知しなかったが、異議申立書に記載した事実を依拠することを望む場合、異議申立では取り下げられたものとみなされる。

**出願を裏付ける証拠書類** 出願人は、異議申立人が提出した証拠書類のコピーの送達を受けた、または異議申立人が証拠書類の提示を希望しない旨の通知を受けた後 2 ヶ月以内に出願を裏付ける証拠書類を提出する、または証拠書類の提示を希望しない旨本件登記官に通知するものとする。出願人が規定の 2 ヶ月の期間終了前にこれの延長を求めた場合、この期間を延長することができる。証拠書類は、宣誓供述書によって提出され、そのコピーを異議申立人に送達するものとする。

**異議申立人による回答の証拠書類** 出願人の証拠書類のコピーの送達を受けた後、異議申立人は、これに応えて証拠書類を提出する機会が与えられる。この段階で提出する証拠書類は、出願人の証拠書類に対する厳格な回答とする。この証拠書類の提出も宣誓供述書によるものとし、これを提出する期限は 2 ヶ月とし、1 ヶ月延長することができる。

**追加の証拠書類** 本件登記官は、各当事者が追加の証拠書類を提出することを許可する権限を有する。証拠書類の提出を停止しないことがたとえ手続を遅らせることになっても、本件登記官はこれを停止しないことがこれまでの慣行となってきた。

**審理** 商標法は、異議申立手続の決定段階の前に本件登記官が両当事者に審理の聴聞の機会を与える旨義務付けている。

証拠審査の段階が完了した後、本件登記官は、異議申立手続の審理を決定する。審理通知を受領後、両当事者は、審理に出席する意志の有無について本件登記官に通知するものとする。本件登記官への通知を怠った当事者は、審理の聴聞を行う意志がないものとされ、本件登記官はそれに従い措置をとる。本件登記官は、両当事者の審理の聴聞を行った後、命令を出し、両当事者に通知する。各当事者は、この命令に対して抗告する権利を有する。

#### (xii) 訂正手続の方法

登録簿への記入または記入漏れもしくは脱落によって不利益を受けた不服当事者は、審判所が適切と判断するに従い、登録簿への記入の取り消しまたは変更の命令を本件登記官または IPAB に求めることができ、訂正請願書を提出することによりこれを行うことができる。異議申立と異なり、訂正手続は、「不服当事者」のみがすることができる。「不服当事者」が何を意味するかについて、インド最高裁判所は、この語句の意味するところは、訂正理由によって異なるとしている。裁判所は、*Hardie Trading Ltd vs. Addisons Paint and Chemicals Ltd.* の訴訟で、不服当事者は、登録簿への記入が誤って行われたまたは誤ったまま登録簿に残っていることを根拠に（このような記入を除去することが公共の利益であることを考慮して）、修正に関する事例において、反論提出資格があることを堂々と確認できる立場にある者と解釈できると述べている。但し、不使用に関わる訂正手続である場合、請願者は、登録簿に記入されたままの状態が認められると何らかの意味で損害を受ける可能性があることを確立しなければならない。

商標法は、本件登記官または審判部が所定の手続を踏んだ後、自ら（suo moto）登録簿上の登録所有権者に関する記述を訂正することができる権限を与えている。このような手続を開始することができる根拠としては、登録簿に誤って記入がなされている、または誤ったまま残っている場合に限られる。

#### a. 訂正の根拠

訂正手続を開始することができる根拠には以下のようなものがある。

登録商標の不使用<sup>40</sup> 商標法第 47 条では、不使用を理由とする登録商標の訂正について規定している。

不使用に係わる以下の 2 つの状況の下で、商標を商標登録簿から除去することができる。

1. 一つには、商標が使用される意図なしに登録され、商標の訂正申請前の 3 ヶ月間以上実際に使用されていないことが証明された場合、商標を登録簿から除去することができる。
2. もう一つには、商標の訂正申請提出日の 3 ヶ月前の日の時点までに、商標が登録簿に実際に記入された日から継続的に 5 年間、またはそれより長い期間が経過し、この期間中に商標が使用されなかったことを証明することができる場合、商標を除去することができる。

第 2 番目の理由について、このような不使用が、インドにおいて法または規則によって課された商標使用の制限を含む、取引上の特別な事情に負っている不使用であって、出願に係わる商品または役務について商標を放棄するまたは使用しない意図に由来する不使用ではない事例について、制定法は例外を定めている。戦時中の規制および商品の輸入禁止または高額な輸入税等、商品について取引が引き合わなくなるような事情であって、これらの事情に関する商品に対して商標が登録されている場合等は特別な事情とされる。

訴えられている不使用は、商標が登録されている商品もしくは役務の一部または全てに関する場合があり、前者の場合は、商標が使用されていない商品または役務に関する場合のみ商標は削除されるものとする。商標の使用が同じ内容の商品または役務に係わる場合、または商標が登録されている商品または役務と関連付けられる商標の使用を不使用を根拠とする異議申立てを乗り越えるために依拠することができる場合もある。

---

<sup>40</sup> 商標法第 47 条

不使用を根拠に攻撃されることを切り抜けるために、所有権者が相当量の善意の使用および商業的使用を確立しなければならないということは必要ない。保税倉庫、外国の大使館および在外公館、国連機関等の制限付き市場への商品の販売は、善意の使用とされてきた。登録訂正の申請を無効化するためには単発の使用で十分であるとされてきた。

本項に関連がある規定としては、使用に関連する商標法の特定の規定があり、不使用を理由に開始された訂正手続を防御するために登録所有権者はこれに依拠することができる。

- 連合商標または商標の独自性に実質的な影響を及ぼさない改変および修正を含む商標の使用は、審判所の裁量により、訂正が求められる商標の使用と同じであるとされる。<sup>41</sup>
- 商標と商標の部分が別々に登録された場合、商標の使用は、部分の使用でもありとみなされる。<sup>42</sup>
- インドから輸出される商品または役務のみに関する商標の使用は、インドにおける商標の使用とみなされる<sup>43</sup>、および
- 許可された使用者による登録商標の使用は、登録所有権者による商標の使用とみなされる。<sup>44</sup>

*登録簿に記入する商標の条件の不遵守*<sup>45</sup> 本件登記官は、商標の使用方法、商品の性質、特徴または品質、商品の地理的原産地等の条件を遵守することを条件に商標を登録する権限を有する。所有権者がこれらの条件を遵守しなかった場合は、商標が訂正される可能性がある。例えば、「Toofan Mail」という用語を含む商標は、ラベルに表示されている空欄部分には説明的な事項のみを記載することができるという条件の下に登録された。しかし、実際には登録所有権者は、空欄に汽車の図案を使用した。所有権者が商標登録の条件に違反したという理由で商標は、削除された。<sup>46</sup>

*商標法第 57(2)条* この条項の小区分では、登録簿訂正の以下の 4 つの理由について規定する。

1. 登録簿は、記入の欠如または削除によって損害を受ける。
2. 十分な原因なしに行われた記入 – 商標が商標法の規定に違反して登録簿に記入されたことを証明することができれば、十分な原因なしに行われた商標の記入であるという理由によりこの商標を登録簿から削除することができる。この規定違反には、商標は登録簿に記入された日に混乱を引き起こす可能性があること、または商標が識別性を有してい

---

<sup>41</sup> 第 55(1)条

<sup>42</sup> 第 55(2)条

<sup>43</sup> 第 56 条

<sup>44</sup> 第 48(2)条

<sup>45</sup> 商標法第 57(1)条

<sup>46</sup> Lachmandas v Sant Ram 1982 年 PTC 352 (TMR)

ないこと等が含まれる。<sup>47</sup> 商標が非識別性を理由に攻撃され、商標が登録簿に記入された日に識別性を欠いていたということが証明された場合、訂正手続の開始日現在において商標の識別性の証明を証拠として提示することにより訴訟を防御することができる。

3. *誤って登録簿に残っている記入* – このことを理由に商標が削除されるには、登録簿に残る商標が商標法の何れかの規定に違反することになるということが証明されなければならない。商標が所有権者の商品または役務に特徴的なものでなくなったという理由により、商標を削除することができる。商標が誤認されやすいという理由でも攻撃されることがある。しかし、商標が登録簿に記入された日に誤認の可能性はなかったが、後日そのような可能性が生じた場合、登録所有権者の行為により誤認の可能性が生じた場合でない限り、裁判所は通常そのような記入を削除することはない。但し、はこの限りではない。<sup>48</sup> 商標は、商標法の要件の不遵守である、更新料の不払いのために誤って登録簿に残っていることもある。
4. *記入の誤りまたは瑕疵があった* – 誤りもしくは瑕疵は事務的なものである場合と、本質的なものである場合がある。

本条に基づく出願の検討において、審判所の一義的な義務は公衆に対してであり、および登録簿の正確性の維持にある。

*本件登記官自らによる訂正* – 審判所は、動議中の商標を自ら訂正し、必要な手続を経た後、訂正命令を出す権限を有する。

#### b. 訂正手続の手順

*本件登記官に対する訂正手続* 訂正手続は、規定用紙に出願人の利害、根拠とする事実事項および求める救済措置を記載した陳述書 3 部を添付して提出し、開始することができる。登録所有権者は、出願通知を受領後最高 3 ヶ月以内に、申請に対する反論書を提出するものとする。その後の証拠調べ、審理等の手順は、異議申立手続について規定された方法と全く同じである。

本件登記官は、自らの動議で登録所有権者、登録使用者、または本件登記官が見て商標に対して利害を有しているとみられるその他の者にこれらの者の商標が登録されようとしている理由を通告し、これの審理のための聴聞を行う日を指定し、これらの者に対して通知を発することにより、訂正手続を開始することができる。通知の受領当事者は、書面による提出を行うまたは審理の聴聞において具申を行うことができる。本件登記官が登録簿を訂正することを決定した場合、その決定を書面で行い、利害当事者に引き渡さなければならない。

---

<sup>47</sup> 商標法第 31(2)条

<sup>48</sup> GE Tm [1973 年] RPC 297

*IPAB に対する訂正手続* IPAB は、訂正申請のための専用の用紙を用意している。加えて IPAB に対する訂正手続は、出願人が訂正申請書とともに宣誓供述書による証拠書類を提出することが要求される。訂正申請書が提出された後、登録所有権者は 2 ヶ月以内に（延長可能）反論書、および宣誓供述書による証拠書類（証拠として依拠する意図で）を提出する機会が与えられる。

### (xiii) 団体商標および証明商標

#### a. 団体商標

団体商標の登録および保護は現行の商標法の下で導入されたが、それまでの法の下では定められておらず、また認識されてもいなかった。これはパリ条約に基づきインドに課された義務に従い開発された。パリ条約第 7 条の 2 は、同盟国が申請および保護の対象として団体商標を受け入れることを命じている。

*定義* 団体商標とは、商標法第 2(1)(g) 条で「商標の所有権者である、人の団体〔1932 年（1932 年 9）インド・パートナーシップ法上の定義におけるパートナーシップではない〕の構成員の商品または役務と、その他の者の商品または役務を識別する商標である」と定義している。この定義により、団体商標をパートナーシップが所有または登録することはできない。

*登録可能性等* 商標は、団体商標を含むと定義されているため、パリ条約上の優先権の主張、複数クラス出願、登録拒絶の絶対的理由および相対的理由、異議申立制度、登録および更新、侵害、譲渡、許諾使用並びに登録簿の訂正および修正等に関する商標法の全ての規定は団体商標にも適用される。

*期間* 団体商標は、10 年間登録され、以後 10 年毎に更新可能である。

*団体商標の登録手続* 団体商標の登録出願を行うために特定の用紙が規定されている。出願人は、本件登記官に団体商標の使用について規定する規則の草案とともに出願を裏付ける陳述書を提出しなければならない。規則には、団体の目的およびその構成員の詳細、団体加入条件、商標の使用権限を有する者および所有権者による商標使用の支配の性質、制裁措置を含む商標の使用条件、商標使用に対する上訴に対処するための手続その他本件登記官が求める詳細について明記されていなければならない。

団体商標の受理および登録の手続は、上述の商標に関するものと同じである。

*追加規定* 上記に加えて、以下の規定が特に団体商標に適用される。

8. 商標法では、特に商標が団体商標以外のものとして勘違いされる可能性のある事例等、誤認または混乱を生じかねない団体商標の登録を禁じている。このような事例において、本件登記官には、団体商標であるという何らかの表示を含むことを出願人に要求する権限が与えられている。
9. 使用について規定する規則の改正は、本件登記官に提出し、当該登記官に受理され、規定用紙で公表されたものでない限り、効力を持たない。
10. 商標が団体商標であると誤認させるような方法で商標を使用する、および所有者が規則を遵守しなかったもしくは遵守させなかった等、団体商標を削除するための追加理由が規定されている。

#### b. 証明商標

**定義** 商標法は、決定的な権限者としての本件商標登記官に対して、証明商標の登録を行うことを規定している。証明商標は、第 2(1)(e) 条に基づき、「取引過程で商品または役務に関して使用されており、商標の所有者がその原産地、材料、商品の製造もしくは役務の履行方法、品質、正確性、その他の特徴について証明しているものをそのように証明されていない商品または役務と識別することができる商標であって、証明商標の所有者として、当該人の名義で、これらの商品または役務に係る、第 IX 章に基づく証明商標として登録することができる商標」と定義している。商標法第 IX 章には、特に証明商標に適用される規定が含まれる。

**登録可能性** 上記の定義から判断して、商標が証明商標としての資格を有するには、一定の特徴を有していると証明される商品または役務とそのように証明されない商品または役務を識別することができるものでなければならない。第 IX 章に規定される、証明商標として登録されるための適格要件には以下のものも含まれる。

1. 証明されている商品の取引を行っている者、または証明されている種類の役務を提供している者は、証明商標の所有者になれない。
2. 本件登記官は、登録可能性に関して、絶対的拒絶理由もしくは相対的拒絶理由等商標法の他の規定を検討する裁量権が与えられている。しかし、商標に識別性が欠如している、または取引に一般的となっているという絶対的拒絶理由を証明商標に対して提起することはできない。
3. 証明商標の登録を許可するその他の適格要件としては、証明をする当局がその商品について商標を登録しようとする商品を証明する能力を有しているかどうか、草案規定が満足のいくものであるかどうか、および出願申請される登録が公益にかなうものであるかどうか等がある。
4. 本件登記官は、証明商標が証明商標であるという何らかの表示を有していることを確保する権限を与えられている。

証明商標の登録出願が受理されたら、商標公報に公告され、他の商標と同様に異議申立てを受け付ける。

**期間** 証明商標は、10年間登録され、以後10年毎に更新可能である。

**証明商標の譲渡** 証明商標は、本件商標登記官の事前承諾がある場合のみ、譲渡することができる。

**証明商標の取り消し** 不服当事者による出願後、本件登記官は、以下の理由により、登録簿の証明商標の記入を削除する、または記入もしくは証明商標の使用を規定する規則を変更する権限を有している。

- (b) 商標が登録されている商品または役務を所有権者が証明する資格を最早有していない。
- (c) 所有権者が遵守しなければならない規則の何れかの規定の遵守を怠った。
- (d) 商標が引き続き登録されていることが公益にかなわなくなった。
- (e) 商標が引き続き登録されているのであれば、公益にかなうために規則を変更する必要がある。

**証明商標の登録手続** 団体商標の登録出願を行うために特定の用紙が規定されている。出願人は、証明商標の使用を規定する規則の草案および出願を裏付ける陳述書を本件登記官に提出しなければならない。証明商標の受理および登録の手続は、上述の商標に関するものと同じである。

#### (xiv) 商標に関する最善の慣行

(1) 商標侵害に対する追加の救済措置となる商標の登録を行う。商標侵害の証明は、詐称通用を証明するよりも容易な場合が多い。

#### (2) 商標の使用

- 商標は、消費者が商品もしくは役務の名称または詳細としてではなく、商品および役務の原産地を識別する商標として見るような方法で使用されなければならない。このことにより商標が一般名となってしまうことが回避できる。
- これを達成する方法のひとつとして、商標の近くに™ または®の表示を使用することがある。
- もう一つの方法は、消費者が商標を明確に識別し、確認することができるように、包装に商品の一般名が確実に使用されるようにする。
- 商品/役務、広告/販促資料等への商標の一貫した使用。商標が登録されている場合は、登録されている商標と同一の使用でなければならない。

### (3) 偽造 / 商標侵害に対する措置

- 商標の所有者は、商標が公の権利となってしまうのを回避するために商標に対するあらゆる違反者に注意を払い、措置をとらなければならない。
- 注意を払い、速やかに措置をとることに加えて、以下を行うことも必要である。
- あからさまな侵害または偽造の例を除き、手続を開始する前に法定の通知を発行することが推奨される。これは、法的手続きの可能性に直面した相手の当事者が要求に屈し、違反した商標の使用中止に同意してしまうことがしばしば起こるからである。
- 法定の通知が発行されたが、当事者が通知に応じなかった場合、または通知に従うことを拒否した場合、直ちに法的手続きを開始することが急務であり、これを行わないことは怠慢であるまたは妥協したとみなされる。
- 裁判所に提出された事実事項が正確であり、証拠によって裏付けられることが可能もしくは必要な場合は、できるだけ被告とされる者並びに商標に基づくその者の事業活動の性質および範囲に関する調査を行う。
- 商標の所有者は、多くの者によるあからさまな偽造が横行している事例の場合は刑事訴訟の可能性について検討し、偽造が広範囲に拡がり、多くの当事者が関与している場合は、首謀者を特定し、これらの者に対して措置を講じることが賢明な対処方法であろう。

(4) 同一で誤認を引き起こす多くの商標使用の事例は、商標公報に掲載されれば所有者の目に留まることになる。公告後 3 ヶ月以内に異議申立手続によりこれらの商標に対して異議を唱えることが必要であるとともに、商標の所有者 / 所有権者は誤用している出願人に対して司法裁判所で法的手続きを提起することも検討し、商標の使用および違法な権利の取得を阻止することが推奨される。異議申立手続が成功した場合は、誤用出願人の登録を否認するだけであり、異議を申立てられた商標を引き続き使用することを阻止することはできない。裁判所における訴訟を通してのみこれを阻止することができる。

### (5) 譲渡の登記 / 所有権者の名称および住所の変更

- 登録簿の記入を常時最新で正確な状態に維持しておくために、所有権者の所有権、または氏名もしくは住所の変更であれ、登録商標に関する全ての変更をできる限り早く登記しておくことが肝要である。

(6) 警告の公告- 商標の誤用が横行し、広範囲に渡っている場合、インドの主要な全国紙に警告を掲載し、取引業者および公衆に対して警告を発し、商標権違反を防止することが推奨される。

## 著作権

### (i) 沿革、現行法、条約等

王政によって付与された特権から発展した著作権法は、今日では個人の芸術家、著者、作曲家、写真家、更には出版、映画および音楽プロダクション、ソフトウェア、開発、放送、に關与する多くの業界に保護を提供し、与えている。

独自のインド法が制定されていない時代のインドでは、1842年英国著作権法が適用されるとされていた。<sup>49</sup>当該法は、1911年著作権法（英国の）によって廃止されるまでインドにおける適用著作権法として存続し、1911年著作権法は、英国自治領の全ての地域に適用された。1911年著作権法は、未発行の著作物における判例法上の著作権および著作権の登録義務を廃止した。当該法は、保護期間を50年から著者の生存期間中にまで延長し、文芸の著作物、演劇著作物および音楽著作物の著者に録画（録音）、パーフォレーテッド・ローラー、映画撮影またはその他著作物を機械的に上演することができる装置を制作する独占権を供与し、著作権が録画（録音）、パーフォレーテッド・ローラー、および音声を機械的に制作することができるその他の装置に存在することを規定した。1914年にインド立法府は1911年英国法を改正する法律、1914年著作権法を制定した。

インドは1947年に独立を獲得した。1911年著作権法は、1957年著作権法によって廃止されるまで有効に存続した。1957年が制定された目的をインド最高裁判所は以下のように説明した。

*「人間の創造的知性は、多様な審美的な表現方法によって示されるが、経済体制の作用により、我々が人の芸術的あるいは文学的な創造性とよぶ、値段を付けることができない神のわざとも言えるものが搾取され、貴重な著作物の著者が無駄な支払いの犠牲となっている。知的財産に対する人権を弁護しようとする国際世論が芸術作品の擁護を研究する国際条約、地方条例、様々な委員会、規範および組織の成立をもたらした。」*インドは、この普遍的な要求に応え、1957年に著作権法を制定した。<sup>50</sup>

1957年著作権法（「著作権法」）は、概念的には英国著作権法に根ざしたものである。だが、重要な相違点が幾つかある。当該法には、著作権の任意登録の規定が含まれ、著作権審判部に実施権の強制許諾権限を付与しており、著作権本件登記官の任命を想定し、これを可能にしている。

インドは、ベルンで調印された「文芸・芸術の著作物の保護に関する国際協定」（「ベルン条約」という）の締約国である。インドは、また、「1952年万国著作権条約」、「1961年演奏者、

<sup>49</sup> MacMillan v. Khan Bahadur Shmsul Ulama Zaka, ILR (1895年) 19 Bom. 557

<sup>50</sup> Krishna Iyer J., Indian Performing Right Society v. Eastern India Motion Picture Association, AIR 1977年 SC 1443 at p. 1452

表音文字制作者、放送機関の保護のためのローマ協定」(ローマ協定)の締約国であり、「世界貿易機関」(WTO)の加盟国として「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」(「TRIPS協定」という)の締約国となっている。TRIPS協定には、著作権を含むあらゆる形態の知的財産権の保護に関して全ての締約国が遵守しなければならない最低限の基準が盛り込まれている。

#### (ii) 著作権管理事務局および著作権審判部

商標法は著作権管理事務所を設立した。著作権管理事務所は、著作権本件登記官の直属の機関であり、この登記官は、中央政府の監督・指示の下に行動する。著作権本件登記官は、著作権審判部の秘書役である。

著作権管理事務局は、著作権登録簿を管理しており、この登録簿には著作権の任意登録について法が規定した詳細が記載されている。著作権の登録簿は、これに記入される詳細の一応の証拠である。登録簿になされた記入のコピーは、著作権の所有権の一応の証拠として、全ての裁判所において証拠としての証拠能力がある。

著作権審判部は、著作権法に規定する一定の機能を果たすために同法に基づき設立された機関であり、議長他、2名以上の構成員からなり、構成員数の上限を14名と定めている。議長および構成員の任期は5年とし、再任を可としている。

著作権審判部の主要な任務は、ある著作物が発行されているかどうか、および当該著作物が発行された日を判断し、何れかの著作物の著作権期間が著作権法に基づくものよりも何れかの国において短くなっていないかを判断する。審判部は、譲渡、強制実施権の供与および著作権登録の訂正に関する問題の解決も図る。

著作権審判部は、その任務の履行において以下の事項に関して民事裁判所の権能を有している。

- (a) 何れかの者を召喚し、出頭を命じ、証人尋問を行う。
- (b) 書類の開示および作成を要求する。
- (c) 宣誓供述書による証拠書類を受け取る。
- (d) 証人および書類の調査命令を発する。
- (e) 公文書またはこれのコピーを裁判所に請求する。

著作権審判部による全ての決定は、高等裁判所に上訴することができる。

#### (iii) 著作権および著作権を有する著作物の意味

著作権は、他の者による自分の「著作物」の複写、頒布、上演、放映等を禁じる権利を含む、独占的な権利の集合体である。著作権により、著者／所有者の財産および創作物を他の者が複写および盗用することを著作権の著者／所有者が阻止することができる。著作権供与の目的は、著者、作曲家、芸術家に主体物を一定期間活用する独占権を供与し、他の者がこれを活用することを阻止することにより、これらの者が独創的な著作物を創作することを奨励し、これに対して報いることにある。

著作権は、法により授けられた権利であり、著作権法から独立して存続することはない。<sup>51</sup>従って、「判例法上の著作権」の概念は、インド法上は認識されていない。

インド著作権法に基づき、著作権保護は、以下のクラスの著作物に適用される。

- (a) 文芸の著作物
- (b) 演劇著作物
- (c) 音楽の著作物
- (d) 芸術の著作物
- (e) 映画用フィルム
- (f) サウンドの録音

著作権は、著作物の創作を起点に著作物に存在し、当該著作権は著作権の登録、著作権通知の発行等の公式要件を必要とすることなく、著作権法に基づき保護される。

文芸、演劇、音楽および芸術の著作物の場合、著作権法は、独創性のある著作物だけに保護を与える。「独創的」（または「独創性」）という用語が含まれていても、「著作物が独創的または創作力のある概念の表現でなければならない」ということを意味するわけではない。「何故ならば著作権法は、思想の独創性ではなく、概念の表現の独創性にかかわるものだからである...」。<sup>52</sup>従って、著作権は、思想にではなく、思想の表現のみに適用される。<sup>53</sup>著作権保護は、思想もしくは情報に適用されないため、他者から思想を借りる、または事実を引き出すことは、その表現を模倣しない限り、著作権違反とはならない。

#### 文芸の著作物

---

<sup>51</sup> 1957年著作権法第16条

<sup>52</sup> Halsbury's *Laws of England*, 4<sup>th</sup> Ed., Vol. 9, Para 831 *University of London v. University Tutorial Press*, (1916年) 2 Ch. 601 at p. 608に基づく; *R.G. Anand v. Deluxe Films*, AIR 1978年 SC 1613においてインド最高裁判所が承認。

<sup>53</sup> *R.G. Anand v. Deluxe Films*, AIR 1978年 SC 1613

1957年著作権法は、文芸の著作物の包括的定義を採用している。文芸の著作物はコンピュータ・プログラム<sup>54</sup>、表およびデータ集積を含み、これにはコンピュータ・データベース<sup>55</sup>も含むと当該法に記載される。「文芸の著作物」という用語は、広い範囲をカバーし、その領域内には、ビジネス・レター、電気回路図、抜粋、予定表、カタログ、契約書式、指令書、サッカー賭博の申込書、用紙および判例、数式、列車時刻表、貿易統計、並びに一連の写真を通して語られたストーリー、コンピュータ・プログラム（オブジェクト・コード、ソース・コードともに）が含まれる。

コンピュータ・プログラムは、用語、コード、スキームまたは機械可読媒体を含むその他の様式で表現された一連の指示であって、コンピュータに特定のタスクを遂行、または特定の成果を達成させることが可能なものを意味すると定義される。

英国著作権法の原点を定め、インドに適用可能であると、インドの各種の裁判所によって受け入れられた *University of London Press Ltd. v. University Tutorial Press*<sup>56</sup> の訴訟の判決には、著作権法で使用される「文芸の著作物」という用語は、作風の質が高度であるかどうかに関わりなく、印刷または書かれたものを表現媒体とする著作物を網羅すると記載されている。文芸の著作物は、情報もしくは指示または文芸の娯楽という形式による楽しみを与えることを意図した著作物であると理解される。

上述の通り、文芸の著作物に著作権が存在するには、これが独創性のある著作物でなければならない。文芸の著作物の著作権の所有者に供与される独占権の集合体には、再生権<sup>57</sup>、公衆に複製を発行する権利<sup>58</sup>、公共の場で著作物を演じるもしくは公衆に伝達する権利<sup>59</sup>、著作物に関連した映画用フィルムもしくは音声の録音を行う権利<sup>60</sup>、著作物の翻訳を作成する権利<sup>61</sup>、および著作物の翻案を作成する権利<sup>62</sup>が含まれる。これらの権利は、著作物に適用されるのと同じように、著作物の翻訳版または翻案に適用される。<sup>63</sup>

コンピュータ・プログラムについては、上記の権利に加えて、著作権法は、販売および販売の申し出を行う権利、商業レンタルの権利、および商業レンタルの申し出を行う権利を認めている<sup>64</sup>。

---

<sup>54</sup>第 2(ffc)条

<sup>55</sup> 1957年著作権法第 2(o)条

<sup>56</sup> [1916年] 2 Ch. 601

<sup>57</sup> 1957年著作権法第 14(a)(2)条

<sup>58</sup> 1957年著作権法第 14(a)(3)条

<sup>59</sup> 1957年著作権法第 14(a)(4)条

<sup>60</sup> 1957年著作権法第 14(a)(5)条

<sup>61</sup> 1957年著作権法第 14(a)(6)条

<sup>62</sup> 1957年著作権法第 14(a)(7)条

<sup>63</sup> 1957年著作権法第 14(6)条

<sup>64</sup> 1957年著作権法第 14(a)(1)条

文芸の著作物の翻案には、著作物をアレンジし直したもしくは改変したもの、著作物を演劇著作物に変更させたもの、著作物の抜粋、または物語もしくはアクションが主に全て、もしくは主に画像を通して、新聞、雑誌もしくは類似する定期刊行物に再生するために適した様式に移行された翻案、または当該著作物をアレンジし直したもしくは改変したものの使用が含まれる。

### 演劇著作物

著作権法は、「演劇著作物」という用語の包括的定義を採用している。当該法第 2(h) 条で、演劇著作物は「朗読のための作品、舞踊の作品もしくは無言劇によるエンターテインメント、舞台装置もしくは演技であり、これの形式が書面その他によって定められているが、映画用フィルムを含まないもの」を含むと定義している。ある著作物が演劇著作物であるために、その著作物がとらなければならない形態について特に規定はないが、当該著作物が何らかの有形の形式に縮小されている必要はある。ある著作物が演劇著作物としての資格を有するには、同著作物の要素が演劇としての一定の資質を有しているとともに、演じられることが可能でなければならない。

著作権は、独創性を持つ演劇著作物にのみ存在する。演劇著作物の著作権の所有者に付与された独占権の集合体は、再生権<sup>65</sup>、公衆に複製を発行する権利<sup>66</sup>、公共の場で著作物を演じるもしくは公衆に伝達する権利<sup>67</sup>、著作物に関連した映画用フィルムもしくは音声の録音を行う権利<sup>68</sup>、著作物の翻訳を作成する権利<sup>69</sup>、および著作物の翻案を作成する権利である<sup>70</sup>。これらの権利は、著作物に適用されるのと同じように、著作物の翻訳版または翻案にも適用される。<sup>71</sup>

演劇著作物に関連して使用される「翻案」という用語は、著作物の非演劇著作物への変換および著作物の抜粋、または物語もしくはアクションが全て、もしくは主に画像によって、書籍、新聞、雑誌もしくは類似する定期刊行物に再生するために適した様式に移行された翻案、または当該著作物をアレンジし直したもしくは改変したものの使用を意味する。

### 音楽著作物

「音楽著作物」とは、「音楽からなり、当該著作物を図に表記したものを含むが、音楽とともに歌唱もしくは朗読される、または演じられることを意図した用語またはアクションを含まないも

---

<sup>65</sup> 1957 年著作権法第 14(a)(1)条

<sup>66</sup> 1957 年著作権法第 14(a)(2)条

<sup>67</sup> 1957 年著作権法第 14(a)(3)条

<sup>68</sup> 1957 年著作権法第 14(a)(4)条

<sup>69</sup> 1957 年著作権法第 14(a)(5)条

<sup>70</sup> 1957 年著作権法第 14(a)(6)条

<sup>71</sup> 1957 年著作権法第 14(a)(7)条

の」からなる著作物である。<sup>72</sup>従って、有形の形式に縮小されていない音楽著作物でなくても、著作権法によって保護される。音楽著作物に関しては、著作物の作曲家が著作物の著者である。<sup>73</sup>著作権法は更に、作曲家は音楽を組み立てる者であって、当該人がそれを図の形式に記録するかどうかに拘わらない、と定義している。

著作権法は、創作性のある音楽著作物の所有者に再生権<sup>74</sup>、公衆に複製を発行する権利<sup>75</sup>、公共の場で著作物を演奏するもしくは公衆に伝達する権利<sup>76</sup>、著作物に関連した映画用フィルムもしくは音声の録音を行う権利<sup>77</sup>、著作物の翻訳を作成する権利<sup>78</sup>、および著作物の翻案を作成する権利<sup>79</sup>を付与している。これらの権利は、著作物に適用されるのと同じように、著作物の翻訳版または翻案にも適用される。<sup>80</sup>

音楽著作物に関連して使用される「翻案」という用語は、当該著作物をアレンジもしくは編曲したものの、または再度のアレンジもしくは改変による音楽著作物の使用を含む。<sup>81</sup>

#### 芸術的著作物

著作権法は、芸術的著作物を以下の通り定義する(i) 絵画、彫刻、スケッチ（図表、地図、チャートもしくは図面を含む）、版画、または写真(これらの著作物が芸術的品質を有しているか否かはわからない)、(ii) 建築の著作物、および (iii) その他の美術的工芸品。

芸術的著作物という用語は、その範囲にスケッチ、図表、絵画、地図、チャート、版画、エッチング、リトグラフ、写真、彫刻、建築の著作物、工業製図および機械製図、その他の美術的工芸品を含む。美術工芸という用語は、著作物に美術品および工芸品としての質が備わっていなければならないことを示す。

著作権法は、創作的な芸術的著作物の著作権所有者に再生権<sup>82</sup>、公衆に伝達する権利<sup>83</sup>、公衆に複製を発行する権利<sup>84</sup>、著作物を映画用フィルムに含める権利<sup>85</sup>、および著作物の翻案を作成す

---

<sup>72</sup> 1957年著作権法第2(p)条

<sup>73</sup> 1957年著作権法第2(d)(ii)条

<sup>74</sup> 1957年著作権法第14(a)(1)条

<sup>75</sup> 1957年著作権法第14(a)(2)条

<sup>76</sup> 1957年著作権法第14(a)(3)条

<sup>77</sup> 1957年著作権法第14(a)(4)条

<sup>78</sup> 1957年著作権法第14(a)(5)条

<sup>79</sup> 1957年著作権法第14(a)(6)条

<sup>80</sup> 1957年著作権法第14(a)(7)条

<sup>81</sup> 1957年著作権法第2(a)(iv)条

<sup>82</sup> 1957年著作権法第14(c)(i)条

<sup>83</sup> 1957年著作権法第14(c)(ii)条

<sup>84</sup> 1957年著作権法第14(c)(iii)条

<sup>85</sup> 1957年著作権法第14(c)(iv)条

る権利。<sup>86</sup>これらの権利は、著作物に適用されるのと同じように、著作物の翻訳版または翻案にも適用される。<sup>87</sup>

芸術的著作物に関する「翻案」という用語は、公共の場その他での上演による著作物の演劇的著作物への変換<sup>88</sup>、および当該著作物のアレンジのし直しもしくは改変を伴う当該著作物の使用を意味する。<sup>89</sup>

### 映画用フィルム

映画用フィルムとは、動画を制作することができるプロセスを通して制作される媒体上の映像録画の著作物を意味し、映像録画に伴う録音も含む。<sup>90</sup>この定義は新しい技術開発にも対応できる。*State of Andhra Pradesh v. Nagoti Venkataramanna*<sup>91</sup>の訴訟で最高裁判所は、ビデオテープは、1957年著作権法に基づく映画用フィルムであるとしている。しかし、ある映画用フィルムの相当部分が他の著作物の著作権を侵害している場合、その映画用フィルムに著作権は存在しないものとする。<sup>92</sup>

プロデューサーが映画用フィルムの著者である。<sup>93</sup>プロデューサーは、映画制作のイニシャチブおよび責任をとる者である。

映画用フィルムに関して著作権法は、著作権所有者に対して、著作物を複製する独占権<sup>94</sup>、販売およびレンタルする権利もしくはこれを行うことを申し出る権利<sup>95</sup>、および公衆に伝達する権利<sup>96</sup>を付与している。

*Entertaining Enterprises v. State of Tamil Nadu*<sup>97</sup>の訴訟において、ビデオテープによる、映画の無許可の上映は、映画用フィルムの著作権違反であるとされた。

### 録音

---

<sup>86</sup> 1957年著作権法第14(c)(v)条

<sup>87</sup> 1957年著作権法第14(c)(vi)条

<sup>88</sup> 1957年著作権法第2(a)(v)条

<sup>89</sup> 1957年著作権法第2(a)(v)条

<sup>90</sup> 1957年著作権法第2(f)条

<sup>91</sup> 1996年PTC(16)SC

<sup>92</sup> 1957年著作権法第13(3)(a)条

<sup>93</sup> 1957年著作権法第2(d)(v)条

<sup>94</sup> 1957年著作権法第14(d)(i)条

<sup>95</sup> 1957年著作権法第14(d)(ii)条

<sup>96</sup> 1957年著作権法第14(d)(iii)条

<sup>97</sup> AIR 1984 Mad 278; Dinesh Kumar H. Tiwari v. State of Maharashtra, AIR 1984 Bom 34 も参照のこと。

録音とは、音声の記録であって、録音された媒体または音声再生される方法に拘わらず、録音されたものから音声を再生することができるものをいう。<sup>98</sup>この定義は新しい技術開発にも対応できる。しかし、録音を行うことによって文芸、演劇もしくは音楽著作物を侵害した場合、著作権は、これらの文芸、演劇もしくは音楽著作物に伴い作成された録音に存在しない。<sup>99</sup>

プロデューサーが録音の著者である<sup>100</sup>。

録音に関して、著作権法は、著作権所有者に著作物を複製する権利<sup>101</sup>、販売およびレンタルする権利もしくはこれを行うことを申し出る権利<sup>102</sup>、および公衆に伝達する権利<sup>103</sup>を与えている。

#### (iv) 著作権の著者および所有権

著作権の所有権は、著者の権利の概念と常に同じというわけではないが、これと本質的に関連性がある。しかし、2つの概念は異なるものである。著者の権利は、事実の問題であるのに対して、所有権は、合意の問題と言える。2つの概念を区別することができる例としては、所有権は移転することができるが、著者の権利は移転することができないということがある。2つの概念を区別することができる典型例は、事務所で働く被雇用者である。被雇用者は、雇用の過程で創設された労働の著者である。しかし、所有権は雇用者にあるといえる。

著作権法では、インド国籍を有することを著作権が存在するための前提条件としていない。しかし著作権法は、インド国外で刊行された著作物について、著者が刊行時に（死亡している場合は、死亡時に）インド国民でなければならないと規定している<sup>104</sup>。未刊の著作物に関して著作権法は、著作物の制作時に著者がインド国民であること、またはインドに居住していることを要件としている。<sup>105</sup>海外著作物の所有権および保護については、本章後半に記載する国際著作権と題した項を参照のこと。

著作権は、通常著作物の著者が当該著作物に対する著作権の第一所有者であると規定している。<sup>106</sup>しかし、これには幾つかの例外があり、以下に記載した。

---

<sup>98</sup> 1957年著作権法第2(xx)条

<sup>99</sup> 1957年著作権法第13(3)(b)条。Wellington Cinema Co. v. Performing Rights Society, AIR 1937年 Bom 472の訴訟においても主張された。

<sup>100</sup> 1957年著作権法第2(d)(v)条、

<sup>101</sup> 1957年著作権法第14(e)(i)条

<sup>102</sup> 1957年著作権法第14(e)(ii)条

<sup>103</sup> 1957年著作権法第14(e)(iii)条

<sup>104</sup> 1957年著作権法第13(2)条

<sup>105</sup> 同上

<sup>106</sup> 1957年著作権法第17条

1. 役務もしくは研修契約に基づく新聞、雑誌または類似する定期刊行物事業への雇用中に制作した文芸、演劇または芸術的著作物の場合、刊行物の著作権者が著作権の第一所有者として扱われる<sup>107</sup>。
2. 写真、絵画、肖像、版画または映画用フィルム制作が委託によって行われた場合、当該著作物を委託した者がこれに対する著作権の第一所有者であるとする<sup>108</sup>。
3. 研修役務契約に基づく雇用で、相反する契約が締結されていない場合、雇用者が著作権の第一所有者であるとする。<sup>109</sup>

著作権の第一所有者の権利は、当然ながら契約により移転することができる。

**共著による著作物** – 著作物は、共同で制作されることがしばしばあり、このような場合、共著となる。共著による著作物とは、2人以上の著者により共同で制作された著作物であり、1人の著者の貢献度が他の著者（もしくは複数の著者）の貢献度と比べて明確に識別できないものをいう。<sup>110</sup>共著者となるには通常、当該人が貢献したと主張する表現が当該人自ら考え出したものであり、複製したものではないことを証明しなければならない。著作物の共著者は、著作権を共同名義で保有する。<sup>111</sup>このことは、各共著者が著作権に対して分割されていない、等しい持分を有することを意味する。

共著者は、独立して著作権侵害の訴訟を起こすことができる。共著者は、他の著者の同意なしに実施権を許諾する、または他の全ての共著者の同意なしに著作物を譲渡することはできない。他の著者の同意なしに実施権が許諾された場合、その実施権は他の著者を拘束することはできず、他の著者は著作物を実施権供与した共著者に対して訴訟を起こす救済措置をとることができる。

<sup>112</sup>

**団体著作物** インドの著作権法は、共同著作権と団体著作物の著作権との違いを認識している。各著者の貢献度が明確で識別可能な場合、それは団体著作物である。団体著作物の各著者は、当該人が貢献した部分の著作権の所有者である。

#### (v) 著作権の譲渡

相反する意図がない場合、著作権の譲渡によって著作権に含まれる全ての権利が移転される。但し、部分的譲渡を行うこともできる。<sup>113</sup>部分的譲渡は、通常著作物に関する1~2の行為に限定され、何れかの地域または期間に制限されることもある。将来の著作物についても譲渡を行うこ

<sup>107</sup> 1957年著作権法第17(a)条

<sup>108</sup> 1957年著作権法第17(b)条

<sup>109</sup> 1957年著作権法第17(c)条

<sup>110</sup> 1957年著作権法第2(z)条

<sup>111</sup> Najma Heptullah v. Orient Longman, (1989年) PTC 157

<sup>112</sup> Nav Sahitya Prakash v. Anand Kumar, AIR 1981年 All 200

<sup>113</sup> 1957年著作権法第18(1)条

とができる。しかし、将来の著作物の譲渡は、当該著作物が制作されてから初めて合法的な譲渡として成立する。

著作権法は、著作権の譲渡は、書面により、譲渡人またはこれの代理人が署名した場合のみ有効となると定めている。<sup>114</sup>譲渡に関して著作権法は更に以下の通り規定している。

- 譲渡を行う場合、譲渡著作物、譲渡権利、並びに譲渡の期間および地理的範囲を規定するものとする。
- 譲渡を行う場合、支払うべきロイヤルティを規定するものとする。

1961年に映画のプロデューサーが映画に対する全ての権利を譲渡した事例において、マドラスの高等裁判所は、ビデオおよびテレビの権利はその後に発生したため、当該譲渡には含まれないとした。<sup>115</sup>

譲受人が譲渡された権利を譲渡日から1年以内の期間に行使しなかった場合、別途明記する場合を除き、当該譲渡は失効することを注記しておく。<sup>116</sup>

譲渡書類に有効期間が明記されていない場合、この期間は5年間とみなされる<sup>117</sup>。同様に譲渡の地理的範囲が明記されていない場合、この範囲はインド国内であるとみなされる。<sup>118</sup>

#### (vi) 著作権の期間

著作権の期間は、保護される主体の全てのクラスについて同じではない。期間の違いには過去の経緯および保護の経済的な正当性が反映される。

著者の生存中に刊行された文芸、演劇、音楽または芸術的著作物（写真を除く）に関しては、著作権は著者の死後60年間存続する。<sup>119</sup>共著の場合、この60年の期間は、最後に死亡した共著者が死亡した年度から数えるものとする。<sup>120</sup>ペンネームまたは匿名で刊行された著作物の場合、著作権の期間は刊行日から60年間とする。<sup>121</sup>

---

<sup>114</sup> 1957年著作権法第19(1)条

<sup>115</sup> Raj Video Vision v. K Mohanakrishnan, AIR 1998年Mad 294

<sup>116</sup> 1957年著作権法第19(4)条

<sup>117</sup> 1957年著作権法第19(5)条

<sup>118</sup> 1957年著作権法第19(6)条

<sup>119</sup> 1957年著作権法第222条

<sup>120</sup> 同上

<sup>121</sup> 1957年著作権法第23条

著者の死亡時に刊行されなかった著作物に関しては、著作権は著作物が刊行されてから 60 年間存続するものとし、または著作物の翻案が刊行されている場合は、翻案の刊行日から 60 年間とする。<sup>122</sup>

写真<sup>123</sup>、映画用フィルム<sup>124</sup>、および録音<sup>125</sup>に関する著作権は、その刊行日後の暦年度の最初〔の日〕から 60 年間存続する。

#### (vii) 著作権の実施権

実施権は、許可されなければ著作権の侵害となる行為に許可を与えるものである。これは著作物の著作権または著作権からなる権利に対する権益の供与である。実施権においては、実施権者が実施権の条件を前提に特定の権利を行使する権利を取得するが、著作物に対する権利を所有することはないという意味で譲渡とは異なる。他方、譲受人は、譲渡された権利の所有者となる。

実施権には規定の書式はないが、譲渡に課された条件と同様に、実施権は書面により、所有者またはその代理人が署名したものでなければならない。<sup>126</sup>実施権は、将来の著作物に関する権利を供与することができる。しかし、このような供与は、著作物が将来刊行された日から効力が発生する。

- 実施権には、譲渡著作物、譲渡権利、並びに譲渡の期間および地理的範囲を明記するものとする。
- 実施権には、支払うべきロイヤルティの金額を明記するものとする。

実施権供与された権利が明記されていない場合は、法は著作物に関する全ての権利が実施権供与されたものと推定する。

実施権者が譲渡された権利を実施権供与日から 1 年以内に行使しなかった場合、別途明記されていない限り、当該実施権は失効することを特に記載しておく。

実施権に有効期間が明記されていない場合、この期間は 5 年間とみなされる。同様に実施権の地理的範囲が明記されていない場合、この範囲はインド国内であるとみなされる。<sup>127</sup>

---

<sup>122</sup> 1957 年著作権法第 24 条

<sup>123</sup> 1957 年著作権法第 25 条

<sup>124</sup> 1957 年著作権法第 26 条

<sup>125</sup> 1957 年著作権法第 27 条

<sup>126</sup> 1957 年著作権法第 30A 条

<sup>127</sup> 1957 年著作権法第 30A 条、第 19 条と合わせて解釈する。

著作権の共同所有権の場合、実施権は全ての共同所有者の同意がある場合のみ供与することができる。何れかの共同所有者が実施権を供与した場合、他の共同所有者は実施権者および実施権供与者の双方に対して訴訟を起こすことができる。<sup>128</sup>

#### (viii) 国際著作権

インドの著作権法は、最初にインドで刊行された著作物に対してのみ適用される。しかし、著作権法第 40 条は中央政府に著作権法を以下に対して拡大適用する権限を与えている。

- あたかも最初にインドで刊行されたごとく、インド国外の地域で刊行された著作物に対して。
- あたかも著者がインド人であるかのごとく、制作時に外国の国民もしくは臣民であった著者による未刊の著作物またはこれの何れかのクラスの著作物に対して。
- インド国外の何れかの地域の住所地に関して。
- 何れかの著作物の著者が当該著作物の最初の刊行日に、または著者が死亡している場合は死亡時に、外国の臣民もしくは国民であった場合の上記の著作物に対して。

従って、中央政府は、著作権法の何れかもしくは全ての規定をあたかも最初にインドで刊行されたごとく、インド国外の地域で最初に刊行された著作物に対して適用させるよう指示する命令を出す権限を与られている。同法に基づき、中央政府は、その他のパリ条約各国で最初に刊行された著作物に著作権の規定を適用させるよう定期的に著作権命令（Copyright Order）を出している。適用される命令である、1999 年国際著作権命令（The International Copyright Order, 1999）（「本命令」という）は著作権法の規定が、インドで刊行された場合と同様に、付属書に明記した国で最初に制作もしくは刊行された著作物に適用すると現在定めている。同付属書に記載される国にはとりわけベルン条約加盟国、WTO 加盟国、万国著作権条約国が含まれる。

インドおよび日本のどちらもベルン条約および万国著作権条約の加盟国であり、例外事項を条件とし、WTO の加盟国であり、著作権法の規定は、日本で最初に刊行された著作物に適用され、同著作物がインドで刊行されたかのごとくインドで保護を受ける。

「1999 年国際著作権命令」は追加条件として、著作権の期間は、原産国が享受する著作権期間を超えてはならないとしている。

#### (ix) 著作権の登録

---

<sup>128</sup> Nav Sahitya Prakash v. Anand Kumar, AIR 1981 年 All.200

著作権は、インドでは著作権局に登録をすることなく、これを取得し、強制執行することができる。<sup>129</sup>しかし、登録をすることにより、著作権の強制執行の段階で実際には優位な優越性が得られる。著作権登録簿に記入された全ての詳細は、司法裁判所において著作権の一応の証拠とみなされる。

#### (x) 道徳的権利

「道徳的権利」の概念の起源は、民法のフランス語の用語「*droit moral*」（道徳的権利）にある。インド著作権法上では、この権利は「著者の特別な権利」として保護される。道徳的権利は、著作権とは独立して存在し、著作権の譲渡後でも強制執行することができる。

著作権法では著者の以下の権利を認めている。

- 著作物に対する著者の権利を請求する権利、および
- 著作権期間の満了前になされた、著作物に関する歪曲、損傷、変更その他の行為であって、当該行為が著者の名誉または評判を損なうものである場合、これに対する損害賠償を控えるまたは請求する権利。

著作物の歪曲または損傷がなされたと主張した場合、これを証明するために証拠による裏づけをしなければならない<sup>130</sup>。更に、著作物の著者として特定される権利を強制執行する際の前提条件としてこれを主張することが必要となろう。このような立場におけるインド法は確立されてはいないが、著作権を有する媒体の使用者は著者の特別権利に関してどのような立場にあるかについて認識していなければならないという論理的根拠に従うであろう。このような要件はベルン条約の違反とはならない。何故ならば、同条約では、国内法は著者が著者としての権利を請求する権利を有することを認めなければならないと規定しているに過ぎないからである。

第 57 条のコンピュータ・プログラムへの適用に対して特段の例外はないが、ある者がコンピュータ・プログラムについて、法によって特別許可され、複製またはアダプテーションを作成している場合、これに関して道徳的権利違反の主張を適用することはできない旨著作権法は定めている。

#### (xi) 放送機関の権利および出演者の権利

1994 年改正著作権法によって著作権法に導入された第 37 条は、放送機関に放映権を付与している。この権利は許可のない者が以下のことを行った場合に侵害される<sup>131</sup>。

<sup>129</sup> Mishra Bandhu v. Koshal, AIR 1970 年 MP 261

<sup>130</sup> Ganapati Prasad Rao v. Parmandi Saroja, AIR 1992 年 AP 230

<sup>131</sup> 1957 年著作権法第 37 条

1. 放送番組を再生する。
2. 料金の支払いを受け、公衆に放送番組を視聴させる。
3. 放送番組の録音、録画を行う。
4. 無許可で行われた元の録音・録画の再生を行う。
5. 録音または録画を公衆に販売もしくはレンタル販売する、または販売もしくはレンタル販売の申し出を行う。

「放送」という用語は、無線の伝播または有線による公衆に向けられた通信と定義されている。

132

著作権法では、1994年に出演者の権利が導入されて以来、この権利の保護についても規定している。インド最高裁判所は、1977年以来、出演者の権利を保護することの必要性について述べている。裁判所は、Krishna Iyer J., の訴訟を通じて以下のように述べている。

「...作曲者のみが音楽著作物に対して著作権を有している。歌手は著作権を有さない。ミュージシャンまたはアーティストの集団から著作権が剥奪されているこの現状は、インド的ではない。何故ならば、演奏に金銭的価値を与える最も大きな魅力となっているのは、音楽の制作者よりもむしろミュージシャンの方である。恐らく両者とも著作権法によって認められるべきなのであろう。私がこういった見解を述べるのは、芸術はある意味でエートス、即ち作品が単なる審美性を超えて与える道徳的な感銘、そして人が持つ最も審美的な部分、に頼るものであるという理由からのみである。「著作物」の創作者の知的・美的財産を世界が保護することは国際的な義務であるが、各国においてもそれぞれの法によって、独創性の貢献によって生まれた権利を保護しなければならない。このような観点から音楽の作曲家以外に歌手にも権利が与えられるべきである<sup>133</sup>。」

だが、最高裁判所は法的枠組みがなければ歌手の権利を保護することは不可能であると表明した。

出演者の権利は、演技に出演し、これを行う者に付与される。<sup>134</sup>出演者の権利は、演技が行われた年度の翌年から50年間適用される。<sup>135</sup>

許可なしに、演技の録音または録画を行う者<sup>136</sup>、演技の無許可の録音または無許可の録画を再生する者、演技の無許可の録画を放映する者、その他の方法で公衆に演技を伝達する者は、出演者

---

<sup>132</sup> 1957年著作権法第2(dd)条

<sup>133</sup> Indian Performing Rights Association Ltd. V. Eastern India Motion Picture Association, AIR 1977年 SC 1443

<sup>134</sup> 1957年著作権法第38(1)条

<sup>135</sup> 第38(2)条

<sup>136</sup> 1957年著作権法第38(3)条

の権利を侵害したものとみなされる。但し、著作権法第 39 条は、以下の行為を放映社または出演者の権利の侵害から免除している。

1. 個人使用または教育もしくは研究の目的のために録音をする。
2. 時事問題の報道または教育もしくは研究のために演技の一部を抜粋し使用する。

実施権許諾および譲渡に関しては、著作権に適用される規定と実質的に同じ規定が放映権および出演者の権利にも適用される。

## 第 章 IPR の行使

### 特許

#### (i) 侵害

特許が付与されると、特許権者は、特許権者の同意を得ない第三者がインドで特許製品を製造、使用、販売申込み、販売またはこれらを目的として輸入するのを防ぐ排他的権利を取得する。特許を受けた方法については、特許権者は、特許権者の同意を得ない第三者がインドにおいて当該方法を使用しまたは当該方法により直接得られる製品を使用、販売申込み、販売もしくはこれらを目的として輸入するのを防ぐ排他的権利を取得する。それゆえ、これらの権利に従い、特許権者以外の者が特許権者の同意を得ずにこのような行為を行った場合、当該者は特許権者の権利を侵害していると言うことができる。

特許局の公報で出願が公告された場合、出願人は、発明に関して特許が付与されている場合と同様の権利および特権を取得する。但し、これらの権利には侵害訴訟を提起する権利は含まれない。出願人の訴訟を提起する権利は特許付与後に初めて生ずるものである。これらの権利には 1970 年特許法の規定が適用される。従って、認められている政府による特許製品または特許を受けた方法の使用または取得は、侵害を構成しない。また、特許法により明言されている他の一定の行為も侵害を構成しない。

#### a. 侵害訴訟を提起できる者

特許権者は侵害訴訟を提起することを認められた唯一の者である。但し、譲渡された権原の登録申請が訴訟提起日の前に提出されている場合、特許の譲受人も侵害訴訟を提起できる。特許権者のほか、法律によってある関係者も侵害訴訟の提起を認められている。

#### b. 専用実施権者も訴訟を提起できる

専用実施権者も侵害訴訟を提起することができる。但し、特許侵害が実施権許諾日の後に為された場合である。独占的実施権の保有者による侵害訴訟において、特許権者が（すでに原告として当該訴訟に参加している場合を除き、）原告に加えられていても、原告に加えられた特許権者は、出頭し、当該訴訟手続に参加しない限り、いかなる費用についても責任を負わない。

#### c. 強制実施権の保有者の権利

強制実施権者は、特許の侵害を防ぐため訴訟を提起するよう特許権者に求めることができる。実

施権者の要求から 2 カ月以内に特許権者が訴訟の提起を拒絶しまたは怠った場合、実施権者は、特許権者を原告として、自らが特許権者である場合と同様に自己の名により訴訟を提起することができる。原告に加えられた特許権者は、出頭し、当該訴訟手続に参加しない限り、いかなる費用についても責任を負わない。

#### (ii) 裁判管轄

侵害訴訟は地方裁判所より下位の裁判所に提起することはできない。被告が反訴した場合、当該事案は管轄権を有する高等裁判所に移送される。

#### (iii) 例外および適用除外

次の行為は特許の侵害を構成しない。

実験、研究または教育：単に実験、研究または生徒への指導を目的として特許製品または特許を受けた方法を使用して製造された製品を製造、使用、販売もしくは輸入する行為または特許を受けた方法を使用する行為は、特許の侵害を構成しない。

外国船：インドまたはその領海に外国籍の船もしくは航空機または外国に通常居住する者が所有する陸上車が一時的または偶発的に入った場合に、特許発明が当該船舶、航空機、陸上車上で使用されるときは侵害を構成しない。

上記の行為は、次の場合に限り侵害を構成しない。

1. 発明が当該船舶の船体またはその機械、器具、装置その他の付属品に使用されており、もっぱら実際上の必要性から当該船舶上で発明を使用する場合
2. 発明が航空機もしくは陸上車またはその付属品の構造または機構に使用されている場合

外国に通常居住する者が船舶、航空機または陸上車を所有し、当該所有者の属する国の法律がインドに通常居住する者の所有する船舶、航空機または陸上車における発明に関して互恵的権利を認めない場合にはこのような保護は適用されない。

*法律により正式に権限を付与された者による輸入*：特許製品を製造、販売または頒布する権限を法律により正式に付与された者による当該製品の輸入は特許の侵害を構成しない。

#### (iv) 救済手段および救済

特許侵害に対する刑事上の救済手段はない。侵害訴訟において裁判所が認めることのできる救済には、差止命令（裁判所の条件に従う）および原告の選択により損害賠償または利益の計算のい

ずれかが含まれる。裁判所は、当該事案の状況に基づき適切とみなす場合には、補償を支払うことなく、侵害が判明した商品並びに侵害品の生産のために主として使用される材料および道具の一切を差し押さえ、没収しまたは廃棄することを命じることができる。

#### a. 専用実施権者のための救済手段

専用実施権者が権利を侵害された当事者として自ら侵害訴訟を提起した場合、裁判所は、その侵害が専用実施権者の権利の侵害を構成する限り、専用実施権者が被りもしくは被るおそれのある損失または侵害によって得た利益を考慮する。

#### b. 裁判所の損害賠償または利益の計算を認める限定的な権限

被告が侵害の時点で特許が存在することを知らず、特許の存在を確信する合理的な根拠を有しなかったことを立証した場合、被告に対して損害賠償も利益の計算も裁定されない。ある物品に「特許」、「特許を受けた」または当該物品について特許を取得していることを意味する他の文言が付されている場合でも、特許の存在を知っていたまたは特許の存在を確信する合理的な根拠を有していたとみなすことはできない。特許の存在を知っていたことまたは特許の存在を確信する合理的な根拠を主張するには、特許番号が添えられていなければならない。裁判所は、所定の期間内に更新料の支払いを行わなかった後であって当該期間の延長前に為された侵害に関して、損害賠償または利益の計算を認めることを拒絶することもできる。

一部放棄または訂正により明細書が補正されている場合、補正を認める決定を行った日の前における発明の使用に関しては、当初公開された明細書が誠実に且つ合理的な技術および知識をもって作成されていたと裁判所が納得しない限り、損害賠償または利益の計算は認められない。裁判所は特許侵害訴訟に関して差止命令の付与を制限されない。

#### c. 一部有効な明細書の侵害に関する救済

ある特許の一連のクレームに関して侵害が主張され、それらの一部は有効、一部は無効と判明した場合、侵害は、無効なクレームに関してではなく、有効且つ侵害されたクレームに関して主張しなければならない。その場合の救済手段は差止命令に限られ、通常、損害賠償または利益の計算までは及ばない。損害賠償または利益の計算は、無効なクレームが誠実に且つ合理的な技術および知識をもって作成されていたと原告が立証したときは認められる場合がある。このとき裁判所は有効なクレームに関して救済を認めるが、費用について、および損害賠償または利益の計算の起算日について裁量権を行使する。このような裁量権を行使する際、裁判所は無効なクレームを挿入することに関し、当事者の行動を考慮に入れる場合がある。

#### (v). 立証責任

侵害訴訟において、当該訴訟の目的物が新製品を得るための方法である場合、特許権者または特許に係る権原もしくは権益の由来する者は、製品が特許を受けた方法により直接得られる製品と同一であることを立証しなければならない。この立証の後、裁判所は、被告が使用した方法は当該訴訟の目的物である特許を受けた方法とは異なることを立証するよう被告に命じることができる。この立証責任は、次のいずれかの場合に限り被告に適用される。

1. 特許の内容が新製品を得るための方法である場合。
2. 当該方法により同一製品が製造される相当程度の可能性があり、特許権者または特許に係る権原もしくは権益の由来する者が合理的に努力しても実際に使用された方法を確定できなかった場合。

これらの事項について当事者が自らの立証責任を履行したか否かを判断する際に、裁判所が、当事者に製造上または商業上の秘密の開示を要求するのは不当と考える場合には、そのような秘密の開示を要求しない。

#### (vi) 抗弁

特許を取り消し得る根拠はいずれも侵害に対する抗弁として使用することができる。政府による使用および取得に関する限り（特許に係る権利の例外とは別に）、政府による使用は侵害に対する抗弁とも考えられる。

#### (vii) 非侵害に関する確認訴訟

何人も、その者による何らかの方法の使用または何らかの物品の製造、使用もしくは販売が特許のクレームの侵害に当たらないことを宣言するために、特許権者または独占的实施権の保有者を相手取って訴訟を提起することができる。この手続は、当該者が特許権者または専用実施権者に対し、問題の物品（または方法）の全詳細を書面で提供し、非侵害の確認書を書面で依頼し、特許権者または実施権者がそのような確認を拒絶しまたは怠ったことが明らかな場合に限り行うことができる。確認訴訟を提起する者は、侵害で訴えられていない場合でも当該訴訟を提起することができる。侵害の確認訴訟は、特許付与の公開後いつでも提起できる。

#### (viii) 根拠のない脅迫に対する救済

他者から回状もしくは広告により、または本人もしくは他者宛ての口頭もしくは書面での通信により、特許侵害訴訟提起の脅迫を受けた者には 1970 年特許法に基づく救済がある。このような方法で被害を受けた者は、脅迫が不当であるとの宣言、脅迫の継続に対する差止命令および/または脅迫の結果被った損害（もしあれば）の賠償を求めて脅迫をする者を相手取って裁判所に訴

訟を提起することができる。

訴えられている行為は原告が無効であると示していないクレームに関して付与された特許の公開に起因する特許あるいは権利侵害を構成しまたは構成するであろうと被告が立証した場合には、救済は認められない。ある特許が存在する旨の単なる通告は本項で述べた訴訟提起の脅迫には当たらない。

## 意匠

### (i) 意匠における海賊行為および著作権侵害

意匠の登録所有者の許可を有しない者は、登録意匠の海賊行為とみなされる次の行為を行うことはできない。かかる行為は次の通りである。

1. 登録意匠またはその不正な模倣を当該意匠が販売を目的として登録されている物品または物品分類に使用しまたは使用させること。意匠がそのように使用され得ることを意図して何らかの行為を行うことも海賊行為である。
2. 登録意匠と同一分類の物品を輸入し、登録所有者の同意を得ずに当該意匠またはその不正なもしくは明らかな模倣を当該物品に使用すること。
3. ある物品に意匠またはその不正な模倣が使用されていることを知りながら、当該物品の販売を公表しもしくは販売のために展示し、または販売させること。

上記の根拠は全て、当該行為が販売を目的として行われた場合に限り適用される。

Castrol India v. Tide Water Oil Co.事件<sup>137</sup>では、高等裁判所は、答えるべき問題は類似品が登録意匠の模倣か否かということであると判断した。購入者による混同または誤認は意匠侵害を判断する有効な基準ではない。

Samsonite Corporation v. Vijay Sales 事件<sup>138</sup>では、デリー高等裁判所は、基本的な意匠の場合、侵害の構成には当該意匠が正確に複製されていることが必要であるとの理由から暫定的差止命令を拒絶した。

Khaitan v. Metropolitan 事件<sup>139</sup>では、高等裁判所は、ある意匠が顕著な特徴を1つも有しない繰り返し模様で構成されている場合には、その全体の外観を模倣する別の意匠は当該意匠の侵害とな

---

<sup>137</sup> (1996) PTC 202 (Cal)

<sup>138</sup> (1998) PTC 372 (Del)

<sup>139</sup> (1994) PTC 170

ると述べた英国の判例<sup>140</sup>に賛成して引用した。但し、登録意匠が注意を引く顕著な特徴を有する場合には、そのような顕著な特徴以外の特徴をほぼ全部真似た意匠が意匠権の侵害とならない場合がある。

### (ii) 救済手段

裁判所は、上記の根拠に基づき、上記行為を行った者に対する救済手段として以下を認めることができる。

1. 意匠の登録所有者に対する 25,000 ルピーを超えない金額の支払い。この支払いは損害賠償ではなく、むしろ債務として回収可能と考えられている。本項において 1 つの意匠に関して回収可能な金額の総額は、50,000 ルピーを超えることはできない。
2. 裁定された損害賠償額の支払いおよび差止命令の付与。但し、意匠の登録所有者は、損害賠償を求めての提訴か差止命令を求めての提訴かを選択しているはずである。

上記救済手段のいずれか 1 つだけが 1 個の海賊行為において利用できる。

### (iii) 損害賠償の支払いの例外

**失効および回復** - ある意匠が失効し、その後回復した場合、当該意匠の失効日からその回復日までの間に為された海賊行為について登録意匠の侵害訴訟または当該意匠の著作権侵害訴訟を開始することはできない。

**物品上の標章の不表示** - 所有者は、物品の意匠が登録済みであることを示す所定の標章または所定の文言もしくは数字を自己の物品に表示しなかった場合、意匠の著作権の侵害について罰金または損害賠償を回収することはできない。

但し、所有者は、自らは物品の表示を確実にを行うために全ての適切な措置を講じたことまたは海賊行為は侵害当事者が意匠の著作権の存在を知った後もしくはその存在について通告を受けた後に生じたことを示した場合、権利侵害者から損害賠償または罰金を得ることができる。

**裁判管轄** - 海賊行為に関する訴訟は、地方裁判所より下位の裁判所に提起することはできない。意匠の海賊行為に関する訴訟において意匠取り消しのための根拠が抗弁として出された場合、当該訴訟および他の手続は、それらが係争中の裁判所から高等裁判所に移送される。

---

<sup>140</sup> Dunlop Rubber Co. Ltd. v. Golf Ball Development Ltd., [1931] 48 RPC 268

抗弁 - 意匠を取り消し得る根拠は海賊行為に対する有効な抗弁である。

特定分野における特許法の適用 - 非侵害および根拠のない法的手続の脅迫に関する確認訴訟についての特許法の規定は、対象が登録意匠である場合には実質的に適用される。

## 商標

### (i) 商標の侵害

1999年インド商標法（以下、「商標法」）の規定に基づく登録により、商標所有者は、商標を登録した商品または役務に商標を使用し、商標の侵害に関して裁判所から救済を得る排他的権利を与えられる。侵害訴訟は登録商標に限り利用できる。商標法は、未登録商標に関して「侵害」訴訟を提起することはできない旨も明示している。

侵害目的の使用：商標侵害を判断するために、ある者が次のいずれかを行った場合、その者は登録商標を使用したと定義されている。

1. 登録商標を商品またはそのパッケージに付すこと。
2. 登録商標を付した商品の販売の申込みもしくは販売のための展示を行い、それら商品を市場に出し、またはこれらの目的で商品をストックし、または登録商標を付した役務を提供もしくは供給すること。
3. 商標を付した商品を輸入または輸出すること。
4. 登録商標を業務文書または広告に使用すること。

### a. 商標侵害行為

現商標法において商標侵害を構成する行為は、旧法におけるそれと比べて相当広範になっている。旧法では商標登録された商品に同一または類似した商標を使用する行為は商標権の侵害とされた。しかし、現行法は侵害の範囲を拡大し、次の行為も侵害に含めている。

1. 同一または類似の商品に同一または類似の商標を使用し、かかる使用により混同を生ずるおそれがあるとき。商標が同一で商品または役務も同一である場合には混同を生ずるおそれがあるとみなされる。
2. 登録商標がインドで名声を博している（従って周知商標も含む）場合に、異なる商品または役務に同一または類似の商標を使用する行為。但し、違反商標の使用が登録商標の識別性を不当に利用しまたはこれを害する場合とする。
3. 商号の一部として登録商標を使用する行為。
4. いずれかの者が正式な許可なく登録商標をラベルもしくはパッケージまたは広告に使

用される素材またはかかる使用を目的とする素材に使用する行為であって、その者が当該商標のかかる使用は許可を得ていないことを知っていた場合。

5. 登録商標を広告に使用する行為であって、かかる使用が公正な商慣習に反し、もしくは当該登録商標の識別性を害する場合または当該登録商標の名声を低下させ、もしくは損なう場合。
6. 侵害商標を付した商品を取引する行為は明らかに「登録商標」の使用の範囲に含まれているため、侵害となる。
7. 単語から成る商標の場合、当該単語の口頭での使用は商標の使用の定義に含まれている。

上記の商標法は 2003 年 9 月に導入されたものであるため、上記規定の範囲の解釈について判例法による明確な方針が待たれるところである。

団体商標および証明商標についても商標侵害に関する一定の規定が定められている。

*団体商標の侵害*：上記の商標侵害規定は、団体商標にも適用される。また、商標法は、団体商標の侵害訴訟において、裁判所は、許可を得た使用者に生じまたは生じるおそれのある損失を考慮し、かかる許可を得た使用者に代わって団体商標の所有者が金銭的救済による賠償金を得られる範囲についても指示することができるように定めている。

*証明商標の侵害*：証明商標の侵害については一定の規定が定められており、上記の商標侵害に関する規定は適用されない。登録証明商標の所有者は、当該商標が登録されている商品または役務に当該商標を使用する排他的権利を有し、登録証明商標と同一または類似した標章を商標としての使用とみなされるような方法で使用する行為は、登録所有者または登録証明商標の使用許可を得た者以外の者が使用した場合には侵害を構成する。

#### b. 侵害の例外および適用除外規定

*例外* - 商標法は、商標所有者の商品または役務であると識別するために商品または役務に登録商標を使用する行為は、かかる使用が公正な商慣習に反せず、または商標の識別性もしくは価値を不当に利用せずもしくはそれらを害するようなものでない場合には、侵害に該当しないと定めている。

更に商標法は、商品または役務の種類、品質、数量、用途、価値、地理的原産地その他の特徴を示すために登録商標を使用する行為は、登録商標の侵害ではないと定めている。また、商標が条件および制限付きで登録されている場合、登録範囲外で当該商標を使用する行為は侵害ではない。

商標侵害のその他の例外には以下が含まれる。

1. **権利の消尽**：商標が登録所有者または登録使用者によって商品に付されて消去されていない場合もしくは登録所有者が商標の当該使用について明示または黙示の同意を与えている場合に、ある者が当該商品の商標を使用する行為。
2. **権利の消尽**：ある者が商標所有者またはその登録使用者が既に商標を使用している役務に商標を使用する行為。そのような使用の目的および効果が、当該役務は商標所有者または登録使用者により履行されたことを示すことにある場合。
3. **例外としての予備部品**：ある者が商品もしくは役務の一部としてまたは他の商品もしくは役務の付属品として適用される商品に、当該商品がそのように適用されていることを示す合理的な必要性から登録商標を使用する行為。
4. **同時発生の権利**：2 つ以上の同一または類似商標が商標法に基づき登録されている場合、その何れか 1 つの商標の使用は、他の商標の侵害ではない。
5. **再販権**：ある者が登録商標を付した商品を合法的に取得した場合において、その者またはその者を通じてもしくはその下でと主張する者が販売等により当該商品を取引する行為は、商標は商品取得後に第三者に譲渡されているとの理由からまたは商品が所有者もしくはその同意を得て市場に出されているとの理由から、侵害ではない。但し、商品が市場に出された後で商品の状態が変わっているまたは損なわれているなど、所有者が商品のその後の取引に異議を唱える合法的な理由がない場合とする。

上記の例外は、商標および団体商標に限り適用され、証明商標には適用されない。

**証明商標の侵害の例外**：商標法は、次のような特に証明商標に適用される侵害の例外を定めている。

1. (証明商標の使用について定める) 規則に基づき証明商標が登録され、使用されている商品または役務の一部を成すまたはその付属品である商品または役務に商標を使用する行為。但し、かかる使用が当該商品および役務がそのように使用されていることを示すために合理的に必要な場合とする。
2. 証明商標に条件および制限が付されている場合において、その登録が適用されない方法により当該商標を使用する行為。
3. 登録所有者もしくはその許可に基づくその他の者が証明商標を使用し、その後当該商標を除去もしくは削除していない場合または登録所有者もしくはその許可に基づくその他の者の同意を得て証明商標が使用されている場合において、当該証明商標を使用する行為。
4. 商標が登録されている場合において同一または類似商標を使用する行為。但し、かかる使用が登録により付与された使用権の行使である場合とする。

**商標法における適用除外規定** - 商標法は、一定の権利および使用法を登録所有者または登録使用

者による介入から保護している。

1. 商標法は、登録商標と同一または類似した商標の先使用者の権利を保護している。先使用とは、登録所有者（または登録使用者）による使用または登録日の何れか早い方に先行して商標を使用することと理解されている。
2. ある者が自己の氏名、住所または商品もしくは役務の表示を善意で使用する行為も、登録所有者または登録使用者による介入から保護されている。
3. 商標法は、物品または物質の名称または表示である単語の使用も保護している。商標法第 36 条では、ある物品の名称または表示として関連付けられるようになった単語について、商標または特許を理由に排他的権利を主張することを禁じている。ある単語の使用がある物品の名称もしくは表示として取引上周知であり確立している場合、または物品もしくは物質がかつて特許に基づき製造され、特許の消滅から 2 年以上の間、当該単語が当該物品または物質の唯一の実際的な名称もしくは表示の場合、商標としての当該単語の登録所有者はその登録を取り消され、また何らかの法的手続において当該登録に依拠することもできない。

### c. 救済手段および救済

商標侵害訴訟において利用できる救済手段には、差止命令、損害賠償または利益の計算、廃棄および消去のための侵害ラベルおよび商標の引き渡しが含まれる。特に、商標法は、以下の事項について一方的命令を発する権限を裁判所に与えている。

- 差止命令
- 文書開示
- 訴訟の目的物である侵害品、文書その他の証拠の保存
- 損害賠償、費用その他の金銭的救済を回収する原告の能力に悪影響を及ぼすような方法での資産の売却または処分を被告に禁ずること

但し、商標法では、次のいずれかの場合には裁判所は名目的損害賠償以外の損害賠償命令を認めることができない。

- 侵害訴訟が団体商標または証明商標に関するものである場合
- 被告が、自分は悪意のない権利侵害者であり、原告の権利の存在および性質について知るところとなった時点で、訴えられている商標の使用を直ちに中止したことを裁判所に納得させた場合

### (ii) 違法行為および罰則

商標法は、商標の偽造および不正使用に対しては禁錮により罰することができるとする規定も設けており、医薬品および食品に関する場合は一層重い罰となる。登録商標の偽造および不正使用、取引表示の不正使用、商標登録済みとの虚偽表示および登録簿への虚偽記入はどれも商標法上の違法行為であり、6 カ月以下の禁錮または 50,000 ルピー未満の罰金により罰せられる。虚偽の登録商標または虚偽の取引表示を付した商品の販売または役務の提供は、3 年以下の禁錮および 50,000 ルピーから 20 万ルピーの罰金となる。

法律は、未登録の商標を登録済みと表示することを禁じており、当該行為には禁錮または罰金による罰則を科している。所有者は未登録の商標を登録済みと表示しないよう注意されたい。商標が未登録の場合、「TM」の文字を商標の後ろに単に添えるのみである。この文字によって所有者が商標権を主張していることまたは商標申請中であることを示すことができる。円の中に R の文字を使用してよいのは商標がインドで登録されている場合のみである。治安判事は、商標登録官または商標登録官が書面で権限を付与した職員により提出された訴状に基づく場合に限り、このような違法行為を審理することができる。

商標所有者は自己の商標に関して為された上記違法行為に対する刑事告訴の提出を選択することができ、法執行機関に対して被告の施設を搜索し、侵害品または偽造品を差し押さえるよう指示する搜索押収命令を裁判所から得ることもできる。別の方法としては、商標所有者は商品、ディスプレイ型、版台等を搜索押収するよう警察当局（副警視レベル以上）に直接働きかけることができる。商標法は、この手続において警察官はかかる搜索押収を行うに先立ち、登録官の意見を聴かなければならず、そのようにして与えられた意見に従わなければならないと定めている。

### (iii) その他

#### a. 商品の輸入禁止

1962 年関税法は、インドに輸入される商品の没収に適用される基本的な法律である。関税法は、同法またはその時点で有効な他の法律がその輸入を禁ずる商品の没収について定めている。

*侵害商標を付した商品*：1999 年商標法第 140(1)条は、登録商標の所有者または実施権者は商品の輸入が商標侵害を構成するとの理由から当該商品の輸入禁止を求める書面での通知を税関長に対して与えることができると定めている。従って、インドで登録された商標の登録所有者または実施権者は、侵害品の輸入禁止を要請する書面を通知の形式で税関長宛てに書き送ることができ、輸入禁止が発せられた場合、当該商品は、輸入時に直ちに没収される。

*虚偽商標を付した商品*：上記のほか、インド政府は、関税法第 11 条に基づき付与された権限に

より、旧法すなわち 1958 年商標法<sup>141</sup>（以下「旧法」）の定める通り**虚偽商標**を付した商品の輸入を禁止している。従って、虚偽商標を付した商品も関税法に基づく没収を免れず、税関職員は、このような商品を押収することができる。

*手続*：1999 年商標法第 140(1)条は新たな規定であり、この規定の施行に関しては一定の手続が定められていないように思われる。税関に電話で問い合わせたところでは、この規定の施行に関して成立した通達または行政命令はないようで、税関当局は虚偽商標について定められた手続に従って商標侵害と戦い続けている。

虚偽商標を付した商品の輸入禁止を行う手続には、疑わしい商品の積荷について税関職員に情報を提供することが含まれ、このような情報が提供された場合、税関職員は、当該商品の輸入を監視し、当該商品に虚偽商標が付されていると納得したときは、当該商品を没収する。虚偽商標を付した商品の搜索押収に関する手続は 1999 年商標法により改正されており、現在では、警察官は、かかる搜索押収を行うに先立ち、登録官の意見を聴かなければならず、そのようにして与えられた意見書に従わなければならない点に注意されたい。この法律の改正は警察官による手入れおよび押収について言及するのみで税関職員については言及していないが、税関当局が虚偽商標を付していると訴えられた商品の押収に先立ち、同様の手続を採用する可能性がある。

#### b. 法的手続開始の脅迫

法律は、根拠のない法的手続開始の脅迫に対する訴訟について定めている。ある者が商標侵害訴訟または同様の手続の提起をもって他者を脅迫する場合、脅迫を受けた者は、かかる脅迫が不当である旨の宣言および脅迫の継続に対する差止命令を求めて、脅迫をする者を相手取り訴訟を提起することができる。また、脅迫を受けた者が損害を被っているときは、損害賠償も求めることができる。但し、被告が自分は商標の登録所有者であることおよび原告の行動は当該商標の侵害に等しいことを示すことができた場合には、当該訴訟の原告は敗訴となる。

裁判所は、脅迫をする者が侵害または詐称通用に関する訴訟を裁判所に提起することを制限せず<sup>142</sup>、ある者が脅迫に関する訴訟を提起しても、脅迫をする者は、その者に対する訴訟または反訴を提起する権利を失うことにはならない。同一目的物について登録所有者または登録使用者がひとたび商標侵害訴訟を提起したら、脅迫に関する訴訟を提起することは法律で禁じられている<sup>143</sup>。

当事者に対して脅迫に関する訴訟が提起された場合、当該当事者は、当該訴訟において自らを防御するために出頭し、反論し、証拠を出す機会を与えられる。また、当事者は、商標侵害または

---

<sup>141</sup> GSR 87/1964

<sup>142</sup> Dolphin Laboratories Pvt. Ltd. v Kaptab Pharmaceuticals AIR 1981 Calcutta 76; Lakshmi PVC Products Pvt. Ltd. vs. Lakshmi Polymers, Shoranur 1992 PTC 255

<sup>143</sup> Rajni Industries (前出)

詐称通用に関する反訴を提起することもできる。脅迫に関する訴訟は通告なしで提起でき、一方的命令を求めることができるが、一方的命令が認められることはほとんどない。

### c. 裁判管轄

商標侵害訴訟は、地方裁判所より下位の裁判所に提起することはできない。民事訴訟法は、地方裁判所の定義に高等裁判所を含めている。また商標法は、商標侵害訴訟を原告すなわち登録所有者または登録使用者が居住しまたは事業を営む地域の地方裁判所に提起することを認めている。これは、訴訟を被告が居住しもしくは事業を営む地域または訴訟原因が発生した地域の裁判所に提起する旨を定めている民事訴訟法第 20 条の例外規定である。

侵害と詐称通用の訴訟原因を併合した事案でもこの規定に依拠することができる。但し、この規定は詐称通用のみに基づく事案では適用されない。

## **著作権**

### (i) 著作権侵害

著作物の著作権が侵害されるのは、ある者が許可なく著作権所有者に委ねられている排他的な権利に何かをするときである<sup>144</sup>。また、ある者がある場所で著作物を許可なく公衆に伝達するために使用することを認めた場合、そのことを認識せず、そのような伝達が著作物の侵害となることを確信する合理的な根拠を有しなかった場合を除き、侵害の罪となる<sup>145</sup>。更に、ある者が著作物の違法複製物を販売もしくは賃貸のために作成し、販売し、賃貸に供し、業として陳列し、販売もしくは賃貸の申込みをし、営業目的で頒布し、業としてインドで著作物を展示し、またはインドに輸入する場合、これらの行為は著作権の侵害となる<sup>146</sup>。

「違法複製物」という用語は、以下を意味するものとして定義されている。

1. 文学的、演劇的、音楽的または美術的著作物については、映画フィルム以外の形式によるそれらの複製
2. 映画フィルムについては、方法の如何を問わず何らかの媒体上に作成されたその複製。
3. 録音物については、他の方法による他の録音
4. 放送事業者または実演家の権利については、放送事業者の番組または実演家の実演の録音物または映画フィルム

---

<sup>144</sup> 第 51(a)(i)条

<sup>145</sup> 第 51(a)(ii)条

<sup>146</sup> 第 51(b)条

Penguin Books v. India Book Distributors 事件<sup>147</sup>では、デリー高等裁判所は、著作権所有者の許諾を得ずに営業目的で販売または頒布するために書籍を輸入する者は、当該著作物が著作権所有者または当該著作物が購入された国の専用実施権者から合法的に出版された場合であっても、当該著作物の著作権を侵害すると判断した。

#### a. 侵害の例外

法律は上記の一般原則について一定の例外を設けている。そのような例外には次のものが含まれる。

1. 私的な研究、批評または論評のための文学的、演劇的、音楽的または美術的著作物（コンピュータ・プログラムを除く）の公正利用。
2. コンピュータ・プログラムの合法的な所有者が当該プログラムの所定の目的で使用するために、そのバックアップ・コピーを作成するべく行う当該コンピュータ・プログラムの複製または翻案の作成。
3. 他のプログラムとの相互運用性を達成するために情報を得るのに必要な行為であって、当該情報が一般に利用可能でない場合。
4. コンピュータ・プログラムの基礎になるアイデアおよび原則を決定するために当該プログラムの機能を観察、研究または検査するのに必要な行為。
5. 非商業的な私的使用のために個人が合法的に取得した複製からコンピュータ・プログラムの複製または翻案を作成すること。
6. 時事問題の報道のための文学的、演劇的、音楽的または美術的著作物の公正利用。
7. 司法手続のための文学的、演劇的、音楽的または美術的著作物の複製。
8. 公表された文学的または演劇的著作物の合理的な範囲の抜粋を公衆の前で朗読または暗唱すること。
9. 主に著作権のない事項から成り、教育機関での善意の使用を目的とし、表題および発行者によりまたは発行者に代わって出される広告においてその旨記載するものであって、公表されているがそれ自体は教育機関での使用を目的として発行されたのではなく、著作権の存続する文学的または演劇的著作物の短い一節を集めたものを発行すること。
10. 教育の場において、試験で解答すべき問題の一部またはそのような問題の解答として教師または生徒が行う文学的、演劇的、音楽的または美術的著作物の複製
11. 教育機関の活動の過程で当該機関の職員および学生が行う文学的、演劇的もしくは音楽的著作物の実演、または映画もしくは録音物の実演
12. 文学的、演劇的または音楽的著作物に関する録音物の作成であって、著作権所有者の許諾または同意を得て行われるもの。

---

<sup>147</sup> AIR 1985 Del 29

13. アマチュアのクラブまたは団体が行う文学的、演劇的または音楽的著作物の実演であって、聴衆に対して無料でまたは宗教団体のために行われるもの。
14. 最新の経済的、政治的、社会的または宗教的な話題に関する記事の新聞、雑誌その他の定期刊行物における複製。但し、当該記事の著者がかかる複製の権利を明示的に留保していない場合とする。
15. 公衆の面前で発表された講演の記録の新聞、雑誌その他の定期刊行物における公表。
16. 公共図書館のために書籍の複製を 3 部まで作成すること。但し、当該書籍がインドで販売されていない場合とする。
17. 出版を目指した調査または私的研究のために、図書館、美術館その他の機関に保管されている未公表の文学的、演劇的または音楽的著作物を複製すること。
18. 建築著作物の絵、図面、版画または写真の作成もしくは公表または建築著作物の展示。
19. 彫刻その他の美術的著作物が公共の場所に恒久的に設置されている場合における当該著作物の絵、図面、版画または写真の作成もしくは公表。
20. 美術的著作物を映画フィルムに含めること。但し、それが付随的なものである場合または当該著作物が公共の場所に恒久的に設置されている場合とする。
21. 金型、鋳型、スケッチ、設計図、模型または試作の著者が、本人は著作権を有しない著作物のためにそれらを使用すること。但し、著者が当該著作物の主たるデザインを反復または模倣しない場合に限る。
22. 建造物または構造物が建築図または設計図に基づき建設されている場合において、当該建築図または設計図に従って当該建造物または構造物を再建すること。
23. 放送事業者が放送の権利を有する著作物について、当該事業者が自己の放送のために自己の施設を使用して行う一時的固定。

#### b. 救済手段および救済

著作権の侵害に関して利用できる救済手段は大別して 3 種類あり、それらは次の通りである。

**民事上の救済手段** - 民事上の救済手段には、差止命令、損害賠償、利益の計算および違法複製物の引き渡し命令を得るために行う裁判所への訴訟の提起が含まれる<sup>148</sup>。

**差止命令** - 差止命令は、他者の権利を侵害しそうなまたは侵害した者に対して当該行為の開始または継続を禁ずるもので、著作権侵害事件において最も一般的に認められる救済である。

**損害賠償** - 損害賠償は、被告の違反の結果原告が被った損失について原告に補償するためにしばしば認められる。原告は、著作権の侵害<sup>149</sup>についても転用<sup>150</sup>についても損害賠償を請求すること

---

<sup>148</sup> 1957 年著作権法第 55(1)条

<sup>149</sup> 1957 年著作権法第 55 条

<sup>150</sup> 1957 年著作権法第 58 条

ができる。転用は、所有者の法的権利に反する方法で商品を利用することである。原告が著作権の侵害を立証できない場合、転用自体に独立の訴訟原因はない。

*利益の計算* - 原告は、利益の計算を求める請求を行うことができる。利益の計算に関する命令は、不当利得を防止するために認められる。利益の計算には、会計帳簿の検査および侵害物の販売により得られた利益の分配が必要となる。

### (ii) 違法行為および罰則

1957年著作権法に基づき付与された権利の故意の侵害またはその教唆に関しては、同法により一般に刑事上の救済手段を利用することができる<sup>151</sup>。同法は、禁錮の期間および罰金について定めている。但し、裁判所は、理由の記録に基づき、禁錮の刑を軽減する裁量権を有している。一度ならず有罪となった者に対しては罰則が加重される<sup>152</sup>。同法は更に、著作物の違法複製物を作成するために版を所持することについても刑事上の罰則を定めている<sup>153</sup>。著作物の違法複製物を作成するために版を所持することも2年を上限として罰せられ、罰金も科される場合がある。

同法は、コンピュータ・プログラムの違法複製物の故意の使用を犯罪とみなしている。禁錮として必要最小限の期間が定められているが、コンピュータ・プログラムが取引または業務の過程で使用されたのではない場合には禁錮を科さない裁量的権限を裁判所に認めている<sup>154</sup>。

虚偽であることを知りながら著作権登録簿に虚偽の記入をしもしくはこれをさせ、かかる登録簿の何れかの記載事項の写しと称する書面を作成しもしくはこれを作成させ、または証拠としてこれを提出しもしくは提出させるのも違法行為である<sup>155</sup>。

同法は法人の責任の原則を取り入れており、この原則によれば、会社のみならず、違法行為が為された時点で会社の事業の遂行を監督し、これに責任を負う全ての者も、そのようにして為された違法行為について責任を負わなければならない<sup>156</sup>。本人の知らないうちに違法行為が為されたことまたは本人は違法行為を防止するためにあらゆるデューデリジェンスを行ったことを立証できた者は罰則を科されない<sup>157</sup>。認識は違法行為の重要な要素である。

著作権侵害の場合、警部補以上の警察官には令状なしで侵害著作物の複製物を全て押収する権限

---

<sup>151</sup> 1957年著作権法第63条

<sup>152</sup> 1957年著作権法第63A条

<sup>153</sup> 1957年著作権法第64(2)条

<sup>154</sup> 1957年著作権法第63B条

<sup>155</sup> 1957年著作権法第67条

<sup>156</sup> 1957年著作権法第69条

<sup>157</sup> 同上

が与えられている<sup>158</sup>。

### 行政上の救済手段

著作権登録官は、インド国外においてインド国内で作成していれば違法複製物となっている著作物から作成された著作物の複製物に関して、調査を行った後で、それらをインドに輸入してはならないと命じる権限を有している<sup>159</sup>。この権限の目的を推進するため、著作権登録官または著作権登録官から権限を付与された者は、著作物の違法複製物について船舶、ドック、施設を立ち入り検査することができる<sup>160</sup>。

### (iii) 裁判管轄

1957年著作権法は、著作権侵害に関する訴訟はしかるべき地方裁判所に提起しなければならないと定めている。民事訴訟法は高等裁判所を地方裁判所の定義に含めており、高等裁判所の裁判管轄権の範囲内の地域では、「地方裁判所」という用語は、第1審管轄権を有する高等裁判所を含むと解釈されている<sup>161</sup>。また同法は、著作権侵害訴訟を原告すなわち訴訟を提起する者が居住しまたは事業を営む地域の地方裁判所に提起することを認めている。これは、訴訟を被告が居住しもしくは事業を営む地域または訴訟原因が発生した地域の裁判所に提起する旨を定める民事訴訟法第20条の例外規定である。

商標侵害と著作権侵害に関する併合訴訟の場合、原告は、1957年著作権法の使用可能な裁判管轄規定を自由に行使することができる。従って、1957年著作権法の規定により、訴訟は、原告が事業を営む地域の裁判管轄権を有する裁判所で提起することができる<sup>162</sup>。

## 法的手続

### (i) 訴訟の提起

法的手続は、裁判所に民事訴訟を提起することにより開始することができる。商標、著作権、特許の侵害および/または詐称通用に関する訴訟は、管轄権を有する地方裁判所に提起することができる。第1審管轄権を有する一部の高等裁判所は地方裁判所として扱われており、そうした裁判所に訴訟が提起される場合がある。民事訴訟は、訴訟申立書または請求の原因および趣旨の陳述書の提出により開始される。訴訟申立書には、原告が依拠しようとする事実および訴訟原因を

---

<sup>158</sup> 1957年著作権法第64条

<sup>159</sup> 1957年著作権法第53条

<sup>160</sup> 1957年著作権法第53(2)条

<sup>161</sup> Penguin Books v. India Book Distributors, AIR 1985 Del 29

<sup>162</sup> Tata Oil Mills v. Reward Soap Works, AIR 1983 Del 286

全て記載しなければならない。訴訟申立書には、原告が求めようとする救済手段について記載した裁判所に対する請求趣旨申立ても含めなければならない。

#### (ii) 侵害および詐称通用の併合訴訟・訴訟原因の併合

しばしば見られることであるが、原告は、著作権および商標の侵害並びに詐称通用など複数の訴訟原因を1つの民事訴訟に併合することができる。当初は詐称通用に基づいた商標事件において、申し立てられている商標が法的手続の過程で登録されたときは、原告は商標侵害の訴えを訴訟申立書に含めるために訴答を修正することができる。但し、当該訴訟が商標権の侵害に関してのみ提起されている場合、原告は、当該訴訟に勝つために詐称通用の訴えを含めるよう訴訟申立書を修正することはできない。

#### (iii) 差止命令、裁判所担当官の任命等の暫定的申請

訴訟申立書のほかに、原告は、制定法上の権利の侵害および詐称通用の行為を被告に禁ずる差止命令などの中間救済、裁判所担当官の任命、被告の資産の凍結命令等を求める暫定的申請を提出することもできる。制定法上の権利の侵害および詐称通用に関する全ての事案において、訴訟の解決までに上記の申請を提出し、救済を求めることが常に望ましい。法的手続の原告は、以下を求めることができる。

1. 被告が侵害商標または違法な商標を使用することを禁じる暫定的差止命令
2. 損害賠償および/または費用を回収する原告の能力に悪影響を及ぼすような方法での資産の売却または処分を被告に禁じる暫定的差止命令
3. 被告の施設に赴き、侵害品または違法品の目録を作成する裁判所担当官の任命

#### (iv) 差止命令の付与

知的財産権関係の事案では、侵害または詐称通用が為されまたは継続するおそれあるいはその可能性があるときに差止命令が認められる。差止命令の目的は、制定法上の権利の侵害および被告の商品を原告の商品と偽って提供することを被告に禁じ、原告の権利の侵害によって生じ、当該訴訟で回収できる損害賠償では十分に補償されない被害から原告を保護することにある。 *Dalpat Kumar v. Prahlad Singh AIR 1993 SC 276* では、最高裁判所は暫定的差止命令に関する法の原則を定め、差止命令の付与は裁量的救済であり、かかる裁量権の行使は裁判所が以下について納得することを条件とすると述べた。

- (1) 当該訴訟において審理すべき重要な争点があること、および裁判所に提示された事実に基づき、原告または被告は自己の求める救済を受ける権利を有する可能性があること。

- (2) 当事者を権利侵害から保護するために裁判所の介入が必要であること。つまり、裁判で法的権利が確立される前に回復不能の損害が発生しそうであること。
- (3) 差止命令を付与しなかった場合に生じるおそれのある困難、損害または不利益が、差止命令を付与した場合のそれより大きいこと。

原告は、当該手続において求める救済手段に関して原告に一応有利な事件が存在することを立証し、原告の法的権利が侵害されたことおよび当該訴訟において最終的に勝訴する合理的な可能性を有することを裁判所に納得させなければならない。

利益衡量を考慮する際、原告の初めての裁判であり、手続が遅滞なく開始され、原告は十分な営業権を確立しており、一応有利な事件以外に議論の対象となる事件を有しない場合は、裁判所は原告を支持することが多い。原告が勝訴すれば損害賠償により金銭的補償を受ける場合、利益衡量は、暫定的差止命令の付与に有利とはならない。但し、原告に生じるおそれのある損害が原告にとって算定し難いほど多大な経済的損害である場合は、利益衡量は原告に有利に考慮される。

#### (v) 一方的差止命令

暫定的申請は、訴訟の提起と同時に直ちに審理のため取り上げられ、裁判所は、原告が裁判所に提出した資料および第1回審理において陳述された意見に基づき、求められた救済の付与について決定することが多い。甚だしい侵害または偽造の場合において、原告が事態は極めて急を要することおよび/または被告が侵害品および侵害物を処分するおそれがあることを裁判所に納得させることができれば、裁判所は一方的差止命令の付与する（被告が欠席し、被告に通知することなく）場合でも躊躇しない。裁判所は、期間を限定して一方的救済手段を命じることができる。*Morgan Stanley Mutual Fund v. Kartick Das (1994) 4 SCC 225* では、インド最高裁判所は、一方的命令の付与を決定する際、一方的差止命令の拒絶がその付与より著しく不当か否かを考慮しなければならないと述べた。一応有利な事件、原告の回復不能な損害および利益衡量などの一般的な原則も考慮しなければならない。*JMS Labs v. Yusufali Eesmail Hadvaid 1998 PTC 512* では、一方的命令の付与を決定する際、裁判所は、第1回返送期日まで待つことにより差止命令を付与する目的が無効になるとの裁判所の意見の根拠について記載しなければならないとの意見も示されている。

#### (vi) その他の手続

一方的差止命令が付与される場合、その命令は、署名済み謄本の受領日から裁判所が定める所定の期間内に被告に送達しなければならない。被告は、一方的差止命令に対する上訴を提起しまたは当該命令の取り消し、変更もしくは修正を求める申請を提出することもできる。同時に被告は、原告の暫定的申請に対する陳述書（訴訟申立書に対する正式な答弁）および答弁を提出しなければならない。

一方的命令の付与は裁量的なものであるから、裁判所は一方的差止命令を付与せず、被告に対して陳述書および答弁提出の通知を発する決定をし、請求の実体に関して暫定的申請を審理することができる。その場合、被告には原告の暫定的申請に対する陳述書および答弁の提出の通知を受領した日から3カ月が認められる。

原告には、原告第二訴答（陳述書に対する箇条書きの正式な答弁）および原告の暫定的申請に対する被告の答弁に対する答弁を提出する機会を与えられる。訴答手続が終わると、裁判所は暫定的申請について双方から主張を聞き、一方的差止命令を認めるか否かについて決定する。訴訟は同時に事実審理へと進む。

実際には、事実審理が始まり、問題が解決するまでには長い時間がかかるのと被告が和解に応じる場合が非常に多いことから、原告が差止命令を得ることに成功すれば、手続は多かれ少なかれ終わりを告げる。

#### (vii) 出訴期限

1963年出訴期限法により、商標侵害、詐称通用または著作権侵害に関する訴訟は、訴訟原因が発生した日から3年以内に提起しなければならない。但し、知的財産権の侵害の場合には、好ましからぬ行為の継続によって知的財産の所有者に訴訟原因が繰り返し発生するという判断が示されている。

#### (viii) 訴訟原因

訴訟原因とは、原告が裁判所の判決を得る権利を裏付けるために自ら立証しなければならない重要な事実の全体を意味する。知的財産権の侵害および詐称通用に関する事案は、訴訟原因は繰り返し発生するとみなされ、侵害または詐称通用が為される都度、新たな訴訟原因が原告に有利に発生する。Bengal Waterproof Limited v. Bombay Waterproof Mfg. Co. AIR 1997 SC 1398では、ある者が他者の登録商標を侵害するときはいつでも、どんな場合でも、その者は当該商標を侵害する行為を繰り返し行っており、かかる侵害の都度、繰り返し生じる新たな訴訟原因が発生すると判断された。同様の原則は知的財産権に関する他の事案でも適用される。

#### (ix) 訴訟提起の遅れ

制定法上の権利の侵害に関する訴訟は、侵害行為について原告の知るところとなり次第、提起しなければならない。一般に、侵害について知った後の単なる遅れにより登録所有者または制定法上の権利所有者が自己の権利の行使に関して適切な救済手段を奪われることはない。侵害の事案

において、原告側の単なる訴訟提起の遅れは原告が差止命令を求める訴訟を提起し<sup>163</sup>、最終的救済を得ることを妨げるものではないと判断されている。但し、訴訟提起の遅れの説明がつかない場合には、そのことが暫定的差止命令の付与の問題に大きく関係する可能性がある点に注意されたい。暫定的差止命令の付与は裁量的救済であり、原告は、問題の商標を使用し続けることが回復不能な損害をもたらすことを立証しなければならない。従って、法的手続の開始の遅れは、主張の強さを弱める結果になりかねない。

#### (x) 消滅時効

極端な遅れは消滅時効と同様である<sup>164</sup>。遅れ自体は暫定的差止命令の申請において十分な抗弁たり得ないが、被告に生じる不利益と相まって結局は消滅時効となり、暫定的救済のみならず最終的救済も無効とする。極端な遅れとは、被告がおそらく原告は救済を求めまたは被告による商標の使用に異議を唱える権利を放棄したのだと結論づけるようになるほど長期の遅れである。

#### (xi) 黙認

差止命令は、被告による原告の権利の侵害を原告が黙認したとの理由で拒絶される場合がある。黙認とは、他者が権利を侵害し、それにお金を使う間、傍観していることと定義されている。ある権利を有する者が、自己の権利を他者が侵害しようとしまたは侵害しているのを見ながら、本来なら当該行為を止めるはずの当該行為者に、権利者は侵害に同意していると思わせるような方法で傍観する場合、権利者は、後になって当該行為に関する申立てを聞き入れてもらうことはできない。被告が重要な取引をまとめることについて、これを潰す必要が生じるまで原告が故意に傍観し、被告にそれをさせた場合、原告は黙認の法理によって阻まれる。

但し、被告が実際の法的な立場を知りながら、本来は原告のものとなるはずの取引を獲得せんがために原告の商標に類似の商標を付した商品を故意にまたは不正に市場に出した場合、黙認の法理が被告に有利になる余地はない。

#### (xii) 刑事上の手続

刑事上の手続は、知的財産権に関する法律の既存の規定に定める違法行為が為された場合、当該違法行為が為された地域の管轄権を有する裁判所に私人による訴追請求状を提出することによって治安判事裁判所に提起することができる。被疑者の身元が判明している場合には、治安判事は、訴追請求状および原告の宣誓供述書の供述に基づき、被疑者について審理し、執行機関に対し訴追請求状で為された申立てについて調査するよう命じ、被告人を召喚することができる。

---

<sup>163</sup> Hi-Design v Hi-Design AIR 1991 DEL 243

<sup>164</sup> Hindustan Pencils v India Stationery AIR 1990 DEL 19

原告が権利侵害者の身元を知らない場合には、裁判所が管轄権を有する地域で発見された侵害品および侵害物を捜索押収するよう執行機関に命じる捜索押収命令を発するよう裁判所に要請することができる。そのような捜索押収命令は期限付きのもので、執行機関は捜査し、侵害品および侵害物を捜索押収できるほか、権利侵害者を逮捕し、治安判事のもとに連行することもできる。

治安判事はその後、執行機関から提出された押収記録および告発状に基づき当該違法行為を審理し、被疑者を召喚する。次に治安判事は、その時点で被告人と呼ばれる権利侵害者に対する事件において告発された違法行為を構成するために法律上要求される全ての条件が満たされていることを述べる書面の作成に取りかかる。その後、治安判事は刑事訴訟法の規定に基づき刑事裁判に進む。訴追は国の指揮のもと、検察官が行う。

### (xiii) IPR 行使の問題

インドではクリエイティブ産業が成長しつつあり、GDP に対する寄与度も年を追って高まっている。急速な成長および価値増加を招く潜在的可能性にも拘わらず、この 10 年間、これらの産業は海賊行為および偽造に悩まされている。海賊行為や偽造は、これらの産業の成長や発展を阻害し、そのスピードを鈍らせている。

海賊行為は、ソフトウェア、音楽または映画であれば、著作権のある著作物の違法な複製または送信であり、正規の創造的な著作物を損ない、これらの産業の成長のスピードを鈍らせている。技術の急速な進歩は、その副産物としてインドにおいても海賊行為という今までにない問題を激化させた。

#### a 海賊行為および偽造の発生

インドでは、海賊行為は様々な先端技術を利用した数多くの方法により発生する。

1. エンドユーザーによる複製 - エンドユーザーによる複製は、個人または企業によるソフトウェアの無許可、無許諾の複製であり、自分用であるか再販用であるかを問わない。
2. ハードディスク・ローディング - ハードディスク・ローディングは、コンピュータ・システムのベンダーがコンピュータを販売する前にそのコンピュータに違法なソフトウェア製品をインストールするという不正慣行をいう。
3. 偽造 - 偽造は、基本的にはより大規模で精巧に製造されるソフトウェアの海賊版である。ソフトウェアの海賊版製造者は、海賊版製品が正規の製品に見えるような方法で特定の製品の複製物を製造し、頒布する。
4. 不正流通 - 不正流通とは、大量購入者、コンピュータ・メーカーまたは教育機関に当

初認められた特別な割引ライセンスに基づくソフトウェア製品がそのようなライセンスを有しないまたはこれを受ける資格のない他の者に違法に再頒布される場合の違法な頒布をいう。

5. インターネットを介した頒布 - インターネットを介した頒布は、ソフトウェア製品の複製物を第三者がダウンロード（無償かわずかな料金を問わず）のためにアクセスできるインターネットのサイト上に置くことにより発生する。
6. 法人エンドユーザーによる海賊行為 - 法人エンドユーザーによる海賊行為（ビジネスの現場での業務用ソフトウェアの不正使用）は、インドの大企業でも中小企業でも広く行われている。
7. 卸売りおよび小売段階の海賊行為 - 卸売りおよび小売段階の海賊行為もインドでは広く行われており、これには海賊版ソフトウェアのハードディスク・ローディングや売り切りが含まれる。
8. 海賊版光ディスク・CD 焼き込み - ブランク・ディスク上の原著作物の複製をいう。多くの場合、オリジナル・ディスクとはパッケージが異なる。音楽で言えば、1人以上のアーティストをフィーチャーしたミックス・テープやコンピレーション CD が含まれる。
9. 劇場用映画プリントの窃盗 - 海賊版複製物を作るために行う、特に税関上屋でのオリジナル映画プリントの窃盗をいう。
10. 信号の窃盗 - 適正なライセンスを得ずに公衆に送信するために行う放送信号、特に有料チャンネルまたは周波数の信号の窃盗をいう。
11. ブートレグ - コンサートのライブ演奏またはラジオやテレビで放送されたものを適正な許可なく録音することをいう。
12. 違法レンタル - 適正なライセンスを得ずに商業目的でビデオテープやオーディオテープ、ディスクをレンタルすること。

#### b. 海賊行為に関する統計

国際知的財産権同盟の 2003 年スペシャル 301 条レポート（「IIPA レポート」）によれば、小売りおよび卸売り段階での海賊行為も相当広く行われているものの、インドにおける法人エンドユーザーによる海賊行為はインドの大企業にも中小企業にも特有であることがわかる。業務用ソフトウェアに関する海賊行為の発生率は確実に増加しており、1998 年の 65% から 2001 年には 70%、2002 年には 75% となっている。業務用ソフトウェアの海賊行為による実際の損失見積額は増加しているようで、1998 年の 158 米ドルから 2002 年には 350 米ドルと 100% 以上の増加を見せている。

#### c. 権利行使の問題

知的財産権関係法（特に著作権法および商標法）は海賊行為や偽造の問題に対処しており、包括的な民事上および刑事上の救済手段について定めている。権利所有者が自己の権利を侵害された

場合、これらの救済手段を利用することができる。実体規定を個別的に見ると評価できるものの、実際の施行面では幾つかの欠点が現れている。これらの法律を施行する際に直面する問題は以下の通りである。

1. 甚だしい滞りという裁判所の一般的な状況から、圧倒的多数の事案において、権利所有者は差止命令を得ること以上に侵害に関する民事訴訟を進めない。訴訟が長期にわたるため、所有者は取り下げるか、損害賠償額および利益の計算に関して妥協し、権利侵害者と和解して問題を解決する。
2. 原告は売上の損失が被告の行為に直接起因することを立証しなければならないため、損害額の確定は特に難しい。特にインドの業者の多くが適切な会計帳簿を維持していないのであれば、インドでは被告の得た利益の確定は難しい。
3. 上記の原則に基づく損害額は裁判の最後に決定されるが、それには 8 年から 10 年もかかり、裁判の最後に裁定される損害賠償は訴訟費用にすら満たない。
4. 同様に、継続審理がないこと、審理の都度の証人（法執行機関）の出席、結果的に低額の罰金や軽い刑となる初犯者に対する情状酌量などの刑事司法制度の問題は、権利所有者が自らの権利を守る上でプラスに働かない。
5. 小規模な偽造や海賊行為は頻繁に手入れを受けるにも拘わらず、大規模な違反を犯した者は往々にして罰を免れる。偽造や海賊行為に対する有罪判決数は少ない。
6. 刑事事件における告発状の提出が往々にして遅れ、違法行為が為された日から 3 年の出訴期限をはるかに過ぎてしまうため、幾つかの事件は自然消滅してしまう。
7. 裁判に至った刑事事件でも、証拠の取り扱いが悪く、保管方法が不適切なために押収した資料（コンピュータ、CD-ROM、フロッピー等）が損傷または紛失する 경우가多くある。

各業界のプロジェクト自体の成果は限られたものである。例えば、1999 年から 2002 年 6 月の間にインドの音楽業界で行われた 3,600 件の手入れのうち、実際に有罪となったのは 191 件のみで、このうち 6 カ月以上という比較的長期の禁錮刑が下されたのは約 30 件にすぎなかった。国際知的財産権同盟（IIPA）は、インドに関する 2002 年スペシャル 301 条レポートの中でインドにおける刑事上の著作権行使に関する統計を示している。2001 年には、海賊行為の目的に使用された疑いのある施設について 1,300 件の手入れが行われた。しかし、実際に裁判所に提起された刑事訴訟は 197 件にすぎず、海賊行為で訴えられた 55 人のみが有罪となった。面白いことに、この 55 人のうち実際に刑務所に入ることになったのは 9 人にすぎない。

2004 年スペシャル 301 条レポートでは、「2003 年に音楽業界では警察による手入れが 1,400 件行われ、約 341,462 本の海賊版音楽カセットおよび 460,903 枚を越す CD や CD-R が押収された。このうち押収された CD-R は 155,972 枚で、このことは他のアジア諸国と同様に CD-R 焼き込みが市場を支配しつつあることを明確に示している」と述べている。同レポートは「全体的に見た海賊行為（国内レパートリーを含む）の発生率は、カセット市場では 40 - 50%、CD 市場では 60%

と推定される」とも述べている。

### 今後の改革

各業界のフォーラムやプロジェクトが著作権法とその施行面の改革を行うよう政府に申し入れている。そのような提言のいくつかを以下に示す。

1. 侵害事件の継続審理および迅速な処理の確保
2. 有罪判決を受けた者に最低 6 カ月の禁錮刑を科すこと
3. 関係する著作権所有者に対する法定損害賠償の支払いを権利侵害者に義務づけること
4. 特に著作権法においてインターネット海賊行為の問題に対処すること
5. 著作権保護技術の回避の問題に対処し、特にかかる回避を刑事上の違法行為とすること
6. 光ディスクに関する法律の制定
7. 知的財産権に関する違法行為を専門に扱う裁判所の設置
8. ソフトウェア関係の違法行為に関する特別検察官の任命
9. インターネット海賊行為への対処および WIPO インターネット条約の批准

## 第 章 詐称通用

### (i) 詐称通用とは

詐称通用はコモンローの原則に基づく不法行為の一種であり、通常は標章、名称または表装により表される企業の営業権を保護するものである。これは、侵害訴訟による救済手段に加えて、且つこれと独立して利用できる救済手段である。詐称通用は、ある業者が行う不実表示に関連するものであり、それによって他の業者の営業権が損なわれる。詐称通用は、商標法のどこにも規定されていない。詐称通用に関する実体法は、判例法および先例に全面的に基づいている。商標法は、詐称通用に対して利用可能な救済手段を扱うのみである。

第 27(2)条は、「この法律のいかなる規定も、自己の商品または役務を他者が提供した商品または役務と偽って提供する者に対して訴訟を提起する権利またはそれに関する救済手段に影響を与えるものと解釈してはならない」と定めている。

詐称通用に関する法は、何人も自己の商品または事業を他者の商品および事業であると表示することはできないという原則に基づくものであり、かかる表示が標章、名称、標識、記号、図案を使用したものか、表装またはトレードドレスの模倣など他の方法によるかを問わない。商品の表装とは、大きさ、パッケージもしくは容器の形状、ラベルおよび包装紙、商品が公衆に提供される際のドレスまたは文体をいう。表装には、ラベルの色彩、その装飾およびラベルの様々な特徴の組み合わせ方が含まれる。但し、使用価値のあるものは物品の表装の一部を構成することはできない。容器の形状および色彩は、特定の者の製品と関連づけられ、当該者の製品以外の何ものでもないことを示し得るとされる。原告は、被告が真似た表装がもっぱら自己の商品と関連づけられるようになっていることおよび被告の表装が混同および誤認を生じさせるおそれのあることを立証しなければならない。

詐称通用に関する法は英国のコモンローを全面的に取り入れているため、法源や先例が支配的で、インドの裁判所はこれらに依拠している。

詐称通用という不法行為の範囲は長年の間に拡大してきており、今日では自己の商品を他者の商品と表示することのみならず、事業、役務、職業および非商業行為にも適用される。法は、虚偽のまたは誤認を生じさせる手段により、ライバル業者が既に獲得している名声の恩恵を自己のために得る行為に存在する不正競争から業者を保護するために発展してきた。この不法行為における基本的な問題は、被告の行為が公衆に被告の事業を原告の事業と誤認させやすいまたは両者の事業活動に混同を生じさせやすいかどうかである<sup>165</sup>。

---

<sup>165</sup> Ellora Vs Banarsi Das AIR 1980 Del 254

現在ではトレードネームが商標の役割を果たし得ることは十分確立しており、事業の名声または営業権はトレードネームに付随する場合が多く、トレードネームは裁判所によって保護される。運送会社、保険業および銀行業、修理または清掃サービスなど専門的サービスを提供する企業や会社がこのような分野に該当する。こうした分野では、ある会社の名称がある商品または事業との関係で名声を得ている場合において、他者が後から類似の商品または事業について類似した名称を採択したときは、差止命令により他者がそのような名称で事業を行うのを禁ずることができると判断されている。

ドメイン名も商標として保護され得ると判断されており、裁判所が詐称通用に関する法に基づきドメイン名を保護した判例がインドに多数ある。

#### (ii) 詐称通用の基本的要素

詐称通用の基本的特徴は以下の通りである。

1. 原告の商品または役務が市場において営業権および名声を獲得しており、一定の特徴によって知られていること。
2. 被告が提供する商品または役務は原告の商品または役務であると公衆に誤認させまたは誤認させるおそれのある、被告による不実表示（故意か否かを問わず）があること。
3. 被告の不実表示から生じた誤認によって原告が損害を被りまたは被るおそれがあること。

詐称通用訴訟において立証すべきことは、被告の商品がそれらによって表示され、構成され、記載されているがために、一般的な購入者を誤認させ、被告の商品を原告の商品と取り違えさせることが予想されるということであり、詐称通用訴訟の基礎は誤認または混同を生じさせるおそれであるとの判断がデリー高等裁判所<sup>166</sup>より示されている。原告は、詐欺についても、ある者が実際に詐欺的であることや原告が実際に損害を被ったことについても立証する必要はない。

裁判所は、詐称通用訴訟の目的は営業上の信用の保護のみならず、購入者が搾取されないようにし、不正な取引を防止することにもあると述べている。*Horlicks Limited v. Kartick Sudhakan 2002 (25) PTC 126 (Del)*では、裁判所は、HORLICKSの商標およびラベルをキャンディーに使用することを被告に禁じた上で、異議を唱えられている商標は原告の許可または認可を得ておらず、被告にその使用を認めれば、原告は被告の行為および無断使用から生じる結果に常に直面する危険にさらされることになるとの判断を示した。

---

<sup>166</sup> Ellora Industries Vs. Banarsi Das Gupta AIR 1980 DEL 254

商標法に基づく商標または名称の登録は詐称通用訴訟の維持に必要とされておらず、詐称通用の基本的要素が立証されていれば、未登録であることは勝訴の妨げとならない。同様に、商標の登録は詐称通用訴訟において抗弁とならない。

### (iii) 営業権

詐称通用訴訟は、不実表示により損なわれるおそれのある営業権を保護する。所有権の対象としての営業権は企業に付属するもので、営業権の侵害は、売上の移転、好ましくない連想、企業の名声の不正目的使用などの形態および同一または類似した商標、名称、表装またはトレードドレスの使用によるその他の不正取引の形態をとる。詐称通用訴訟を提起する権利の根拠は、被告の行為は被告の提供する商品または役務が実は原告の商品または役務であると公衆を誤認させるおそれのあるものだということである。そのような状況において侵害されたと言われている財産は、商品の商標、名称または表示ではなく、商標、名称、表装またはトレードドレスを使用した特定の商業活動から生じる企業の営業権である。従って、詐称通用訴訟は、何らかの事業または取引活動が実際に損害を受ける可能性がある場合に成立する。原告は、何らかの意味で被告が顧客や公衆が被告の活動と結びつけて考えるようになる事業を行っていることを立証しなければならない。

詐称通用訴訟では、原告は、商標の使用およびその広告宣伝を示す証拠を提示することにより、公衆またはある種の公衆の目から見れば商標、名称または表装が原告の商品および事業の特徴であることおよび原告は営業権を享受し、その問題になっている商標で名声を得ていることを立証しなければならない。

原告は、被告の行為（不実表示）が原告の営業権および名声を損ないまたは損なうおそれのあることも立証しなければならない。損害または損害を被るおそれのあることは詐称通用訴訟の基礎であるが、訴訟を維持するためには損害を立証する必要はない。しかし、原告は、被告の行為によって原告が損害を被る合理的な可能性のあることを明らかにしなければならない。被告の行為が被告の商品を原告の商品と偽ることになると立証されれば、被告の行為の当然の結果として原告の事業が損害を被ることになるとみなすことができる。

### (iv) 世界的名声

理想を言えば、詐称通用訴訟を維持するには、原告は詐称通用が訴えられる管轄地域における自己の営業権および名声を立証しなければならない。しかし、判例によって世界的名声の原則はインドの裁判所により十分認められており、現在では、原告が実際にはインドで事業を行っていないまたは取引がない場合であっても原告が商標を付した自己の商品または役務は世界的名声を得ており、その名声がインドに伝わっていることを立証できさえすれば、詐称通用訴訟は維持できることが十分立証されている。

世界的名声は、以下を示す証拠を提示することによって立証することができる。

1. 世界的売上
2. 多くの国への進出、事業の範囲および地理的範囲
3. 商標の世界的な宣伝広告費
4. インドで流通しており、問題の商標の広告を掲載している国際的な定期刊行物または雑誌、業界誌
5. 外国訪問中のインド人旅行者に販売されたことを示す証拠
6. 複数の国での商標の採択を示す複数の法域における国際登録の数
7. インドでアクセス可能なインターネットのウェブサイトを通じての広告
8. 当該商標が著名・周知の商標またはサービスマークであると判示した他国の判例
9. フランチャイズまたは合併事業の提携に関してインドの業者および商社が行った引き合い
10. 関連する問題に関してインドの顧客または個人から受け取った手紙
11. インド国内の展示会または見本市への当該企業の参加

要するに、原告は、自己の商品または役務は世界的名声および営業権を享受し、獲得していること、インドから外国への旅行者が商品を購入し、それらをインドに持ち込んだこと、当該商品または役務はインドで流通する国際誌に広告を掲載しており、多くの潜在顧客が当該誌を購読しまたはその広告を見ていること、並びに被告は問題の商標の採択に関して満足の行く説明をしていないことを立証しなければならない。

現在インドでは、裁判所は周知商標を不正使用から保護し、また世界的名声は詐称通用訴訟において認知するという明らかな判例の流れがある。事実、*Daimler Benz Aktiengesellschaft v. Hybo Hindustan AIR 1994 Del 239* では、デリー高等裁判所は、信用毀損行為による周知商標の希釈化を考慮し、BENZの商標を肌着に使用することを禁じた。

*Whirlpool Co. v. N. R. Dongre 1996 PTC 415 (Del)*では、裁判所は世界的名声に関する幾つかの事例に言及する中で「他国で取引しまたは事業を行っている業者の名声は、当該業者が全く事業を行っていない国に伝わり得る。その業者の世界的名声は、広範囲に及ぶ広告・広報活動に基づくものである。そのような業者は、自己の名声を守るため、取引を行っていない地域の裁判所において差止命令を得ることができる。製品およびその商品名は、地理的地域の物理的境界を越え、商品の輸入によるのみならずその広告によっても世界的、海外でのまたは域外での名声を獲得する。外国業者の商品およびその商標に関する知識および認識は、商品が市場に出ておらず従って販売されていない地域においても得ることができる。」と述べた。

世界的名声が確立している場合には、原告の世界的名声を利用しようとする被告の行為が重要と

なり、一部の事例では裁判所が差止命令を付与する際の決め手となっている。被告の行為が被告は原告の商標の地位および名声を認識していたにも拘わらず、自己の商品または役務に同一または類似の商標を採択したことを示す場合、裁判所は、比較的すぐに介入し、詐称通用訴訟において被告の行動を制限する。無論、被告は、世界的名声を有する商標と同一の商標を採択した理由を示さなければならない。 *Time Warner Entertainment v. A.K. Das Das (1997) IPLR 331* では、被告は原告との合併事業プロジェクトの締結を図っており、被告が原告の商標の地位および名声について認識していたことは明らかであった。

このような営業権または名声の確立の基準となる時点は、被告が違法な商標または名称を採択した時点より前の時点である。原告は、営業権に係る所有権を享受していることおよび被告が使用した時点で商標、名称または表装が特徴的であることを示さなければならない。

#### (v) 混同および誤認を生じさせるおそれ

詐称通用に関する訴訟が商標、名称または表装の類似性に基づく場合、商標の比較の原則が適用される。類似性に関する原則はなく、個々の事案の状況を考慮して事案を処理しなければならない。類似性の問題に判断を下すために、以下の要因が考慮されよう。

1. 依拠する名声の性質および範囲
2. 商標が単語、ラベルまたは結合商標かという商標の性質
3. 音声的、視覚的な類似性または発想の類似性など商標間の類似度
4. 商標が使用される商品の性質
5. 競争業者の商品の性質、特徴および性能の類似性
6. 商品の購買層
7. 商品の購入方法または注文方法
8. 関連しそうなその他の状況

混同または誤認を生じさせるおそれがあるか否かを見極める際、裁判所は、被告は詐欺的意図をもって行動したと証明できるか否かという問題も重視する場合がある。但し、詐欺的意図は訴訟原因の不可欠な部分ではない。

#### (vi) 事業分野

原告と被告が同一分野で取引しているか異なる製品や役務を取引しているかは重要でない。被告が全く異なる製品を扱っている場合でも詐称通用に関する訴訟で勝訴している。詐称通用は同一業種の競争業者を必要とする状況に限定されるのではなく、被告の事業は原告の事業と関連があるという虚偽の示唆の場合も含むとした先例が多数ある。

*Daimler Benz Aktiengesellschaft v. Hybo Hindustan AIR 1994 Del 239* では、原告は有名な自動車メーカーで、BENZ という商標および三つ星の図案の所有者であった。デリー高等裁判所は、当該商標および図案を肌着に使用することを被告に禁じた。

*Honda Motors Co. Ltd v. Charanjit Singh 2003 (26) PTC 1 (Del)* では、裁判所は、自動車および電力設備に使用されている原告の HONDA という商標は世界的な信用と名声を得ており、原告の製品の特徴となっていたと判断した。被告が圧力釜に同一商標を使用したことは、被告の事業および商品が原告の事業および商品であると公衆に誤認させるおそれがある。暫定的差止命令が被告に対して認められた。裁判所は、被告は異なる製品を扱っているのであるから混同または誤認を生じさせるおそれは全くないとの主張を退けた。

*Aktiebolaget Volvo v. Volvo steels Ltd 1998 PTC 47 (Bom)* では、ムンバイ高等裁判所の合議体は、建設業で使用される鉄筋を作るための中間生産物として使用される鋼塊の製造を被告に禁じた。原告は、陸上車、航空機および船舶用エンジン事業に携わる Volvo グループと呼ばれる多国籍企業だった。

同様に *United Distillers Plc v. Jagdish Joshi* 事件においても、裁判所は、Johnnie Walker という商標で有名な原告の商標を使用した噛みタバコの販売を被告に禁じた。

*Ciba Geigy Ltd v. Surinder Singh 1998 PTC 545 Del* では、原告は、歯ブラシおよび歯磨きの有名メーカーで、CIBA および CIBACA という商標の所有者であった。裁判所は、被告が CIBACA という商標を自動車用フィルターについて使用することを禁じた。被告は、当該商標の採択に関して一切説明しなかった。裁判所は、商品が全く異なる場合でも混同および誤認を生じさせるおそれがあると判断した。

#### (viii) インドの裁判所における様々な先例

ある者が自己の商品または事業を他者の商品または事業と表示する方法は様々で、全くの虚偽表示、競争業者の商標と同一のまたは外見だけ真似た商標の採択、競争業者の名称の主要部分の採択、ある業者が使用するラベルの表装または配色の複製、商品の意匠または形状の模倣、あるいは競争業者の商品または事業のこととして市場で知られている単語または名称の採択などがある。以下に示すのは詐称通用訴訟の勝訴例である。

##### a. 文字商標

*Rawal Industries v. Duke Enterprises 1983 IPLR 121* - 原告は自動車用オイルシールおよびサスペンション・ラバー・ブッシュ事業に従事しており、DUKE という商標を広範に使用していた。被告は、差止命令により自動車用絶縁ケーブルに DUKE という商標を使用することを禁じられた。

*Bata v. Pyarelal AIR 1985 All 242* - BATA という商標は、インドでブーツおよび靴に広範に使用されていた。被告は、Bata Foam という商標をマットレス、ソファ、クッション等に使用することを禁じられた。

*CEAT Tyres v. Jai Industrial 1991 IPLR 77* - CEAT という商標は原告がタイヤに使用していたものである。裁判所は、差止命令により CEAT という商標をファンベルト、V ベルトに使用することを被告に禁じた。

*Alfred Dunhill Ltd. v. Kartar Singh Makkar 1999 PTC 294 (Del)* - DUNHILL という商標はタバコ製品および関連する高級品に関連して世界的な名声を得ていた。被告は、DUNHILL という商標を繊維製品に使用することを禁じられた。

*Bajaj Electricals v. Metals & Allied Products AIR 1988 BOM 167* - 原告は、インドでは一般的な姓である BAJAJ を家庭用電気製品および台所用品に使用していた。被告は、BAJAJ を家庭用品に使用することを禁じられた。

#### b. 原告の商標を含む被告の名称

*Globe Super Parts v. Blue Super Flame AIR 1986 Del 245* - 原告は SUPERFLAME という商標を付してガス・ストーブを販売しており、当該商標はインドで名声を得ていた。被告は、BLUE SUPER FLAME という商号および取引上の名称を採択し、同一製品の販売を開始した。裁判所は、被告が取引上の名称として BLUE SUPER FLAME を使用することを差し止め、禁じた。

*International Business Services Group (P) Ltd. v. IBS Technologies Pvt. Ltd. 2000 PTC 595 (Mad)* - 原告は、コンピュータ・ソフトウェアの開発サービスに IBS という商標を使用し、営業権および名声を得ていた。裁判所は、差止命令により同様のサービスについて社名に IBS という文字・商標を組み入れ、使用することを被告に禁じた。

#### c. 非営利組織

*International Association of Lions Club v. National Association of Indian Lion 2002 (25) PTC 84 Bom* - 高等裁判所は、Lions Club がこの数十年間存在する国際組織であることを誰もが知っている場合には、被告のクラブ名に LION の語を使用する正当な理由はなく、被告の組織名に lion の語を使用することは、自己の組織を原告の組織と偽る意図を示すものであると判断し、被告にその使用を禁じた。

d. 表装・トレードドレス・商標ラベル中の美術的著作物・商品の外観および外部形態・物品の形状

*Nestle v. Doshi AIR 1939 Cal 466* ) - 原告は容器に IDEAL という商標と特徴的なラベルを付したミルク製品を販売しており、これらは名声を得ていた。被告は、CORDIAL という商標および類似したラベルの使用を禁じられた。

*Anglo Dutch Paints v. India Trading House AIR 1977 Del 41* - 原告は、特徴的な配色をもち、1001の数字を含むその他の特徴を伴った容器に入った塗料の販売に従事していた。裁判所は、9001 という数字を伴う、原告の容器とほぼ同一の容器に入れた同一製品の販売を被告に禁じた。

*Glaxo v. Samrat AIR 1984 Del 265* - 原告は、GLAXOSE という商標を使用した特徴的な箱に入ったグルコース粉末を販売していた。被告は原告の箱の表装の様々な特徴を複製し、裁判所はその使用を禁じた。

*Camlin v. National Pencil 1989 IPLR 215* - 原告は、特徴的な配色および表装を有する鉛筆を製造し、販売していた。使用された商標は異なるものであったが、被告はその複製を禁じられた。

*Richardson Vick v. Vikas Pharmaceuticals 1990 IPLR 44* - 被告は、原告のラベル並びにその配色および表装を複製した。当該ラベルには VICKS VAPORUB という商標も含まれていた。被告の製品に使用された VIKAS PACORUB という商標自体は類似するものではなかったが、被告はそのラベルの使用を禁じられた。

*William Grant v. McDowell (1994) FSR 690 (Del)* - 被告は原告のシングルモルトウィスキーの GLENFIDDICH というラベルの基本的特徴を複製し、当該ラベルおよび虚偽の取引表示の使用を禁じられた。

e. 商号

*Montari Industries Ltd. v. Montari Overseas Ltd. 1995 PTC 399* - 原告は MONTARI という商標を社名の一部として使用しており、顕著性を獲得していた。被告は当該商標を社名の一部として使用することを禁じられた。合議体はこの判決を支持した。

*Dolphin Laboratories Ltd v. Arun Kumar Bansal 1996 IPLR 43 (Del)* - 原告は DOLPHIN という商号および社名により医薬品業界で営業権および名声を得ていた。被告は、同一事業分野において社名の一部に DOLPHIN という単語を採択し、株式発行による市場からの資金調達を提案した。被告は社名の一部に DOLPHIN という単語を使用することを禁じられ、市場からの資金調達の提案も中止された。

#### f. ドメイン名

*Yahoo Inc v. Akash Arora 1999 PTC 201 (Del)* - 原告は有名な検索ポータルサイトで、商標およびドメイン名に YAHOO を使用しており、当該名称は当該サービスに関して名声を得ていた。被告は、インターネット・サービスに関する商標およびドメイン名に YAHOOINDIA.COM を使用することを禁じられた。ドメイン名は商標と同じ役割を果たし、従って商標と同等の保護を受けることができ、インターネット使用者が知的であっても、情報に疎い使用者であり得るし、インターネット・サイトの類似した名称によって混乱させられる場合があるとの判断が示された。

*Rediff Communication Ltd v. Cyberbooth 2000 PTC 209 (Bom)* - 原告は REDIFF.COM というドメイン名を使用しており、非常に有名なインターネット・サービス・プロバイダであった。被告は、RADIFF.COM を自己のドメイン名として採択して、当該ドメイン名の使用を禁じられた。

*Aqua Minerals Ltd v. Promod Borse 2001 PTC 619 (Del)* - 原告はボトル入りミネラル・ウォーターの有名メーカーであり、当該製品に BISLERI を使用していた。被告は、BISLERI.COM というドメイン名の使用を禁じられた。

*Info Edge (India) (P) Ltd v. Shailesh Gupta 2002(24) PTC 355 (Del)* - 原告は有名なジョブ・ポータルサイトで、NAUKRI.COM として知られていた。被告は、その名称が原告のドメイン名と音声的に類似するとの理由から NAUKARI.COM の使用を禁じられた。

#### (viii) 詐称通用に関する法的手続

詐称通用に関する訴訟は裁判所に提起することができる。詐称通用の訴訟原因に基づく法的手続の開始、救済手段および救済に関する手続は侵害の場合と同様である。これについては上記第 4 章に詳記した。

#### (ix) 詐称通用における抗弁

詐称通用訴訟では、「使用差止が求められている商標、名称、表装またはその他の記号は原告の商品または事業に特徴的でない」、「原告は遅延、禁反言、黙認および消滅時効のために救済を受ける資格がない」、「原告の商品または事業は被告のそれとは全く別のものであり混同および誤認を生じさせるおそれは全くない」、「被告は訴えられている商標、名称、表装またはその他の記号の同時使用の権利を有する」など、被告は多くの抗弁を持ち出す場合がある。

正直な業者が自己の名称の使用を止められないとでもしたら驚きである。しかし、そのような使用が詐称通用ということになれば、そうした業者はそれを止めることができる。原告が自己の商

標または名称は使用による識別力を獲得しており、自己の商品または事業を意味するものとなっていることを十分立証できる場合には、被告の意図がどうあれ、被告による当該商標および名称の使用が原告のそれと混同する可能性を生じるか否かの検討は裁判所に任せられる。詐称通用訴訟において商標または名称の同時使用は有効な抗弁となり得るが、被告が十分な証拠書類によってそのような使用を立証できる場合に限る。

## 第 章 技術移転・認可

### (i) 技術移転・ロイヤルティ支払いに関する政府規制

インドにおける技術協力契約は、インド準備銀行（RBI）および諸管理機関が発する通達と政策を組み合わせることにより規制されている。

#### a. 協力方法

外国技術協力契約を通じてのノウハウ導入は、次のいずれかにより認可される。

1. 自動認可ルート（政府の事前認可を必要としない）
2. 政府の事前認可

#### b. 認可される支払方法

自動認可ルートおよび政府認可ルートによる認可を受けることのできる支払項目は、技術的なノウハウ料金、設計・製図に対する支払い、エンジニアリング・サービスに対する支払いおよびロイヤルティの支払いである。

外国人技術者の雇用、インド人技術者の海外派遣および国産原材料・製品・国内開発技術の外国での検査に対する支払いは RBI の別の手続および規則の適用を受け、外国技術協力契約の認可対象とならない。同様に、設備機械および原料の輸入に対する支払いも、外国技術協力契約の認可対象とならない。

#### c. 支払条件

インド準備銀行は、インド企業の支払いについて以下の制限を条件として自動認可ルートで認可する。

1. 一括払いは 2 百万米ドルを超えないこと。
2. 支払うことのできるロイヤルティは、国内売上の 5% および輸出額の 8% まで、もしくは 10 年間に売上の 8% の支払合計（ロイヤルティ支払期間に関する制限はない）とする。

このようなロイヤルティの限度額は税抜き額で、標準的な条件に従って算定される。自動認可ルートによる認可を受けることのできる支払項目は、インド企業における外国資本比率に関係しない。

#### d. 商標またはブランド名に関するロイヤルティの支払い

技術移転を伴わずに外国協力者の商標およびブランド名を使用することに関しては、輸出額の2%および国内売上の1%を限度とするロイヤルティの支払いが自動認可ルートにより認められる。諸規則に従い、ブランド名および商標に関するロイヤルティは、正味売上高に対する比率により支払わなければならない。正味売上高とは、総売上高から代理店またはディーラーの手数料、輸送費（海上運賃、保険料、関税、税金その他の費用を含む）および原料・部品・組み立て部品費を差し引いたものである。

#### e. 商標およびブランド名を含む技術移転に関するロイヤルティ

技術移転に関するロイヤルティの支払いには外国協力者の商標およびブランド名の使用に対するロイヤルティの支払いが含まれる。このような外国技術契約の自動認可の申請書は、関係するRBIの支店に書式 FT (RBI) を提出する。書式 FT の提出には手数料を要しない。

#### f. 政府による認可

産業政策・振興局 (DIPP) 発行のプレス・ノート 2005 年第 1 号は、インドでの外国技術協力に必要な政府認可の範囲について説明している。政府による認可は、外国投資家が「同一」分野において既存の合弁事業または技術移転・商標契約を有する場合に限り必要とされる（技術協力が提案された場合はプロジェクト承認委員会 (PAB) から、資金および技術協力が提案された場合は外国投資促進委員会 (FIPB) から）。そのような場合、新規提案が既存の合弁事業または技術・商標契約のパートナーまたは利害関係者の利益を損なわないことを政府に示さなければならない。外国投資家あるいは技術供給者もインド側のパートナーも、政府が満足するように必要な正当化理由およびこれに関する証拠を提供することが重要である。

外国投資家が「同一」分野で合弁事業または技術移転・商標契約を有していても政府の事前認可を必要としない場合がある。これに該当するのは次のいずれかである。

1. インド証券取引委員会 (SEBI) に登録されているベンチャー・キャピタル・ファンドによる投資の場合
2. いずれかの当事者による既存の合弁事業に対する投資が3%未満の場合
3. 既存の合弁事業または技術協力が休眠状態にある場合

2005 年 1 月 12 日以降に締結予定の合弁事業は、パートナーの一人が「同一」経済活動分野において別の合弁事業または完全所有子会社を設立したいと希望する場合に合弁事業のパートナーの利益を保護する「利益相反」条項を取り入れることができる。

これらの規則は、個々の産業部門に関する政府の方針に従う。

自動認可ルートでは許可されない外国技術協力の提案は、産業政策・振興局（DIPP）の PAB により検討される。そのような場合の申請書は、書式 FC-IL を産業援助局に提出する。資金および技術協力の提案については、申請書を FIPB に提出しなければならない。申請書の提出には手数料を要しない。

## (ii) トレードシークレットおよび秘密情報

トレードシークレットまたは秘密情報はインドの特定の法律によっては保護されない。しかし、インドは TRIPS 協定の加盟国であり、同協定第 39 条では開示されていない情報を保護している。インドの裁判所は、イギリスのコモンローおよびそれに基づく判例をもとに秘密情報の保護のための判例法を形成してきた。

### a. 秘密情報

契約の適用により、情報は、契約が秘密扱いを義務づける限り、秘密性に関係なく、秘密情報として扱われる。裁判所は、契約を欠く場合は秘密情報を次のように定めることができると補足している。

「秘密の情報は、契約は別として、当該情報について必要な秘密性を有していなければならない。すなわち、当該情報は、公共財産および公知のものであってはならない。一方、誰でも使用のために入手できる素材をもとに作成者が行った作業の成果である（中略）秘密文書を所有することは十分あり得ることである。しかし、それを秘密たらしめるものは、文書の作成者が知恵を絞り、同一手順を経た者しか生み出すことのできない成果を生み出したという事実である。<sup>167</sup>」

取引または産業の場において、秘密情報は、次の 4 つの要素を満たなければならない情報として定められている<sup>168</sup>。

1. その情報は、所有者が当該情報の公開は自己に不利となるまたは競争業者その他に有利となると確信する情報でなければならない。
2. 所有者は、その情報は秘密または機密である、すなわち、公知となっていないと確信

<sup>167</sup> Saltman Engineering Co. Ltd. v. Campbell Engineering Co. Ltd. (1948) 65 RPC 203 (213 ページ) ; Zee Telefilms Ltd. and Film and Shot and Anr. 対 Sundial Communications Pvt. Ltd. and Ors. 事件（ムンバイ高等裁判所、2003 年 3 月 27 日、第 11 パラグラフ）において依拠

<sup>168</sup> Thomas Marshal (Exports) Ltd. v. Guinel, (1978) 3 All ER 193, pp.209-210 ; Zee Telefilms Ltd. and Film and Shot and Anr. v. Sundial Communications Pvt. Ltd. and Ors. (ムンバイ高等裁判所、2003 年 3 月 27 日、第 19 パラグラフ) において依拠

していなければならない。情報所有者の競争業者の一部または全部がその情報をすでに所有している場合もある。しかし、所有者がその情報を秘密であると確信する限り、所有者は当該情報の保護を図ることができる。

3. 前記2項目における所有者の確信は、合理的なものでなければならない。
4. 情報は、関係する特定の業界または取引の慣習および慣行に照らして判断しなければならない。

#### b. 契約上の保護

情報を開示する者が情報の開示を受けるものに対し、当該情報を秘密に保持する義務を課す場合、契約法の適用によって情報を保護することができる。開示禁止契約または秘密保持契約によって保護される秘密情報の開示については、契約違反で訴えることによって救済を申し立てることができる。

インド契約法の規定は、契約上の秘密保持義務の例外について定めている。第27条は、何人に対しても種類の如何を問わず合法的な職業、取引または事業を行うことを制限する契約は、その範囲において無効であると定めている。従って、ある者がいずれかの雇用者との雇用の期間中に得た知識および経験を使用することを禁じられた契約は、取引を制限する契約であり、その範囲で無効となる<sup>169</sup>。

#### c. エクイティ上の保護

性質上秘密の情報は、イギリスのエクイティおよび信義誠実の原則によっても保護される。コモンローによって、当事者間に契約関係がない場合に秘密保持義務が存在すると判断されている<sup>170</sup>。エクイティの広範な原則は、情報を秘密に受け取った者は当該情報を不正に利用してはならないと定めている<sup>171</sup>。原告は、秘密保持義務違反に依拠して訴える場合には、次の3つの要素を立証しなければならない<sup>172</sup>。

1. 当該情報は秘密のものであったこと。
2. 当該情報は秘密保持義務を課す状況のもとで伝達されたこと。
3. 当該情報の伝達者（すなわち、原告）に不利になるような当該情報の不正使用があったこと。

---

<sup>169</sup> Sandhya Organic Chemicals Pvt. Ltd. V. United Phosphorus Ltd. And Another ( Gujarat 高等裁判所、1997年2月2日)

<sup>170</sup> Talbot v. General Television Corporation Pvt. Ltd., reported in (1981) RPC 1 (8-9パラグラフ)

<sup>171</sup> Seager v. Copydex Limited 1967 RPC 349 (368ページ)

<sup>172</sup> 前出 注4

上記の法原則は、インドでも同様に適用される。

d. 救済手段

秘密保持義務違反に関する救済手段は、裁判所への民事訴訟の提起および以下を得ることから成る。

1. 本案的差止命令か暫定的差止命令かを問わず、差止命令（当該情報を秘密にしておく必要のある一定期間まで延長）
2. 損害賠償または補償
3. 利益の計算

法的手続の開始および訴訟手続については第 章の法的手続の項を参照されたい。

[特許庁委託]  
模倣対策マニュアル インド編

[ 著者 ]  
**Amarchand & Mangaldas & Suresh A. Shroff & Co.**  
Amarchand Towers  
216, Okhla Industrial Estate Phase-III  
New Delhi-110 020  
Ph. No.+91 11 2692 0500, 5159 0700  
Fax No.+91 11 2692 2900, 2692 4900  
E-mail: am\_ip@amarchand.com

[ 発行 ]  
日本貿易振興機構 経済分析部  
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6 階  
TEL:03-3582-5198  
FAX:03-3585-7289

2005 年 3 月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構が 2005 年 3 月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。